

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★③市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求等を受理する組織の所在地	★⑬別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考
危管112	避難行動要支援者名簿(登録名簿)	市長	危機管理室	危機管理室長	避難行動要支援者(登録者)を把握し避難支援等を実施するため	1登録番号、2地区名、3地区3-ド、4受付年月日、5担当課名、6氏名、7住所コード、8性別、9生年月日、10会員登名、11同意書有無、12同居者の有無、13郵便番号、14住所、15自宅電話、16固定FAX、17携帯電話、18~97ドレス、19登録区分、20緊急連絡先氏名、21緊急連絡先続柄、22緊急連絡先住所、23緊急連絡先電話、24緊急連絡先携帯、25避難支援者名、26避難支援者関係、27避難支援者住所、28避難支援者電話、29避難支援者携帯、30予定する避難所、31移動手段、32隣地の異様、33隣地の地図、34普段している70(箇)、35日中の活動70(箇)、36持病名、37常用している薬の名前、38かかりつけ医、39医療機関名、40医療機関電話番号、41視覚・聽覚等の状況、42その他記載事項、43自治会への回帳配布日、44別冊避難計画の提出日、45表格添付、46貴重財理由、47その他3点	越谷市避難行動要支援者支援制度の登録者	本人(代理人含む)からの窓口提出・郵送による受付	1000人~9999人	含まない	含む	市民活動支援課、地区センター、福祉統務課、障害福祉課、地域包括ケア課、介護保険課、子ども福祉課、健康づくり推進課、感染症対策課、消防局指令課、自治区、民防課、児童委員、児童委員、越谷警察署、越谷市社会福祉協議会、地域包括支援センター、避難行動要支援者に関する機関	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	旧名称:災害時援護者台帳
危管113	避難行動要支援者名簿(全体名簿)	市長	危機管理室	危機管理室長	避難行動要支援者を把握し避難支援等を実施するため	1郵便番号、2現住所、3氏名、4生年月日、5性別、6続柄、7住所コード、8住民コード、9世帯コード	市内における避難行動要支援者要件に該当する者	府内関係各課のシステム等から対象者を抽出	1000人以上	含まない	含む	障害福祉課、地域包括ケア課、介護保険課、子ども福祉課、感染症対策課(災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要なある認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に配布する)	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	旧名称:避難行動要支援者名簿(全対象者)
危管122	自主防災組織リーダー養成講座参加者台帳	市長	危機管理室	危機管理室長	自主防災組織リーダー養成講座の参加者を把握し取りまとめたため	1氏名、2住所、3電話番号	参加者・講師	訓練参加者本人(代理人含む)から窓口又はFAXで受付	1000人~9999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り		
紹3	公職者システム	市長	秘書課	秘書課長	公職者・市政協力者等について、顔写真や報等の事務処理を円滑に行なうため	1氏名、2生年月日、3住所、4職名等	市・県議会議員、市政功労者等	声書きが情報を入力することにより収集している	1000人~9999人	含まない	含まない	各課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
広1	R2年度読者クイズ応募者リスト	市長	市長公室広報シティプロモーション課	市長公室広報シティプロモーション課長	市長公室広報シティプロモーション課	読者クイズの回答者を整理抽選し、当選者に景品等を送付するため	1住所、2氏名、3電話番号、4年齢	読者クイズに回答した者	本人から郵送による	1000人~9999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	
広2	R3年度読者クイズ応募者リスト	市長	市長公室広報シティプロモーション課	市長公室広報シティプロモーション課長	市長公室広報シティプロモーション課	読者クイズの回答者を整理抽選し、当選者に景品等を送付するため	1住所、2氏名、3電話番号、4年齢	読者クイズに回答した者	本人から郵送による	1000人~9999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	
広3	R4年度読者クイズ応募者リスト	市長	市長公室広報シティプロモーション課	市長公室広報シティプロモーション課長	市長公室広報シティプロモーション課	読者クイズの回答者を整理抽選し、当選者に景品等を送付するため	1住所、2氏名、3電話番号、4年齢	読者クイズに回答した者	本人から郵送及び電子申請による	1000人~9999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	
広17	50周年記念事業参加者リスト	市長	市長公室広報シティプロモーション課	市長公室広報シティプロモーション課長	市長公室広報シティプロモーション課	周年記念事業を実施するため	1住所、2氏名、3生年月日、4性別、5電話番号、6性別	50周年記念事業参加者	本人から事前郵送等、当日受付によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	
広18	60周年記念顕彰者リスト(個人)	市長	市長公室広報シティプロモーション課	市長公室広報シティプロモーション課長	市長公室広報シティプロモーション課	周年記念事業を実施するため	1住所、2氏名、3生年月日、4性別、5電話番号、6性別	60周年記念顕彰者	本人から郵送等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	
広19	60周年記念顕彰者リスト(団体)	市長	市長公室広報シティプロモーション課	市長公室広報シティプロモーション課長	市長公室広報シティプロモーション課	周年記念事業を実施するため	1住所、2氏名、3生年月日、4性別、5電話番号、6性別、7所属団体	60周年記念顕彰者	本人(代表者)から郵送等によって収集している	1000人~9999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	
広26	R5年度バッズアーチ定例参加者名簿	市長	市長公室広報シティプロモーション課	市長公室広報シティプロモーション課長	市長公室広報シティプロモーション課	市内見学バッズアーチ定例参加者	1氏名、2新番号、3住所、4電話、5年齢、6メールアドレス	市内見学バッズアーチ応募者	本人から郵送及び電子申請による	1000人~9999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	応募者リストをバッズアーチ定例ごとに管理している
広28	R5度鶴鳴見学会名簿	市長	市長公室広報シティプロモーション課	市長公室広報シティプロモーション課長	市長公室広報シティプロモーション課	鶴鳴見学会を実施するため	1氏名、2新番号、3住所、4電話、5年齢、6メールアドレス	鶴鳴見学会応募者	本人から郵送及び電子申請による	1000人~9999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	応募者リストを鶴鳴見学会の実施日ごとに管理している
広29	R5年度読者クイズ応募者リスト	市長	市長公室広報シティプロモーション課	市長公室広報シティプロモーション課長	市長公室広報シティプロモーション課	読者クイズの回答者を整理抽選し、当選者に景品等を送付するため	1住所、2氏名、3電話番号、4年齢	読者クイズに回答した者	本人から郵送及び電子申請による	1000人~9999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	
広33	R6年度バッズアーチ参加者名簿	市長	市長公室広報シティプロモーション課	市長公室広報シティプロモーション課長	市長公室広報シティプロモーション課	市内見学バッズアーチを実施するため	1氏名、2郵便番号、3住所、4電話、5年齢、6メールアドレス	市内見学バッズアーチ応募者	本人から郵送及び電子申請による	1000人~9999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	応募者リストをバッズアーチ実施日ごとに管理している
広34	R6度鶴鳴見学会名簿	市長	市長公室広報シティプロモーション課	市長公室広報シティプロモーション課長	市長公室広報シティプロモーション課	鶴鳴見学会を実施するため	1氏名、2郵便番号、3住所、4電話、5年齢、6メールアドレス	鶴鳴見学会応募者	本人から郵送及び電子申請による	1000人~9999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	応募者リストを鶴鳴見学会の実施日ごとに管理している
広35	R6年度読者クイズ応募者リスト	市長	市長公室広報シティプロモーション課	市長公室広報シティプロモーション課長	市長公室広報シティプロモーション課	読者クイズの回答者を整理抽選し、当選者に景品等を送付するため	1住所、2氏名、3電話番号、4年齢	読者クイズに回答した者	本人から郵送及び電子申請による	1000人~9999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	
デジ1	職員基盤ネットワークシステム(情報系・業務系)	市長	市長公室行政デジタル推進課	市長公室行政デジタル推進課長	市長公室行政デジタル推進課	市が保有する情報資産利用者の本人確認を行う	1氏名、2所属、3職名、4職員番号、4生年月日、5パスワード、6操作権限	越谷市職員等	本人や人事課等管理所属から書面、電子申請の提出により収集している	1000人以上	含まない	提供なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
人権1	越谷市女性・DV相談支援センター名簿	市長	市長公室人権・男女共同参画推進課	市長公室人権・男女共同参画推進課長	市長公室人権・男女共同参画推進課	相談業務の相談者管理のため	1氏名、2電話番号、3初回相談日、4最終相談日	女性・DV相談支援センターの相談者	相談者に確認した氏名を収集している	1000人~9999人	含まない	含む	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
人権2	支援措置申出者一覧	市長	市長公室人権・男女共同参画推進課	市長公室人権・男女共同参画推進課長	市長公室人権・男女共同参画推進課	相談業務の支援措置申出書発行	1住所、2住所、3電話番号、4生年月日、5年齢、6センターへの申出日、7決済日	支援措置申出者	面接時、申出者本人からの聴取で収集している	1000人~9999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
人権3	DV相談証明申請者一覧	市長	市長公室人権・男女共同参画推進課	市長公室人権・男女共同参画推進課長	市長公室人権・男女共同参画推進課	相談業務のDV相談証明発行事務の管理のため	1住所、2									

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者の名称	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者の名称		★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求権を受理する組織の所在	★⑬別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考
				管理者	管理者												
政28	総合振興計画審議会委員募集受付簿	市長	総合政策部政策課	総合政策部政策課長	総合振興計画審議会委員選考の管理のため	1住所、2氏名、3生年月日、4電話番号	当該審議会委員への応募をした者	本人から窓口、郵送、メール、電子申請で受け付ける	1人~99人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第11項のファイル 無し	
政29	総合振興計画審議会委員名簿	市長	総合政策部政策課	総合政策部政策課	総合振興計画審議会委員の管理のため	1住所、2氏名、3電話番号、4メールアドレス、5生年月日、6団体加入状況	当該審議会の委嘱を受けた者	本人から窓口、郵送、メールで受け付ける	1人~99人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第10項のファイル 無し	
南推3	新たな越谷サンシティの整備に関する「市民意見交換会」室内者リスト	市長	総合政策部南越谷にぎわい推進室	総合政策部南越谷にぎわい推進室	市民意見交換会に係る案内送付のため	1氏名、2住所、3性別、4生年月日・年齢	R3.11.1時点で16歳以上の市民のうち無作為で抽出した2,000人	実施機関内で収集	1,000人以上	含まない	含まない		越谷市総合政策部南越谷にぎわい推進室	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所本庁舎1階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
南推6	「越谷サンシティのあり方に関する市民懇談会」案内発送者リスト	市長	総合政策部南越谷にぎわい推進室	総合政策部南越谷にぎわい推進室	市民懇談会に係る案内送付のため	1氏名、2住所、3性別、4生年月日・年齢	R6.1時点で18歳以上の市民のうち無作為で抽出した5,200人	実施機関内で収集	1,000人以上	含まない	含まない		越谷市総合政策部南越谷にぎわい推進室	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所本庁舎1階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
行管2	公職者システム	市長	行財政部行政管理課	行財政部行政管理課	越谷市審議会等設立及び運用に関する要綱に基づき委員の兼職数及び在任期間を管理する	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6団体加入状況	各審議会に在籍する委員	本人から窓口受付、郵送等によって受け付ける	1,000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推1	H13年度増減表(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推2	H14年度増減表(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推3	H15年度増減表(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推4	H19年度増減表(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推5	H20年度増減表(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推6	H21年度増減表(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推7	H22年度増減表(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推8	H23年度増減表(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推9	H24年度増減表-1(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推10	H24年度増減表-2(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推12	H25年度増減表-全期間(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推14	H26年度増減表-全期間(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推15	H27年度増減表-上半期(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推16	H27年度増減表-全期間(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推17	H28年度増減表-上半期(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推18	H28年度増減表-下半期(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推20	H29年度増減表-下半期(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推22	H30年度増減表-下半期(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推24	H31(R1)年度増減表-下半期(データベース)	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課	普通財産の管理のため	1氏名	公有財産用申請者	本人から郵送等によって収集している	1,000人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第	

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求等を受理する組織の所在地	★⑬別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考
公推133	H31賃借料基礎資料（消防・警防課）	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課長	各所管課で借りている事業用地の地代を算出するため	1氏名	土地所有者	固定資産課税台帳	100人~999人	含まない	含まない	警防課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推144	R2賃借料基礎資料（消防・警防課）	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課長	各所管課で借りている事業用地の地代を算出するため	1氏名	土地所有者	固定資産課税台帳	100人~999人	含まない	含まない	警防課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推157	R3賃借料基礎資料（消防・警防課）	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課長	各所管課で借りている事業用地の地代を算出するため	1氏名	土地所有者	固定資産課税台帳	100人~999人	含まない	含まない	警防課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推169	R4賃借料基礎資料（消防・警防課）	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課長	各所管課で借りている事業用地の地代を算出するため	1氏名	土地所有者	固定資産課税台帳	100人~999人	含まない	含まない	警防課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推181	R5賃借料基礎資料（消防・警防課）	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課長	各所管課で借りている事業用地の地代を算出するため	1氏名	土地所有者	固定資産課税台帳	100人~999人	含まない	含まない	警防課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推208	登記事事務受付簿・進捗状況	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課長	嘱託登記書の作成のため	1氏名、2住所	契約相手住所氏名	本人から郵送等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公推228	R6賃借料基礎資料（消防・警防課）	市長	行財政部公共施設マネジメント推進課	行財政部公共施設マネジメント推進課長	各所管課で借りている事業用地の地代を算出するため	1氏名	土地所有者	固定資産課税台帳	100人~999人	含まない	含まない	警防課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
市税1	個人市民税・県民税の賦課事務	市長	行財政部市民税課	行財政部市民税課長	個人市民税・県民税申告書、確定申告書及び特別徴収義務者から提出された給与支払報告書等に基づいて、個人市民税・県民税の賦課事務を行つ	1住戸、2性別、3住戸、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9住所、10印影、11個人番号、12心身障害者等、13資産状況、14資産状況、15納稅状況、16取引状況、17公的扶助の受給の有無、18職業・職歴、19資格、20地位、21家庭状況、22居住状況、23勤務先	地方税法上の納税義務者	本人および代理人より窓口交付、郵送、電子送信により受付	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	収納課、くらし安心課、給食課、子ども福祉課、国保年金課、障害者福祉課、感染症保健対策課、こども家庭センター、介護保険課、生活福祉課特別給付金課、健康づくり推進課、環境政策課、生活福祉課、地域包括ケア課、保育人所課、子ども施設推進課、建築住宅課、学務課、越谷・松伏水道企業団税務課、東埼玉資源環境組合税務課、経済振興課、下水道経営課、福祉業務課、青少年課、人材課、教育施設課、税務課、国税局、公安委員会、地方税共同機構、福利事務所、県税事務所、都道府県、市役所、信用保証協会、警察署、児童相談所、後期高齢者医療広域連合会、住宅供給公社、日本年金機構	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
市税2	法人市民税の申告及び賦課に関する事務	市長	行財政部市民税課	行財政部市民税課長	法人市民税申告書等の提出に基づき、賦課事務を行う	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6本籍・国籍、7親族関係・統柄、8地位、9住所、10印影、11個人番号、12心身障害者等、13資産状況、14資産状況、15納稅状況、16取引状況、17公的扶助の受給の有無、18職業・職歴、19資格、20地位、21家庭状況、22居住状況	地方税法上の納税義務者	法人市民税納税義務者および代理人より窓口交付、郵送、電子送信により受付	1000人以上	含まない	含まない	資産税課、収納課、税務署	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
市税4	事業所税の申告及び賦課に関する事務	市長	行財政部市民税課	行財政部市民税課長	事業所税申告書等の提出に基づき、賦課事務を行う	1住戸、2性別、3電話番号、4印影、5個人番号、6資産状況	地方税法上の納税義務者	本人および代理人より窓口交付、郵送、電子送信により受付	100人~999人	含まない	含まない	収納課、子ども施設推進課、環境政策課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
市税5	軽自動車税の申告及び賦課に関する事務	市長	行財政部市民税課 南部出張所 北部出張所	行財政部市民税課長	軽自動車の登録・鹿車申告に基づき軽自動車税の賦課決定及び更正処理を行う	1氏名、2性別、3住戸、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7親族関係・統柄、8地位、9住所、9印影、10個人番号、11資産状況、12納稅状況、13公的扶助の受給の有無、14識別番号、15軽自動車の主なる定置場	地方税法上の納税義務者	本人および代理人より窓口交付、郵送、電子送信により受付	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	収納課、くらし安心課、生活福祉課、子ども施設推進課、環境政策課、税務署、公安委員会、警察署	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
市税6	税証明交付申請受付事務	市長	行財政部市民税課 バースポートセンター 南部出張所 北部出張所	行財政部市民税課長	地方税法等に基づく諸証明の交付等に関する事務を処理する	1住戸、2性別、3電話番号、4印影、5個人番号、6資産状況	申請書の提出があった者	本人および代理人より窓口交付、郵送。	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
貢税1	固定資産税ファイル	市長	行財政部資産税課	行財政部資産税課長	固定資産税並びに都市計画税の適正な評価及び賦課を行うため	1住戸、2氏名、3電話番号、4生年月日、5資産状況、6課税額、7口座情報、8個人番号、9相続人情報、10、非課税、特例、減免に関する情報	固定資産の所有者、納税義務者、納税代理人、相続人代表者、その他代理人等	本人（代理人を含む）から窓口、郵送、電子申請で受け付ける。戸内のシステムと連携して収集している。	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	公共施設マネジメント推進課、地域包括ケア課、生活福祉課、建築住宅課、道路整備課、道路建設課、下水道課、経済振興課、農業委員会、埼玉県税務課、市街地整備課、農業振興課、法務局、埼玉県都市整備部住宅課、税務署、埼玉県土整備事務所、越谷・松伏水道企業団等	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	北部、南部出張所共通
収1	収納管理システム	市長	行財政部収納課	行財政部収納課長	納稅義務者の収納状況把握、督促発行、過誤納税の還付、口座振替納税管理及び納稅證明事務のため	1氏名、2性別、3住戸、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9住所、10印影、11心身障害者等、12納稅状況、13口座番号、14職業・職歴	納稅義務者	本人（代理人含む）から電話や郵送等で収集、実施機関内で収集、他の実施機関から収集、又は他の地方公共団体から収集	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
収2	滞納管理システム	市長	行財政部収納課	行財政部収納課長	臨戸徵収・納税相談・滞納処分・不納戻税、各種税務調査等、一連の滞納整理事務のため	1氏名、2性別、3住戸、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9住所、10印影、11心身障害者等、12疾病・負傷等、13收入状況、14資産状況、15納稅状況、16取引状況、172次扶助の受給の有無、18心身障害者等、19職業・職歴、20賃貸、21地位、22家庭状況、23居住状況、24意見・要望の内容、25意見・要望の内容、26各種相	納稅義務者・滞納者	本人（代理人含む）から電話や郵送等で収集、実施機関内で収集、他の実施機関から収集、又は他の地方公共団体から収集	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
収3	税外債権名寄せリスト	市長	行財政部収納課	行財政部収納課長	市が有する税外債権の滞納整理業務を遂行するため	1氏名、2住所、3婚姻、4家族関係・統柄、5住所、6心身障害者等、7疾病・負傷等、8親族関係・統柄、9住所、10印影、11心身障害者等、12疾病・負傷等、13賃貸、14資産状況、15納稅状況、16取引状況、17公的扶助の受給の有無、18心身障害者等、19職業・職歴、20賃貸、21地位、22家庭状況、23居住状況、24意見・要望の内容、25意見・要望の内容、26各種相	市が有する税外債権の債務者	本人（代理人含む）から電話や郵送等で収集、実施機関内で収集、他の実施機関から収集、又は他の地方公共団体から収集	100人~999人	含まない	含まない	他の実施機関	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
収7	継続交付要求整理簿	市長	行財政部収納課	行財政部収納課長	滞納整理業務の交付要求状況の管理のため	1氏名、2住所、3納付状況	滞納者	実施機関内で収集、他の実施機関から収集、又は他の地方公共団体から収集	100人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
収17	土地改良区費未納者リスト	市長	行財政部収納課	行財政部収納課長	賦課金の収納、滞納状況報告及び賦課金送金	1氏名、2住所、3納付状況	滞納者	実施機関内で収集、民間・私人から収集	100人~999人	含まない	含まない	土地改良区	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
収18	税外債権等回収業務委託者リスト	市長	行財政部収納課	行財政部収納課長	市が有する税外債権の管理に関する事務を弁護士法人												

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★③市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求等を受理する組織の所在	★⑬別法令による訂正及び利用地停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考
				登録料・譲渡所得割引控除額返還金対象者管理台帳	市長		行財政部収納課		行財政部収納課長							電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
取20	たばこ税・徴収簿	市長	行財政部収納課	行財政部収納課長	登録料・譲渡所得割引控除額返還金の対象者を管理するため	1氏名、2住所、3住民コード、4運付対象年度、5運付額、6運付支払日、7運付方法	返還金対象者	実施機関内で収集	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
取21	公開請求及び開示請求等受付簿	市長	行財政部収納課	行財政部収納課長	開示請求及び開示請求事務の受付状況を把握するため	1氏名	納稅義務所・満納者	実施機関内で収集、民間・私人から収集	100人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
統1	情報提供一覧	市長	総務部総務課	総務部総務課長	情報提供事務の受付状況を把握するため	1氏名	公開請求及び開示請求を提出した者	公開請求及び開示請求の受付状況を把握するため	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
統2	情報公開・個人情報保護審議会委員名簿	市長	総務部総務課	総務部総務課長	情報公開・個人情報保護審議会委員の情報を管理するため	1氏名	情報提供依頼書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送、電子申請（公開請求のみ）で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
統5	情報公開・個人情報保護審議会委員の情報を管理するため	市長	総務部総務課	総務部総務課長	情報公開・個人情報保護審議会委員の情報を管理するため	1氏名、2住所、3電話番号、4生年月日、5性別、6所属団体・部署、7職務	情報公開・個人情報保護審議会委員を委嘱された者	本人から窓口受付、郵送で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
統10	広報配布台帳	市長	総務部総務課	総務部総務課長	広報等配送先の情報を把握するため	1氏名、2住所、3電話番号	広報配送先等変更届を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送、電子申請で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない	文書配達業務により配送する文書を所管する課所	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
統11	広島平和記念式典参加事業抽選会応募者名簿	市長	総務部総務課	総務部総務課長	広島平和記念式典参加事業抽選会応募者情報を把握するため	1氏名、2住所、3電話番号、4学校名、5学年クラス	広島平和記念式典参加者情報を把握するため	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送、電子申請で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
統12	広島平和記念式典参加事業参加者登録情報一覧	市長	総務部総務課	総務部総務課長	広島平和記念式典参加事業参加者の健康状態や緊急連絡先を把握するため	1氏名、2住所、3電話番号、4学校名、5学年クラス、6性別、7生年月日、8既往病歴、9健診結果情報、10写真、11工作	広島平和記念式典参加事業参加者の健康状態や緊急連絡先を把握するため	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送、電子申請で受け付ける	100人~999人	含まない	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
庁3	拾得物管理事務	市長	総務部庁舎管理課	総務部庁舎管理課長	庁舎内における遺失物・拾得物の適正な管理を行うため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5年齢、6電話番号、7本籍、8届出、9写真等	庁舎内における遺失物・拾得物の所有者及び拾得物に記載されている情報、あるいは遺失者からの窓口または電話等による個人情報	100人~999人	含まない	含まない	越谷警察署	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
庁4	当直警備事務	市長	総務部庁舎管理課	総務部庁舎管理課長	勤務時間外及び休日に在勤若しくは電話のあった者	1氏名、2住所、3電話番号	勤務時間外及び休日に来庁若しくは電話のあった者	本人等から窓口・電話等により収集している	100人~999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
庁5	公用車事故に係る保険事務	市長	総務部庁舎管理課	総務部庁舎管理課長	公用車事故に係る任意保険の示談等事務	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5年齢、6電話番号、7疾病、8傷害、9検査・診察等、10免許証番号等	事故の当事者	本人（代理人含む）から電話、郵送等によって収集している	100人~999人	含まない	含まない	公益社団法人全国市有物件災害共済会	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
庁10	職員の公務における安全運転に関する事務	市長	総務部庁舎管理課	総務部庁舎管理課長	越谷市自動車等管理制度規則第1条の規定により、自走車等を運転する職員の指定等を行うことでの、公務における安全運転の確保を図るため	1氏名、2職業、3職歴、4免許証類種・有無等	職員	本人よりメール等で収集	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
庁15	行政財産使用許可申請に係る事務	市長	総務部庁舎管理課	総務部庁舎管理課長	庁舎を使用する財産使用許可申請、受付事務及び許可事務	1氏名、2住所、3電話番号、4目的等	行政財産使用許可申請書を提出した者	本人から窓口受付、郵送	100人~999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
庁16	庁舎使用許可申請に係る事務	市長	総務部庁舎管理課	総務部庁舎管理課長	庁舎使用許可申請、受付事務及び許可事務	1氏名、2住所、3電話番号、4地位、5資格、6目的等	庁舎使用許可申請書を提出した者	本人から窓口受付	100人~999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
市活22	通訳翻訳ボランティア名簿	市長	市民協働部市民活動支援課	市民協働部市民活動支援課長	越谷市通訳ボランティア、多文化共生推進員として登録を希望する方の情報を記録するため	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6国籍、7メールアドレス、8通訳翻訳言語	通訳翻訳ボランティア登録申請書、通訳翻訳ボランティア更新申請書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送、電子申請で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
市活25	市民協働部市民活動支援課	市長	市民協働部市民活動支援課	市民協働部市民活動支援課長	越谷市都市交流事業を実施するにあたり、事業の参加候補者情報を記録するため	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6学年、7メールアドレス、8学年名	越谷市都市交流事業への応募者からの窓口受付	100人~999人	含まない	含まない	越谷市国際交流協会	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
桜セ2	桜井地区コミュニティ推進協議会主催事業参加者名簿	市長	市民協働部市民活動支援課桜井地区センター	市民協働部市民活動支援課桜井地区センター	桜井地区コミュニティ推進協議会主催事業における参加者の情報を記録し、事務に資する。	1氏名、2郵便番号、3住所、4電話、5性別、6年齢	事業に参加希望をした者	本人または関係団体から、窓口、郵送、電子等で収集する	100人~999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
桜セ3	桜井地区自治会連合会会員名簿	市長	市民協働部市民活動支援課桜井地区センター	市民協働部市民活動支援課桜井地区センター	桜井地区自治会連合会会員の情報管理のために利用する。	1氏名、2郵便番号、3住所、4電話、5選出自自由	桜井地区自治会連合会会員	本人または関係団体から、窓口、郵送、電子等で収集する	100人~999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
増セ9	増林地区防犯・防災連絡協議会名簿	市長	市民協働部市民活動支援課増林地区センター	市民協働部市民活動支援課長	増林地区防犯・防災連絡協議会の実施するにあたり、事業の参加候補者情報を記録するため	1住所、2氏名、3電話番号、4郵便番号、5選出自自由	増林地区防犯・防災連絡協議会会員	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送、電子等によって収集している	100人~999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
相セ2	大相模地区コミュニティ推進協議会主催事業参加者名簿	市長	市民協働部市民活動支援課大相模地区センター	市民協働部市民活動支援課長	大相模地区コミュニティ推進協議会主催事業における参加者の情報を記録し、事務に資する。	1住所、2氏名、3電話番号、4郵便番号、5選出自自由	事業に参加希望をした者	本人から、窓口、電話等で収集する	100人~999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
相セ12	大相模地区センター図書貸出カード登録者名簿	市長	市民協働部市民活動支援課大相模地区センター	市民協働部市民活動支援課長</													

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求等を受理する組織の所在地	★⑬個別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考
くらし33	電話・来訪等による要望・苦情の処理事務	市長	市民協働部くらし安心課	市民協働部くらし安心課長	電話・来訪等により市民の意見・要望等を把握し、市政に反映するとともに、関係課と調整のうえ回答等を行う。	1氏名、2住所、3電話番号、4意見等の内容、5その他意見等に関わる情報	電話・来訪等をした者、その他意見等に関わる者	電話、来訪、電子メール	1 000人~9 999人	含まない	含まない	府内関係課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
市民1	住民登録システム	市長	市民協働部市民課	市民協働部市民課長	住民基本台帳の管理、証明発行、届出処理を行う	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯主・統柄、5本籍、6住所等の居住情報、住民票コード、8個人番号、9国民健康保険に関するもの、10外国人に関する情報	越谷市に住民登録を有する（有した）もの	本人（代理人を含む）から窓口受付、他市町村からの通知等	1 000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
市民2	印鑑登録システム	市長	市民協働部市民課	市民協働部市民課長	印鑑の登録及び証明発行を行う	1氏名、2住所、3SDID、4登録番号、5登録年月日	越谷市に住民登録を有するもの	本人（代理人を含む）から窓口受付で受け付ける	1 000人以上	含まない	含まない	バスポートセンター、北部出張所、南部出張所	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
市民3	戸籍情報及び戸籍附番システム	市長	市民協働部市民課	市民協働部市民課長	戸籍及び戸籍の附番等の記録・管理、証明発行、届出処理を行う	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5本籍、6住民票コード、7戸籍の表示、8身分関係等の戸籍情報及び身分証明のための情報	越谷市に本籍を有する（有した）もの	本人からの届出（郵送を含む）、他市町村からの通知等	1 000人以上	含まない	含む	法務省、地方公共団体情報システム機構、バスポートセンター、北部出張所、南部出張所	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
市民4	本人通知制度事前登録者管理簿	市長	市民協働部市民課	市民協働部市民課長	住民票の写し等の交付の事業を通知することにより、不正請求及び不正取扱による個人の権利侵害を防止する	1氏名、2世帯コード、3住民コード	越谷市に住民登録、本籍を有する（有した）もの	本人（代理人を含む）から窓口受付、郵送で受け付ける	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
市民5	住民基本台帳事務支援措置対象者名簿	市長	市民協働部市民課	市民協働部市民課長	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護	非公開	越谷市に住民登録、本籍を有する（有した）もの	本人（代理人を含む）から窓口受付で受け付ける	1 000人以上	含まない	含む	非公開	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
市民6	マイナンバーカード交付管理システム	市長	市民協働部市民課	市民協働部市民課長	マイナンバーカードの申請・交付管理を行う	1氏名、2生年月日、3性別、4住所	越谷市に住民登録を有するもの	マイナンバーカードの申請者情報から抽出する	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
市民7	斎場予約システム	市長	市民協働部市民課	市民協働部市民課長	越谷市斎場の使用許可等に関する事務	1使用者氏名、2住所、3電話番号、4使用日、5借用料、6祭葬業者名、7死亡者住所、8死亡者氏名、9死亡者生年月日、10死亡日、11合掌室及び式場使用の有無	越谷市斎場を使用するもの	本人（代理人を含む）からインターネット、窓口で受け付ける	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市斎場、北部出張所、南部出張所	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	指定管理者業務
市民8	避難者情報管理名簿	市長	市民協働部市民課	市民協働部市民課長	東日本大震災に伴う避難者情報を把握し、避難者に対する支援や各種住民サービスの円滑な遂行に資する	1氏名、2生年月日、3性別、4避難元住所、5避難先住所、6連絡先	東日本大震災により被害を受け、避難している（いた）者	本人（代理人を含む）から窓口受付、県からの通知等	1 000人~9 999人	含まない	含まない	埼玉県、危機管理体制、市民税課、福祉課、健康づくり推進課、学習課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
市民バ1	一般旅券発給申請（電子申請）	市長	市民協働部市民課バスポートセンター	市民協働部市民課長	旅券の発給・返渉・返納等旅券事務の適正執行の確保、旅券の二重発行及び不正取得・使用の防止等旅券の維持のために利用する。	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4旅券番号、5発行年月日、6本籍、7受取番号、8写真、9住所、10旅券の有無関係、11渡航先、12請求名が記載された申請書画像、14枚名、15生年月日、16旅券番号、17年月日が記載されたALPHABET LIST	一般旅券発給申請を出した者（令和5年3月27日以降）	本人（代理人含む）によって電子申請で受け付ける	1 000人以上	含まない	含む	埼玉県バスポートセンター	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
福認1	越谷地区保護司会保護司名簿	市長	福祉部福祉総務課	福祉部福祉総務課長	保護司と連絡をとるため	1住所、2氏名、3電話番号、4生年月日、5初任年月日、6任期満了日	越谷地区保護司会会員	越谷地区保護司会より提供されている	1 000人~9 999人	含まない	含まない	越谷市会計課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
福認2	越谷地区更生保護女性会員名簿	市長	福祉部福祉総務課	福祉部福祉総務課長	更生保護女性会員と連絡をとるため	1住所、2氏名、3電話番号、4生年月日、5入会年月日、6役職、7表敬履歴	越谷地区更生保護女性会員	越谷地区更生保護女性会員と連絡をとるため	1 000人~9 999人	含まない	含まない	越谷市会計課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
福認3	埼玉県建設団保組合員名簿（平成30年10月1日現在）	市長	福祉部福祉総務課	福祉部福祉総務課長	助成金交付事務のため	1住所、2氏名、3電話番号、4建設会員	越谷市在住の埼玉県建設団保組合員	建設埼玉東部地区本部	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市会計課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
福認4	埼玉県建設団保組合員名簿（令和元年10月1日現在）	市長	福祉部福祉総務課	福祉部福祉総務課長	助成金交付事務のため	1被保険者番号、2氏名、3生年月日、4性別、5続柄、6住所、7資格取得年月日	越谷市在住の埼玉県建設団保組合員	建設埼玉東部地区本部	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市会計課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
福認5	埼玉県建設団保組合員名簿（令和2年10月1日現在）	市長	福祉部福祉総務課	福祉部福祉総務課長	助成金交付事務のため	1被保険者番号、2氏名、3生年月日、4性別、5続柄、6住所、7資格取得年月日	越谷市在住の埼玉県建設団保組合員	建設埼玉東部地区本部	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市会計課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
福認6	埼玉県建設団保組合員名簿（令和3年10月1日現在）	市長	福祉部福祉総務課	福祉部福祉総務課長	助成金交付事務のため	1被保険者番号、2氏名、3生年月日、4性別、5続柄、6住所、7資格取得年月日	越谷市在住の埼玉県建設団保組合員	建設埼玉東部地区本部	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市会計課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
福認7	埼玉県建国土建組合員名簿（平成30年12月1日現在）	市長	福祉部福祉総務課	福祉部福祉総務課長	助成金交付事務のため	1国保番号、2氏名、3続柄、4生年月日、5住所、6電話番号	埼玉土建越谷支部	埼玉土建越谷支部	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市会計課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
福認8	埼玉県建国土建組合員名簿（令和元年12月1日現在）	市長	福祉部福祉総務課	福祉部福祉総務課長	助成金交付事務のため	1国保番号、2氏名、3続柄、4生年月日、5住所、6電話番号	埼玉土建越谷支部	埼玉土建越谷支部	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市会計課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
福認9	埼玉県建国土建組合員名簿（令和2年12月1日現在）	市長	福祉部福祉総務課	福祉部福祉総務課長	助成金交付事務のため	1国保番号、2氏名、3続柄、4生年月日、5住所、6電話番号	埼玉土建越谷支部	埼玉土建越谷支部	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市会計課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
福認10	埼玉県建国土建組合員名簿（令和3年12月1日現在）	市長	福祉部福祉総務課	福祉部福祉総務課長	助成金交付事務のため	1国保番号、2氏名、3続柄、4生年月日、5住所、6電話番号	埼玉土建越谷支部	埼玉土建越谷支部	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市会計課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
福認11	第八回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金申請受付簿	市長	福祉部福祉総務課	福祉部福祉総務課長	弔慰金等の交付のため	1受付年月日、2氏名、3住所、4戦没者氏名、5恩給失格者、6戦没者が亡くなつた当時の本籍地、7裁定年月日、8裁定番号、9電話番号、10国債交付日	第八回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金申請書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付	1 000人以上	含まない	含まない	埼玉県社会福祉課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
福認12	第九回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金申請受付簿	市長	福祉部福祉総務課	福祉部福祉総務課長	弔慰金等の交付のため	1受付年月日、2氏名、3住所、4戦没者氏名、5恩給失格者、6戦没者が亡くなつた当時の本籍地、7裁定年月日、8裁定番号、9電話番号、10国債交付日	第九回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金申請書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付	1 000人以上	含まない	含まない	埼玉県社会福祉課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所			

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者の名称	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩記録情報の経常的提供先	★⑪開示請求権を受理する組織の所在地	★⑫別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑬個人情報ファイルの種別	★⑭備考		
福継2.1	第二十二回戦没者等の妻に対する特別給付金支給申請受付簿(平成15年度～平成17年度)	市長	福祉部福祉統務課	福祉部福祉統務課長	給付金の交付のため	1受付年月日、2氏名、3住所、4既没者氏名、5既没者が亡くなった当時の本籍地、6既没年月日、7既没年月日、8既没交付した者	第二十二回戦没者等の妻に対する特別給付金申請書を提出した者	本人(代理人含む)から窓口受付	100人～999人	含まない	埼玉県社会福祉課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り			
福継3.7	東日本大震災避難者世帯台帳	市長	福祉部福祉統務課	福祉部福祉統務課長	避難者世帯支援のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5電話番号、6現住所、7既往歴、8住民登録有無、9居住開始年月日	東日本大震災により越谷市に避難した世帯	本人(代理人含む)から窓口受付	100人～999人	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)			
福継4.1	民主委員・児童委員会	市長	福祉部福祉統務課	福祉部福祉統務課長	民生委員・児童委員運用のため	1氏名、2住所、3電話番号、4生年月日、5自治会名、6委嘱日、7世帯状況	民生委員・児童委員委嘱者	本人から受付	1000人以上	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り			
福継4.2	救急医療情報キット申請者台帳	市長	福祉部福祉統務課	福祉部福祉統務課長	救急医療情報キット制度運用のため	1氏名、2住所、3生年月日、4家庭状況5性別	救急医療情報キット申請者	本人から受付	1000人以上	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し			
福継5.7	令和5年台風第2号等による大雨災害被災届	市長	福祉部福祉統務課	福祉部福祉統務課長	災害見舞金等支給のため	1受付年月日、2被災者氏名、3被災者住所、4申請者住所、5申請者年齢、6金額、7被災原因、8支給年月日	令和5年台風第2号等による大雨災害に係る被災金を提出した者	本任(代理人含む)からの窓口受付、郵送、電子申請で受付	100人～999人	含まない	越谷市社会福祉協議会	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り			
生福1	生活保護事務	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	生活保護法に基づく、生活困窮する世帯に最低生活を保障するとともに、自立を助長するために、面接・申請・決定・支給及び被保護者に対する訪問指導を行う	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5電話番号、6本籍、7婚姻、8親族関係、9既往歴、10印影、11心身障害等、12死亡等、13心身障害等、14疾病、15検査、診療等、16体力、17病院・主治医、18健康状態、19勤労、20就業、21既往状況、22納税状況、23扶助の受給の有無、24口座番号、25勤労、26事業、学業、27職業、28性格、29年齢、30既往状況、31家庭状況、32既往状況、33勤め、嗜好、34その他家庭状況に関する情報、35各種相談、36その他社会	生活保護法の相談・申請・受給者	本人以外の実施機関、他の実施機関又は他の公共団体、民間・私人	1000人以上	含まない	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り		
生福2	生活相談事務	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	生活に関する相談に応じるとともに、必要に応じ指導・助言を行う	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5電話番号、6本籍、7婚姻、8親族関係、9既往歴、10印影、11心身障害等、12死亡等、13心身障害等、14疾病、15検査、診療等、16体力、17病院・主治医、18健康状態、19勤労、20就業、21既往状況、22納税状況、23扶助の受給の有無、24口座番号、25勤労、26事業、学業、27職業、28性格、30年齢、31既往状況、32既往状況、33勤め、嗜好、34その他家庭状況に関する情報、35各種相談、36その他社会	生活に関する相談を求める者	本人以外の実施機関、国又は他の公共団体	1000人以上	含まない	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り		
生福3	指定医療機関等申請事務	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	生活保護法第49条等(55条・50条の2)に基づく申請事務のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5電話番号、6年齢	生活保護法第49条等(55条・50条の2)に基づく申請事務のため	生活保護指定医療・介護・施術機関申請者	本人(代理人含む)から窓口受付、郵送で受け付ける	1000人以上	含まない	各自治体・支払基金	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り		
生福6	住居確保給付金事業	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	越谷市住宅支援給付事業実施要領に基づき、生活困窮者の就労・自立支援を図ため、住居確保給付金を支給する	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6本籍、7親族関係、8既往歴、9印影、10本人確認のため、11心身障害等、12既往病歴等、13検査等、14疾病、15検査、診療等、16体力、17病院・主治医、18健康状態、19勤労、20就業、21既往状況、22扶助の受給の有無、23勤労、24勤労、25勤労、26居住状況、27各種相談	申請者、申請者と生計を一とめる親族の心身障害等、12既往病歴等、13検査等、14疾病、15検査、診療等、16体力、17病院・主治医、18健康状態、19勤労、20就業、21既往状況、22扶助の受給の有無、23勤労、24勤労、25勤労、26居住状況、27各種相談	本人(代理人含む)から窓口受付、郵送で受け付ける	1000人以上	含まない	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り		
生福7	生活困窮者自立支援事業	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	生活困窮者自立支援業務に関する事務処理のため	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6本籍、7婚姻、8親族関係、9既往歴、10印影、11サイン、12その他基本的事項、13心身障害等、14疾病、15検査、診療等、16体力、17病院・主治医、18健康状態、19勤労、20就業、21既往状況、22扶助の受給の有無、23資格、24勤労、25勤労、26居住状況、27各種相談	生活困窮者自立支援業務に関する事務処理のため	相談者、申請者、受給者等	本人(代理人含む)から窓口受付、郵送で受け付ける	1000人以上	含まない	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	
生福8	無料低額宿泊所入所者取扱事務	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	無料低額宿泊所入所者管理のため	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6年齢、7既往歴、8契約書	無料低額宿泊所入所者管理のため	生活保護を申請し、無料低額宿泊所に入所した者	本人(代理人含む)から窓口受付、無料低額宿泊所から窓口受付	100人～999人	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り		
生福10	被保護者健康管理支援事業	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	生活保護受給者のうち、生活習慣の悪い者やその予備軍に健康管理支援の実施のため	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、4心身障害等、5既往歴、6負傷等、7検査、診療	生活保護受給者のうち、生活習慣の悪い者やその予備軍に健康管理支援の実施のため	本人以外の実施期間、国又は他の公共団体	本人(代理人含む)から窓口受付	100人～999人	含まない	保健医療部 健康づくり推進課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り		
生福11	臨時特別給付金申請者名簿	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	臨時特別給付金の給付事務のため	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、4住所、5電話番号、6本籍関係、7既往歴、8印影、9心身障害等、10收入状況、11納税状況、12公的扶助の受給の有無、13口座番号、14既往状況、15居住状況、16本人確認に必要な書類	臨時特別給付金の給付事務のため	臨時特別給付金確認書(申請書)を提出した者	本人(代理人含む)から窓口及び郵送申請で受け付ける	1000人以上	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)		
生福12	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付者名簿	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	自立支援金の支給に関する事務のため	1氏名、2年齢、3生年月日、4住所、5電話番号、6本籍関係、7既往歴、8印影、9心身障害等、10收入状況、11納税状況、12公的扶助の受給の有無、13口座番号、14既往状況、15居住状況、16本人確認に必要な書類	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付決定に関する情報、17居住確認書	本人(代理人含む)から窓口及び郵送申請で受け付ける	100人～999人	含まない	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り		
生福13	生活支援臨時特別給付金申請者名簿	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	生活支援臨時特別給付金の給付事務のため	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、4住所、5電話番号、6本籍関係、7既往歴、8印影、9心身障害等、10收入状況、11納税状況、12公的扶助の受給の有無、13口座番号、14既往状況、15居住状況、16本人確認に必要な書類	生活支援臨時特別給付金確認書(申請書)を提出した者	本人(代理人含む)から窓口及び郵送申請で受け付ける	1000人以上	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)			
生福14	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請者名簿	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付事務のため	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、4住所、5電話番号、6本籍関係、7既往歴、8印影、9心身障害等、10收入状況、11公的扶助の受給の有無、12口座番号、13家庭状況、14居住状況、15本人確認に	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金確認書(申請書)を提出した者	本人(代理人含む)から窓口及び郵送申請で受け付ける	1000人以上	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)			
生福16	年金等申請支援事業利用者名簿	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	生活保護受給者のうち、公的年金等の受給資格を調査するため	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、4住所、5電話番号、6本籍、7既往歴、8印影、9心身障害等、10收入状況、11公的扶助の受給の有無、12既往歴、13心身障害等、14疾病、15検査、診療等、16病院・主治医、17公的扶助の受給の有無、18年齢、19勤労、20就業、21その他家庭状況に関すること、22年齋年金番号、23賃金納付履歴	生活保護受給者のうち、公的年金等の受給資格について可能性がある者	本人(代理人含む)から窓口及び郵送申請で受け付ける	100人～999人	含まない	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り		
生福17	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請者名簿	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の給付事務のため	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、4住所、5電話番号、6本籍関係、7既往歴、8印影、9心身障害等、10收入状況、11公的扶助の受給の有無、12口座番号、13家庭状況、14居住状況、15本人確認に	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金確認書(申請書)を提出した者</td										

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求権を受理する組織の所在地	★⑬別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考		
生福18	物価高騰対応重点支援給付金申請者名簿	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	物価高騰対応重点支援給付金の給付事務のため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6家族関係・統納、7住所歴、8印影、9心身障害等、10収入状況、11公の扶助の受給の有無、12口座番号、13家庭状況、14居住状況、15本人確認に必要な書類	物価高騰対応重点支援給付金確認書(申請書)を提出した者	本人(代理人含む)から窓口及び郵送申請で受け付ける	1 000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)		
生福19	物価高騰対応生活支援給付金申請者名簿	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	物価高騰対応生活支援給付金の給付事務のため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6家族関係・統納、7住所歴、8印影、9心身障害等、10収入状況、11公の扶助の受給の有無、12口座番号、13家庭状況、14居住状況、15本人確認に必要な書類	物価高騰対応生活支援給付金確認書(申請書)を提出した者	本人(代理人含む)から窓口及び郵送申請で受け付ける	1 000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)		
生福20	物価高騰対応子ども加算給付金申請者名簿	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	物価高騰対応子ども加算給付金の給付事務のため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6家族関係・統納、7住所歴、8印影、9心身障害等、10収入状況、11公の扶助の受給の有無、12口座番号、13家庭状況、14居住状況、15本人確認に必要な書類	物価高騰対応子ども加算給付金確認書(申請書)を提出した者	本人(代理人含む)から窓口及び郵送申請で受け付ける	1 000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)		
生福21	令和6年度物価高騰対応重点支援給付金申請者名簿	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	物価高騰対応重点支援給付金の給付事務のため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6家族関係・統納、7住所歴、8印影、9心身障害等、10収入状況、11公の扶助の受給の有無、12口座番号、13家庭状況、14居住状況、15本人確認に必要な書類	物価高騰対応重点支援給付金確認書(申請書)を提出した者	本人(代理人含む)から電子申請、窓口及び郵送申請で受け付ける	1 000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)		
生福22	令和6年度物価高騰対応生活支援給付金申請者名簿	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	物価高騰対応生活支援給付金の給付事務のため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6家族関係・統納、7住所歴、8印影、9心身障害等、10収入状況、11公の扶助の受給の有無、12口座番号、13家庭状況、14居住状況、15本人確認に必要な書類	物価高騰対応生活支援給付金確認書(申請書)を提出した者	本人(代理人含む)から電子申請、窓口及び郵送申請で受け付ける	1 000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)		
生福23	令和6年度物価高騰対応子ども加算給付金申請者名簿	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	物価高騰対応子ども加算給付金の給付事務のため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6家族関係・統納、7住所歴、8印影、9心身障害等、10収入状況、11公の扶助の受給の有無、12口座番号、13家庭状況、14居住状況、15本人確認に必要な書類	物価高騰対応子ども加算給付金確認書(申請書)を提出した者	本人(代理人含む)から電子申請、窓口及び郵送申請で受け付ける	1 000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)		
生福24	定額減税補足給付金対象者名簿	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	定額減税補足給付金の給付事務のため	定額減税補足給付金の給付事務のため	定額減税補足給付金確認書を提出した者	本人(代理人含む)から電子申請、窓口及び郵送申請で受け付ける	1 000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)		
生福25	令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(追加分)申請者名簿	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	物価高騰対応重点支援給付金(追加分)の給付事務のため	物価高騰対応重点支援給付金(追加分)の給付事務のため	物価高騰対応重点支援給付金(追加分)確認書(申請書)を提出した者	本人(代理人含む)から電子申請、窓口及び郵送申請で受け付ける	1 000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)		
生福26	令和6年度物価高騰対応子ども加算給付金(追加分)申請者名簿	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	物価高騰対応子ども加算給付金(追加分)の給付事務のため	物価高騰対応子ども加算給付金(追加分)の給付事務のため	物価高騰対応子ども加算給付金(追加分)確認書(申請書)を提出した者	本人(代理人含む)から電子申請、窓口及び郵送申請で受け付ける	1 000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)		
生福27	定額減税補足給付金(不足額給付)対象者名簿	市長	福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課長	定額減税補足給付金(不足額給付)の給付事務のため	定額減税補足給付金(不足額給付)の給付事務のため	定額減税補足給付金(不足額給付)確認書を提出した者	本人(代理人含む)から電子申請、窓口及び郵送申請で受け付ける	1 000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)		
障福1	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付関係者名簿	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	慰労金交付に係る事務を行うため	1氏名、2住所、3生年月日	慰労金交付申請者	事業所の代表者等から電子申請及び窓口等で収集している	1 000人~9 999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り			
障福6	越谷市障害者就労支援センター支援登録者名簿	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	就労支援に係る事務を行うため	1氏名、2住所、3電話番号、4障がい種別、5所属、6生年月日	支援登録申請者	就労支援センター窓口で収集している	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市障害者就労支援センター	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り			
障福10	越谷市障がい者計画策定アンケート調査対象者名簿	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	計画策定に係る調査を行うため	1氏名、2住所、3電話番号、4障がい種別、5所属、6生年月日、7性別、8がい部位	アンケート対象者(手帳所持者、発達、高次脳障がい者、難病患者、サービス事業者)	総合福祉システムより抽出し収集している(5,686件無作為抽出)	1 000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し			
障福11	地域支え支援拠点等基幹相談支援センターに関するアンケート調査対象者名簿	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	計画策定に係る調査を行うため	1氏名、2住所、3電話番号、4障がい種別、5所属、6生年月日、7性別、7支援区分、8癒し者の有無	アンケート対象者(障害支援区分の認定を受けている者)	総合福祉システムより抽出し収集している(200件無作為抽出)	1 000人~9 999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し			
障福12	障がい者等相談支援センター利用者名簿	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	相談支援に係る事務を行うため	1氏名、2住所、3電話番号、4障がい種別	相談支援センター利用者	相談支援センター窓口で収集している	1 000人~9 999人	含まない	含まない	越谷市障がい者等相談支援センター	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し			
障福14	自動車燃料費助成券交付関係名簿	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	自動車燃料費助成券交付に係る事務を行うため	1氏名、2住所、3年齢、4性別	自動車燃料費助成券対象者※交付停止者を含む	総合福祉システムより抽出し収集している	1 000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し			
障福15	福祉タクシー利用券交付関係名簿	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	福祉タクシー利用券交付に係る事務を行うため	1氏名、2住所、3年齢、4性別	福祉タクシー利用券交付者※交付停止者を含む	総合福祉システムより抽出し収集している	1 000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し			
障福20	障育手帳交付等経由事務	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課長	知的障害者福祉法に基づき、手帳交付等申請者から提出された関係書類を県知事に提出する	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6国籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統納、9既往歴、10印影、11心身障害等、12疾病・負傷歴、13検査・診療等、14病院・主治医、15写真、16療育手帳番号、17収容状況、18資産状況、19納税状況、20公的扶助の受給の有無、21口座番号、22学年、23職業、24就業、25賃料、26医療加入保険状況、27居住状況、28居住状況、29趣味・嗜好、30年月日、要介の内容、31各種相談記録、32各種援助実績記録、33思想・信条、34犯罪に関する事項、35その他の社会的差別の原因となる事項	本人・本人の支援者(保護者や関係機関)からの申請や、口頭・紙面での情報提供	本人・本人の支援者(保護者や関係機関)からの申請や、口頭・紙面での情報提供	1 000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	なし		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)		
障福21	知的障害者更生指導台帳	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課長	療育手帳所持者に対する援護の実施を容易にする	18歳以上の療育手帳所持者	本人・本人の支援者(保護者や関係機関)からの申請や、口頭・紙面での情報提供	1 000人以上	含まない	含む	なし		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)			
障福27	越谷市重度心身障害者手当支給事務	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課長	越													

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事をつかさどる個人情報保護的管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事をつかさどる個人情報保護的管理者	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記載される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求等を受理する組織の在所地	★⑬開示請求等を受理する組織の在所地	★⑭個別法令による訂正及び利用地停止の手続等	★⑮個人情報ファイルの種別	★搭考	
障福31	身体障害者更生指導台帳	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課長	身体障害者手帳所持者に対する援助の実施を容易にする	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9住所歴、10印影、11心身障害等、12疾病・負傷等、13検査・診療等、14病院・主治医、15年賃、16法に規定する医師の診断書、17身体障害者手帳番号、18収入状況・19資産状況・20納税状況、21公的扶助の受給の有無、22口座番号、23業界・学年、24職業・職歴、25医療加入保険状況、26家庭状況、27居住状況、28趣味・嗜好、29意見・要望の内容、30各種相談記録、31各種扶護実績記録、32思想・信条、33犯罪に関する事項、34その他社会的差別の原因となる事項、35年齢	身体障害者手帳所持者に対する援助の実施を容易にする	18歳以上の身体障害者手帳所持者	本人・本人の支援者（保護者や関係機関）からの申請や、口頭・紙面での情報提供	1 0 0 0人以上	含まない	含む	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
障福32	なんでも相談窓口事務	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課長	「相談やサービスを提供する窓口がわからない」「さまざまな相談があるのに、どこに相談すればいいかわからない」という方のお話をお伺いし、相談内容に応じて開設する担当課の案内や相談内容の記録に関する事務を管理するため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所・5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9住所歴、10心身に必要な情報、11収入状況・資産状況・納稅状況・公的扶助の受給の有無、12学業・学歴・職業・職歴、13年賃・年収・年額・年間収入・年間支出、14年間の収支状況、15家庭状況等に関する情報、16意見・要望の内容、各種相談	相談者	本人、家族、相談者、関係機関等から窓口・電話で、相談内容により必要とする情報を収集することがある	1 0 0 0人以上	含まない	含む	市民協働くらし安心課なんでも相談窓口	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	福祉部・子ども福祉部共通業務の主管課はくらし安心課		
障福33	重度心身障害者医療費支給事務データ	市長	福祉部障害福祉課	障害福祉課長	重度心身障害者医療費支給に事務における、資格審査及び医療費の助成を行うため	1氏名、2住所、3年齢、4電話番号、5障害者手帳に係る情報、6加入医療保険情報、7収入状況、8口座番号、9診療履歴等	重度心身障害者医療費支給資格登録申請書を提出した者	窓口で申請書あるいは請求書を受領することで収集している	1 0 0 0人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	越谷市国保年金課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り			
障福35	補助金の交付・修理工事事務	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課	障害者総合支援法第76条に基づき身体障がい者に必要な補助器具費を支給するため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5住所・6電話番号、7親族関係・統柄、8心身障害等、9疾病・負傷等、10検査・診療等、11病院・主治医、12その他の扶助の有無、13収入状況、14納稅状況、15口座番号、16年賃・年収・年額・年間収入・年間支出、17業界・学年・職業・職歴、18家庭状況、19居住状況、20個人番号・21公的扶助の受給の有無、22口座番号、23業界	補助具費(購入・借受け・修理)支給対象者	本人（代理人含む）からの窓口受付、郵送	1 0 0 0人～9 9 9人	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	埼玉県総合リハビリテーションセンター	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り			
障福37	特別障害者手当等支給事務	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく手当を支給するため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所・5電話番号、6婚姻、7親族関係・統柄、8印影、9個人番号、10年金受給状況、11施設入所状況、12入院状況、13所得状況、14心身障害等、15疾病・負傷等、16検査・診療等、17体力、18病院・主治医、19収入状況、20納稅状況、21公的扶助の受給の有無、22口座番号、23業界	特別障害者手当等受給者	窓口で認定請求書を受領することで収集している	1 0 0 0人～9 9 9人	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り			
障福39	身体障害者手帳交付等事務	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課長	身体障害者福祉法に基づき、手帳交付申請者へ手帳の交付等を行う。	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7印影、写真、8法に規定する医師の診断書（疾病・負傷等、検査・診療等・病院・主治医）、9心身障害等	身体障害者手帳申請者、転出者、転入者、死亡者、変更申請者	本人（代理人含む）から窓口受付で受け付ける福祉総合システムからの抽出	1 0 0 0人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	中核市移行により身体障害者手帳交付事業の権限が移譲されたことに伴い、平成27年4月から手帳経由事務は廃止したが、情報は個人台帳及び福祉総合システム、手帳管理データベース（エクセルファイル）にて保有している。		
障福40	日常生活用具の給付関係事務	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課長	障害者総合支援法第77条に基づき、在宅の重度障がい者（児童）に対し、日常生活用具の給付及び修理を行う。	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所・5電話番号、6婚姻、7親族関係・統柄、8印影、9個人番号、9心身障害等、13印影、14医師の診断書（疾病・負傷等、検査・診療等・病院・主治医）、15収入状況、16公的扶助の受給の有無、17納稅状況、18家庭状況、19住居状況	日常生活用具給付等申請者	本人（代理人含む）から窓口受付で受け付ける福祉総合システム・税総合システムからの抽出	1 0 0 0人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り			
障福41	精神障害者保健福祉手帳交付申請台帳	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課長	精神保健福祉法に基づき、手帳交付申請者から提出された関係書類を県へ提出するため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所・5電話番号、6婚姻、7親族関係・統柄、8印影、9個人番号、10心身障害等、12疾病・負傷等、13検査・診療等、14病院・主治医、15医師の意見・見解、16公的扶助の受給の有無、17納稅状況、18精神障害者保健福祉手帳番号等、19自立支援医療費（精神通院）受給者番号等	精神障害者保健福祉手帳所持者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送受付	1 0 0 0人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	埼玉県立精神保健福祉センター	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り			
障福42	自立支援医療費（精神通院）支給認定申請台帳	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課長	障害者総合支援法に基づき自立支援医療費（精神通院）支給認定申請者から提出された関係書類を県へ提出するため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所・5電話番号、6婚姻、7親族関係・統柄、8印影、9個人番号、10心身障害等、12疾病・負傷等、13検査・診療等、14病院・主治医、15医師の意見・見解、16指定自立支援医療機関名、17収入状況、18納稅状況、19公的扶助の受給の有無、20医療保険加入状況、21自立支援医療費（精神通院）受給者番号等、22精神障害者保健福祉手帳番号等	自立支援医療費（精神通院）支給認定者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送受付	1 0 0 0人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	埼玉県立精神保健福祉センター	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り			
障福43	障害福祉サービス等利用者管理	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課長	障害福祉サービス等の支給に関する事務において、決定内容の管理や各種支援に利用するため	1住所、2氏名、3電話番号、4生年月日・年齢、5個人番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9住所・10印影、11心身障害等、11疾病・負傷等、12検査・診療等、13病院・主治医、14収入状況、15資産状況、16納稅状況、17公的扶助の受給の有無、18学業・学年・職業・職歴、19成績・評価、21家庭状況、22居住状況、23趣味・嗜好、24意見・要望の内容、25各種相談、26介護保険のサービス利用状況及び給付実績情報	障害福祉サービス等の利用者	本人（代理人を含む）から窓口、郵送で受け付ける。障害支援区分認定調査を行い、収集している	1 0 0 0人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	指定特定相談支援事業所 指定一般相談支援事業所 障害者総合施設	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り			
障福44	精神障害者指導台帳	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課長	精神障害者に対する支援を実施するため	1住所、2氏名、3電話番号、4生年月日・年齢、5個人番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、8印影、9住所・10印影、11心身障害等、12疾病・負傷等、13検査・診療等、14病院・主治医、15年賃、16法に規定する医師の診断書、17身体障害者手帳番号、18收容者会員登録手帳番号、19申込者登録手帳番号、20成績・評価、21家庭状況、22居住状況、23趣味・嗜好、24意見・要望の内容、25各種相談、26介護保険のサービス利用状況及び給付実績情報等	精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療費（精神通院）診断認定者及び精神障害者の診断を受けている者で障害福祉サービス等を利用する者	本人や本人の親族、関係機関から窓口、電話等によって収集している。 障害支援区分認定調査を行い、収集している。 その他相談を受けた者	1 0 0 0人～9 9 9人	含まない	含む	指定特定相談支援事業所 指定一般相談支援事業所 障害者総合施設	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り			
障福45	身体障害者手帳所持者台帳管理事務（資格管理システム）	市長	福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課長	身体障害者手帳所持者の資格管理のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9住所・10印影、11心身障害等、12疾病・負傷等、13検査・診療等、14病院・主治医、15年賃、16法に規定する医師の診断書、17身体障害者手帳番号	18歳以上の身体障害者手帳所持者	本人（代理人含む）からの窓口受付、郵送	1 0 0 0人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り			
地共1	敬老祝金支給台帳	市長	地域共生部地域共生推進課	地域共生部地域共生推進課長	越谷市敬老祝金条例に基づき贈呈対象者に対する支給に係る事務のため	越谷市敬老祝金条例に基づき贈呈対象者に対する支給に係る事務のため	当該年の9月30日時点で75歳以上の市民（敬老会員） ・当該年度に77歳になる（なった）市民（記念品）	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送によって収集している	1 0 0 0人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	出張所共通・地区センター共通令和3年4月1日福祉推進課(1)から移管		
地共2	敬老会開催事務	市長	地域共生部地域共生推進課	地域共生部地域共生推進課長	越谷市敬老会開催要綱に基づき敬老会招待者及び敬老記念品対象者を把握するため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5親族関係・統柄、6居住状況	住基情報によって収集している	1 0 0 0人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	令和3年4月1日福祉推進課(2)から移管			
地共3	シルバーカレッジ申込簿	市長	地域共生部地域共生推進課	地域共生部地域共生推進課長	シルバーカレッジ開催要綱に基づく入学申込者の管理のため	市内在住満60歳以上の市民	本人から郵送、電子申請によって収集している	1 0 0 0人～9 9 9人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	出張所共通・地区センター共通令和3年4月1日福祉推進課(5)から移管			

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事をつかさどる個人情報保護管理者の名称	★③個人情報ファイルが利用に供される事をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求権を受理する組織の所在地	★⑬別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考	
地共 7	シルバーカレッジ講師依頼台帳	市長	地域共生部地域共生推進課	地域共生部地域共生推進課長	シルバーカレッジ開催要項に基づく講師依頼による庶務のため	氏名、住所、電話番号、印影、職業、職歴、地位、団体加入状況	シルバーカレッジ講師	本人から受付	1人~99人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	令和3年4月1日福祉推進課(6)から移管
地共 8	いきいき農園地権者管理台帳	市長	地域共生部地域共生推進課	地域共生部地域共生推進課長	特定農地貸付けに関する農地法等の特別に関する法律第3条第1項の規定に基づく承認申請のため	氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、本籍・国籍、親族関係・続柄、印影、資産状況、居住状況	いきいき農園賃貸事業のため 市内在住60歳以上のいきいき農園利用者及び利用希望者	本人から受付	1人~99人	含まない	含まない		越谷市農業委員会	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	令和3年4月1日福祉推進課(7)から移管
地共 9	いきいき農園利用者管理台帳	市長	地域共生部地域共生推進課	地域共生部地域共生推進課長	いきいき農園事業事業取扱いに基づき、農園利用者及び希望者等の確認・連絡事務	氏名、性別、住所、生年月日・年齢、電話番号	市内在住60歳以上のいきいき農園利用者及び利用希望者	郵送、電子申請によって収集している	100人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	令和3年4月1日福祉推進課(8)から移管
地共 12	越谷市老人クラブ連合会役員及び単位老人クラブ名簿	市長	地域共生部地域共生推進課	地域共生部地域共生推進課長	越谷市老人クラブ連合会役員及び単位老人クラブ名簿	越谷市老人クラブ連合会役員及び単位老人クラブ会員名簿	越谷市老人クラブ連合会役員及び単位老人クラブ会員	本人から窓口受付、越谷市社会福祉協議会より収集している	100人~999人	含まない	含まない		越谷市社会福祉協議会	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	令和3年4月1日福祉推進課(12)から移管
地共 14	老人福祉センター普適運営事務	市長	地域共生部地域共生推進課	地域共生部地域共生推進課長	高齢者に関する各課の相談に応じることに、健全増進、教養の向上及びクリエーションのための便益を総合的に供するため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6親族関係・続柄、7団体加入状況、8施設利用状況	老人福祉センター利用者	本人から窓口受付	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	平成13年4月1日前開始 令和3年4月1日福祉推進課(33)から移管
地共 15	地域福祉計画策定に関する事務	市長	地域共生部地域共生推進課	地域共生部地域共生推進課長	地域福祉計画策定に係るアンケート調査を、無作為抽出された市民に送付するため	氏名、性別、生年月日・年齢、住所	無作為に抽出された20歳以上の市民	行政デジタル推進課の抽出作業	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	令和3年4月1日福祉推進課(36)から移管
地共 16	防犯カメラ設置事務	市長	地域共生部地域共生推進課	地域共生部地域共生推進課長	老人福祉センター施設の防犯及び施設利用者の安全管理のため	老人福祉センター監視像	老人福祉センター利用者	録画	100人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	令和3年4月1日福祉推進課(38)から移管
地共 17	在宅介護者福祉手当支給台帳	市長	地域共生部地域共生推進課	地域共生部地域共生推進課長	在宅介護者福祉手当支給に関する事務に利用するため	在宅介護者福祉手当支給する事務に利用するため	在宅介護者福祉手当資格認定申請書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付	100人~999人	含まない	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	平成28年4月1日 福祉推進課から移管 令和3年4月1日 地域包括ケア推進課(16)から移管
地共 18	介護支援ボランティア制度登録者名簿	市長	地域共生部地域共生推進課	地域共生部地域共生推進課長	ボランティアボイントの換金にかかる事務、事業状況の報告、通知発送にかかる事務に利用するため	氏名、生年月日・年齢、住所、電話番号、親族関係、統柄、心身障害等、疾病、負傷等、体力、病院・主治医、口座番号、家庭状況、居住状況、要介護度、認定の有効期間、給付実績	介護支援ボランティア登録者	本人から窓口受付（委託先）、住基情報によって取得	100人~999人	含まない	含まない		社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	平成28年4月1日 福祉推進課から移管 令和3年4月1日 地域包括ケア推進課(23)から移管
地共 19	助け合いの仕組みづくり事業利用者受付表	市長	地域共生部地域共生推進課	地域共生部地域共生推進課長	利用者の把握、地域検討会の業務に利用するため	氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、地位、団体加入状況、健康状態	「ふらっと」がもうおおぶく利用者	本人から窓口受付（委託先）、住基情報によって取得	100人~999人	含まない	含まない		社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	平成28年4月1日 福祉推進課から移管 令和3年4月1日 地域包括ケア推進課(25)から移管
地共 20	重層的支援体制整備事業	市長	地域共生部地域共生推進課	地域共生部地域共生推進課長	複数・複合的な課題を抱えた市民への支援方法について協議し、福祉の向上を図るために	氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、本籍、国籍、婚姻、親族関係、統柄、住所変更、心身障害等、疾病、負傷等、体力、病院・主治医、写真、収容状況、資産状況、納税状況、公的扶助の受給の有無、学業、学歴、職業、職場、賞状、地位、成績・評価、賞罰、団体加入状況、家庭状況、居住状況、趣味・嗜好、各種相談	・本人やその家族等から、聞き取りにより収集 ・住基情報によって収集 ・地域包括支援各課が保有する情報システムによって収集	100人~999人	含まない	含まない			越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
地共 21	第4次地域福祉計画策定	市長	地域共生部地域共生推進課	地域共生部地域共生推進課長	無作為抽出された市民に対し、地域福祉計画策定に係るアンケート調査を実施するため	氏名、性別、生年月日・年齢、住所	無作為に抽出された15歳以上（R6.1現在）の市民	行政デジタル推進課の抽出作業	1000人以上	含まない	含まない		行政デジタル推進課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
地共 22	きらぎ申請者名簿	市長	地域共生部地域共生推進課	地域共生部地域共生推進課長	きらぎの登録に関する事務及び登録者の管理のため	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号	きらぎ登録者	本人から受付	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
地ケア 4	介護予防リーダー・プラッシュアップ講座管理簿	市長	地域包括ケア課	地域包括ケア課長	・該講座に参加するものを把握するため ・介護予防リーダーとしての活動状況、活動回数、8活動場所、9活動場所での住所、10活動日時、11団体の活動状況、12団体代表者の問合せ先	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、住所、電話番号、6団体名、6リーダーとしての活動状況、活動回数、8活動場所、9活動場所での住所、10活動日時、11団体の活動状況、12団体代表者の問合せ先	講座に申し込んだ者 介護予防リーダーが運営する通いの場の活動情報を回答した者	介護予防リーダーが運営する通いの場の情報	100人~999人	含まない	含まない		越谷市リハビリテーション連絡協議会	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
地ケア 11	専門職の介護予防講座管理簿	市長	地域包括ケア課	地域包括ケア課長	当該講座に参加するものを把握するため	1団体名、2団体代表者氏名、2住所、3電話番号、4その他（実施日場所等）	受講希望団体から提出された申込書	受講希望団体から提出された申込書をもとに情報収集	100人~999人	含まない	含まない		越谷市リハビリテーション連絡協議会	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
地ケア 13	高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施 対象者リスト	市長	地域包括ケア課	地域共生部地域包括ケア課長	介護予防教室への参加勧奨を行うため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、住所、5電話番号、6健診結果、7既往情報	高齢年金課が保有するKDBシステムのデータを受領する	高齢年金課	100人~999人	含まない	含む		国保年金課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
地ケア 16	地域包括支援センターシステム	市長	地域包括ケア課	地域共生部地域包括ケア課長	高齢者の状況を把握することのほか、被保険者が要介護状態になると予防し、可能な限り地域において、自らした日常生活を営むことができるよう支援する	65歳以上の市民、40歳~64歳で介護の認定を受けた方、関係者	本人、関係者、介護保険情報システムにより収集	1000人以上	含まない	含む		地域包括支援センター13か所	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
地ケア 25	包括主任介護支援専門員会議 参加者名簿	市長	地域包括ケア課	地域共生部地域包括ケア課長	会議開催通知および参加状況の確認、研修会への参加者を把握するため	1氏名、2所属名、3（所属）住所、4（所属）電話番号、4職種、5（所属）メールアドレス	主任ケアマネ会議メンバーである者、研修会への参加申し込みを行った者	地域包括支援センターからの報告による	100人~999人	含まない	含まない		地域包括支援センター13か所	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
地ケア 30	地域ケア会議出席者名簿	市長	地域包括ケア課	地域共生部地域包括ケア課長	地域ケア会議の出席者を把握するため	1氏名、2事業所名、3資格	地域ケア会議出席者	本人もしくは専門団体よりメール、電子申請で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
地ケア 32	地域包括支援ネットワーク協力機関・団体名簿	市長	地域包括ケア課	地域共生部地域包括ケア課長	ネットワーク協力・機関団体を把握し、支援や会議に活用するため	1団体名称、2代表者名、3住所、4電話番号、5性別、6自治会名、7郵便番号、8フリガナ	地域包括支援ネットワーク協力機関・団体から窓口、メールでの受付、関係機関（総務課、市民活動支援課、老人クラブ連合会、越谷市社会福祉協議会）から紙媒體もしくはメールでの提供	1000人以上	含まない	含まない							

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求等を受理する組織の所在地	★⑬別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考	
地ケア4-3	緊急通報システム利用者台帳	市長	地域包括ケア課	地域共生部地域包括ケア課長	緊急通報システムの設置者管理のため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6被保険者、統約、8緊急連絡先、9疾病・負傷等、10病院・主治医及び販賣人等	緊急通報システム事業対象者、本人、実施機関内から収集している者、申請者、緊急連絡者の者及び販賣人等	100人～999人	含まない	含む	越谷市消防局指導課 大阪ガスセキュリティサービス株式会社	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し			
地ケア5-0	高齢者虐待防止研修参加者名簿（令和6年度）	市長	地域包括ケア課	地域共生部地域包括ケア課長	参加者を把握するため	1氏名、2その他（職名・事務所名）	参加申込書をしたもの	本人から収集	100人～999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
地ケア5-6	訪問理美容サービス事業利用者名簿（令和6年度）	市長	地域包括ケア課	地域共生部地域包括ケア課長	訪問理美容サービス事業利用者の管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4親族関係、統約、5性別、6介護保険情報、7障害区分、8財産の連絡先	申請者もしくは利用者本人から収集	100人～999人	含まない	含む	埼玉県美容生活衛生同業組合 越谷支部、埼玉県理美容生活衛生同業組合越谷支部	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り			
地ケア5-9	ケース一覧表・相談記録	市長	地域包括ケア課	地域共生部地域包括ケア課長	市民及び関係機関等からの相談内容を管理するほか、権利擁護等で継続的に支援する支援对象者の情報を管理するため	1氏名、2住所、3生年月日・年齢、4親族関係、統約、5電話番号、6介護度、7介護度区分、8財産等、9疾病・負傷等	地域包括ケア課に相談があつた者	本人、関係者、介護保険情報システムにより収集	1000人以上	含まない	含む	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
地ケア6-0	地域ケア会議出席者名簿（令和6年度）	市長	地域包括ケア課	地域共生部地域包括ケア課長	地域ケア会議の出席者を把握するため	1氏名、2事業所名、3資格	地域ケア会議出席者	本人もしくは専門職団体よりメール、電子申請で受け付ける	100人～999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
地ケア6-1	地域ケア会議出席者名簿（令和7年度）	市長	地域包括ケア課	地域共生部地域包括ケア課長	地域ケア会議の出席者を把握するため	1氏名、2事業所名、3資格	地域ケア会議出席者	本人もしくは専門職団体よりメール、電子申請で受け付ける	100人～999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
地ケア6-2	訪問理美容サービス事業利用者名簿（令和7年度）	市長	地域包括ケア課	地域共生部地域包括ケア課長	訪問理美容サービス事業利用者の管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4親族関係、統約、5介護保険情報、7障害区分、8親族の連絡先	申請者もしくは利用者本人から収集	100人～999人	含まない	含む	埼玉県美容生活衛生同業組合 越谷支部、埼玉県理美容生活衛生同業組合越谷支部	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り			
介保2	越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定等に係る実態調査送付対象者リスト	市長	地域共生部介護保険課	地域共生部介護保険課長	越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定等にあたり、被保険者等の意見を反映するための実態調査を行つたもの	1氏名、2性別、3年齢、4住所、5介護度	基礎調査送付対象者	本人、家族等から郵送等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
介保3	事故報告	市長	地域共生部介護保険課	地域共生部介護保険課長	老人福祉施設等で危機管理マニュアルに基づく指定事業所等での事業・事務の把握するため	1氏名、2性別、3心身障害等、4疾病・負傷等、5検査・診療等、6病院、7写真	事故報告を提出した者、事故にあった者	指定事業所等から電子申請で収集している	1000人以上	含まない	含まない	地域包括ケア課 福祉総務課 埼玉県高齢者福祉課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
介保4	事業所等にかかる指定等に関する事務	市長	地域共生部介護保険課	地域共生部介護保険課長	介護サービス事業所の指定等を行うため	1氏名、2年生月日、3住所、4職業、5資格、6地位	指定（予定）事業所等から電子申請で収集している	1000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課 福祉総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し			
介保6	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金支給簿	市長	地域共生部介護保険課	地域共生部介護保険課長	対象となる事業の従事者に対し、慰労金を支給するため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6職業、職歴	本人が所属する事業所などから窓口、郵送等で収集している	1000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し			
介保7	介護保険システム（認定管理）	市長	地域共生部介護保険課	地域共生部介護保険課	認定管理のため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6被保険者番号、7被保険者番号と本人との関係、9被保険者番号、10要介護度、11認定の有効期間、12性格特徴等、13検査・診療等、16体力、17病院・主治医、18サービス利用状況、19公的扶助の受給の有無、20サービス制度基準額等、21職業・職歴、22号被保険者の医療保険加入状況等、23家庭状況、24居住状況、25顧客属性、26意見・要望の内容（生産性等）、27各種種類、28特記事項の内容（生産性等）、29入所の有無、施設名等、30要更申請理由、31認定審査会の意見等、32給付内容の内訳等氏名、性别、生年月日・年齢、住所、電話番号、印影、申請者と本人との関係、被保険者番号、要介護度、認定の有効期間、心身障害等、疾病・障害等、検査・診療等、体力、病院・主治医・サービス制度基準額等、職業・職歴、2号被保険者の医療保険加入状況等、家庭状況、居住状況、意見・要望の内容、各種	越谷市介護保険被保険者	本人（代理人含む）、事業所等からの申請、届出（窓口受付または郵送）、電子申請による、関係機関からの情報提供、市職員の調査等によって収集している。	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
介保8	介護認定訪問調査従事者名簿	市長	地域共生部介護保険課	地域共生部介護保険課	認定調査を委託する居宅介護支援事業等の認定調査員を把握するため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4電話番号、5他の、6被保険者番号、7資格、8勤務先（事業所）、9所在地	認定調査を受託した事業所に所属する調査員	事業所から窓口、郵送にて収集	100人～999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
介保10	介護保険システム（給付管理）	市長	地域共生部介護保険課	地域共生部介護保険課長	介護保険業務の給付管理のため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6被保険者番号、7被保険者番号と本人との関係、9被保険者番号、10要介護度、11認定の有効期間、12性格特徴等、13検査・診療等、16体力、17病院・主治医、18サービス利用状況、19公的扶助の受給の有無、20サービス制度基準額等、21職業・職歴、22号被保険者の医療保険加入状況等、23家庭状況、24居住状況、25顧客属性、26意見・要望の内容（生産性等）、27各種種類、28特記事項の内容（生産性等）、29入所の有無、施設名等、30要更申請理由、31認定審査会の意見等、32給付内容の内訳等氏名、性别、生年月日・年齢、住所、電話番号、印影、申請者と本人との関係、被保険者番号、要介護度、認定の有効期間、心身障害等、疾病・障害等、検査・診療等、体力、病院・主治医・サービス制度基準額等、職業・職歴、2号被保険者の医療保険加入状況等、家庭状況、居住状況、意見・要望の内容、各種	越谷市介護保険被保険者	本人、事業所等からの申請、届出（窓口受付または郵送による）、関係機関からの情報提供、市職員の調査等によって収集している	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	埼玉県国民健康保険団体連合会	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
介保11	障害者認定書発行簿	市長	地域共生部介護保険課	地域共生部介護保険課長	確定申告の際に障害者控除の適用を受けための障害者認定書の発行管理のため	1申込者者氏名、2統約、3被保険者番号、4生年月日、5死亡日、6要介護状態区分、7送付先住所、8送付先氏名、9認定結果、10電話番号	障害者控除対象者認定申請者	本人等からの申請（窓口受付または郵送）によって収集している	100人～999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
介保12	おむつ使用証明書発行簿	市長	地域共生部介護保険課	地域共生部介護保険課長	確定申告の際に医療費控除の適用を受けためのおむつ使用証明書の発行管理のため	1被保険者番号、2氏名	おむつ使用証明申請者	本人等からの申請（窓口受付）によって収集している	100人～999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）		
介保13	軽度者に対する福祉用具貸与通知書発行簿	市長	地域共生部介護保険課	地域共生部介護保険課長	居宅介護支援事業所等の申請に基づき、軽度者に対する福祉用具貸与が適切であることの確認を市が行ったことを通知する通知書の発行管理のため	1被保険者番号、2氏名、3担当居宅介護支援事業所等、4住所、5適用期間、6貸与権利者番号、7医学的見分け	居宅介護支援事業所等からの申請（窓口受付または郵送）によって収集している	100人～999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し			
介保14	第三者の行為による被害届受付簿	市長	地域共生部介護保険課	地域共生部介護保険課長	第三者の行為による被害届の受付管理のため	1氏名、2性別、3被保険者番号、4要介護度認定申請書日、5要介護度状態区分、6利用サービス	第三者の行為による被害届の届出（窓口受付または郵送）によって収集している	100人～999人	含まない	含まない	埼玉県国民健康保険団体連合会	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
介保15	特別養護老人ホーム優先入所希望者に関する報告書交付簿	市長	地域共生部介護保険課	地域共生部介護保険課長	特別養護老人ホーム優先入所希望者に関する報告書の受付管理のため	1氏名、2被保険者番号、3要介護状態区分、4入所申込特別養護老人ホーム、5特別入所要件	特別養護老人ホームからの報告（窓口受付または郵送）によって収集している	100人～999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル			

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩記録情報の経常的提供先	★⑪開示請求等を受理する組織の所在地	★⑫個別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑬個人情報ファイルの種別	★⑭備考	
介保18	介護保険システム（保険料管理）	市長	地域共生部介護保険課	地域共生部介護保険課長	介護保険料業務の管理のため	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5本籍・戸籍、6親族関係、7統柄、8世帯主名、9婚姻、10住所、11電話番号、12住所歴、13個人番号、14駆入日、15駆出日、16死亡日、17在留資格、18被保険者証番号、19在所地特別適用・変更・終了届出年月日、20介護保険施設名（異動前、異動後）、21介護保険施設入退所日、22施設所在地、23施設電話番号、24前住地を被保険者証番号、25越谷市介護保険被保険者、他市区町村から越谷市内住所地27減免申請、30交付年月日、31収入状況、32資産状況、33納税状況、34家族状況、35居住状況、36取引状況、37各種相談、38職業・職歴、39特別微取扱金の種類、40特別微取扱義務者、41基年年金番号、42収入状況、43公的扶助の受給の有無、44口座番号、45課税状況、46老健福祉年金受給有無、47生活保護開始年月日、48保険料額、49印影	越谷市介護保険被保険者、他市区町村から越谷市内住所地27減免申請、30交付年月日、31収入状況、32資産状況、33納税状況、34家族状況、35居住状況、36取引状況、37各種相談、38職業・職歴、39特別微取扱金の種類、40特別微取扱義務者、41基年年金番号、42収入状況、43公的扶助の受給の有無、44口座番号、45課税状況、46老健福祉年金受給有無、47生活保護開始年月日、48保険料額、49印影	本人、事業所、関係機関、市職員等から申請・届出、情報提供、特例対象施設に住所を移した者	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	埼玉県国民健康保険団体連合会	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
子施1	児童福祉分科会委員会	市長	子ども家庭部子ども施策推進課	子ども家庭部子ども施策推進課長	社会福祉審議会児童福祉分科会の委員管理のため	1氏名、2性別、3生年月日、4肩書、5住所、6電話番号、7選出母体	委員選出報告及び承諾書を提出したるもの	1人～99人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子施2	子育て応援サイト運営ボランティア名簿	市長	子ども家庭部子ども施策推進課	子ども家庭部子ども施策推進課長	子育て応援サイト運営ボランティアの管理のため	1氏名、ハンドルネーム、3お子さんの年齢、4住所、5電話番号、6メールアドレス(PC)、7メールアドレス(携帯)	本人から郵送等によって収集している申込書を提出したもの	1人～99人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子施3	越谷市子ども・子育て支援事業計画子育て支援策に係る実態調査簿	市長	子ども家庭部子ども施策推進課	子ども家庭部子ども施策推進課長	越谷市子ども・子育て支援事業計画の実態調査のため	1住所、2氏名、3生年月日、4性別、5既婚、6年齢	条件に該当する対象者を無作為抽出によって抽出している	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子施4	越谷市保育ステーションにおける送迎保育事業利用者名簿	市長	子ども家庭部子ども施策推進課	子ども家庭部子ども施策推進課長	越谷市保育ステーションにおける送迎保育事業の管理に必要なため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6親族関係・統柄、7疾患・負傷等、8健康状況等、9職業・職歴、10被保険加入状況、11家庭状況	越谷市保育ステーションにおいて送迎保育事業の提出を受けることで収集している	1人～99人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子施5	越谷市保育ステーションにおける一時預かり事業利用者名簿	市長	子ども家庭部子ども施策推進課	子ども家庭部子ども施策推進課長	越谷市保育ステーションにおける一時預かり事業の管理に必要なため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6親族関係・統柄、7疾患・負傷等、8健康状況等、9職業・職歴、10被保険加入状況、11家庭状況	越谷市保育ステーションにおいて一時預かり事業を利用したもの	1000人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子施6	越谷市病児保育事業利用者名簿	市長	子ども家庭部子ども施策推進課	子ども家庭部子ども施策推進課長	越谷市病児保育事業の管理に必要なため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6親族関係・統柄、7疾患・負傷等、8検査等、9診療、9院内、主治医、健康状態、10公的扶助の受給の有無、11職業・職歴、12医療保険加入状況、13家庭状況	越谷市病児保育事業の利用を申し込んだもの	1000人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子施7	障害児通所（相談）支援事業指定管理台帳	市長	子ども家庭部子ども施策推進課	子ども家庭部子ども施策推進課長	障害児通所（相談）支援事業の指定業務の管理に必要なため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6各種会員登録等、7職業・職歴、8賃格、9収入状況、10資産状況	越谷市において障害児通所（相談）事業の認定を受けた事業者から、窓口受付、郵送、電子申請で受け付ける	1000人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子施8	越谷市ファミリー・サポート・センター会員登録	市長	子ども家庭部子ども施策推進課	子ども家庭部子ども施策推進課長	ファミリー・サポート・センターアの提供会員・利用会員登録を行ったもの	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6各種会員登録等、7職業・職歴、8賃格、9収入状況、10資産状況	提供会員登録書及び利用会員登録書を提出したもの	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子施9	越谷市ファミリー・サポート・センター会員台帳	市長	子ども家庭部子ども施策推進課	子ども家庭部子ども施策推進課長	ファミリー・サポート・センターの提供会員・利用会員の利用実行をため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6各種会員登録等、7職業・職歴、8賃格、9収入状況、10資産状況	提供会員及び利用会員の記載内容で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子施10	子育てサロン相談業務・講座実施事務	市長	子ども家庭部子ども施策推進課	子ども家庭部子ども施策推進課長	子育てサロンの相談業務や講座受講をするため	子育てサロンの申込時に申請したもの	本人から、窓口受付、電子申請で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子施12	緊急サポート事業個別情報項目	市長	子ども家庭部子ども施策推進課	子ども家庭部子ども施策推進課長	緊急サポートセンターの提供会員・利用会員登録を行うため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6各種会員登録等、7職業・職歴、8賃格、9収入状況、10資産状況	提供会員登録書及び利用会員登録書を提出したもの	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子福1	児童手当資格管理ファイル	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	児童手当の支給に関する事務のため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6各種会員登録等、7婚姻、8親族関係、9既婚、10既歴、11個人番号、12収入状況、13口座番号、14職業、15加入年金	児童手当の対象児童および児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父または母等のうち生計を維持する高齢者。	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子福2	こども医療費受給資格管理ファイル	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	こども医療費の支給に関する事務のため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6各種会員登録等、7婚姻、8親族関係、9既婚、9既歴、10既歴、11個人番号、12既歴、13既歴、14既歴、15既歴、16既歴、17既歴、18既歴、19既歴、20既歴、21既歴、22既歴、23既歴、24既歴、25既歴、26既歴、27既歴、28既歴	こども医療費の対象児童及びこども医療費受給資格登録申請書兼登録台帳を提出した者	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子福5	越谷市重度心身障害者手当支給事務	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	越谷市重度心身障害者手当支給条例に基づき手当を支給するため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6各種会員登録等、7印影、8親族関係、9既婚、9既歴、10既歴、11個人番号、12既歴、13既歴、14既歴、15既歴、16既歴、17既歴、18既歴、19既歴、20既歴、21既歴、22既歴、23既歴、24既歴、25家庭状況、26居住状況	越谷市重度心身障害者手当交付申請書提出者	本人(代理人含む)から窓口受付	1000人～999人	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
子福7	児童ケース台帳作成事務	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	児童ケース状況の把握と処置方針決定のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6各種会員登録等、7印影、8親族関係、9既婚、9既歴、10既歴、11個人番号、12既歴、13既歴、14既歴、15既歴、16既歴、17既歴、18既歴、19既歴、20既歴、21既歴、22既歴、23既歴、24既歴、25家庭状況、26居住状況	身体障害者手帳交付申請書提出者	本人(代理人含む)から窓口受付	1000人～999人	含む (特定個人情報ファイルである)	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
子福9	障害児保護事務	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	障害児に対する福祉の援護事務のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6各種会員登録等、7印影、8親族関係、9既婚、9既歴、9既歴、10印影、11心身障害者、12疾病、13既歴、14既歴、15既歴、16既歴、17既歴、18既歴、19既歴、20既歴、21既歴、22既歴、23既歴、24既歴、25家庭状況、26居住状況	介護給付費・訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談援助給付費、療育介護医療費支給申請書兼利用者負担額現額、免除等申請書提出者	本人(代理人含む)から窓口受付	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
子福13	補助金給付管理ファイル	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	補助金の給付に関する事務のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6各種会員登録等、7印影、8親族関係、9既婚、9既歴、10既歴、11個人番号、12心身障害者、13既歴、14既歴、15既歴、16既歴、17既歴、18既歴、19既歴、20既歴、21既歴、22家庭状況、23既歴、24既歴、25家庭状況、26居住状況	補助金給付申請者、対象児童とその家族等	本人(代理人含む)から窓口受付</td								

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的		★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩特記事項個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求権を受理する組織の所在地	★⑬個別法による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考
					管理者	管理者											
子福14	日常生活用具給付管理ファイル	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既所歴、10印影、11個人番号、12心身障害等、13疾病・負傷等、14検査・診療等、15暴力、16既入状況、17納税状況、18取引状況、19公的扶助の受給の有無、20職業・職歴、21家庭状況、22居住状況	日常生活用具の給付に関する事務を処理するため	日常生活用具給付申請者、対象児童とその家族等	本人（代理人含む）から窓口受付	100人～999人	含む (特定個人情報ファイルである)	含む			越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り
子福15	ひとり親家庭等医療費申請事務	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既所歴、10印影、11個人番号、12心身障害等、13疾病・負傷等、14検査・診療等、15暴力、16既入状況、17納税状況、18取引状況、19公的扶助の受給の有無、20口座番号、21学業・学歴、22職業・職歴、23既入医療扶助、24家庭状況、25居住状況、26犯罪記録	ひとり親家庭等医療費の資格要件の把握に関する事務を処理する	ひとり親家庭等医療費の受給者及び対象児童	受給者本人から窓口受付、郵送等で受け付ける。	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない			越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り
子福17	ひとり親家庭等医療費受給者認定事務	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既所歴、10印影、11個人番号、12心身障害等、13疾病・負傷等、14検査・診療等、15暴力、16既入状況、17納税状況、18取引状況、19公的扶助の受給の有無、20口座番号、21学業・学歴、22職業・職歴、23既入医療扶助、24家庭状況、25居住状況、26犯罪記録	ひとり親家庭等医療費の認定要件の把握に関する事務を処理する	ひとり親家庭等医療費の受給者及び対象児童	受給者本人から窓口受付、郵送等で受け付ける。	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない			越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り
子福18	ひとり親家庭等医療費受給者届出事務	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既所歴、10印影、11個人番号、12心身障害等、13疾病・負傷等、14検査・診療等、15暴力、16既入状況、17納税状況、18取引状況、19公的扶助の受給の有無、20口座番号、21学業・学歴、22職業・職歴、23既入医療扶助、24家庭状況、25居住状況、26犯罪記録	ひとり親家庭等医療費受給者の現況及び更正等の把握に関する届出事務を処理する	ひとり親家庭等医療費の受給者及び対象児童	受給者本人から窓口受付、郵送等で受け付ける。	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない			越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り
子福19	ひとり親家庭等医療費支給事務	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既所歴、10印影、11心身障害等、12疾病・負傷等、13既入・診療等、14扶助・療養等、15暴力、16既入状況、17納税状況、18取引状況、19公的扶助の受給の有無、20口座番号、21費用・負担額等、22職業・職歴、23既入医療保険、24家庭状況、25居住状況	ひとり親家庭等医療費の支給要件の把握に関する事務を処理する	ひとり親家庭等医療費の受給者及び対象児童	受給者本人から窓口受付、郵送等で受け付ける。	1000人以上	含まない	含まない			越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り
子福20	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付管理台帳	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付に基づく母子家庭等の親及び寡婦の経済的自立や扶養している子どものために必要な資金の貸付	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付に基づく母子家庭等の親及び寡婦の経済的自立や扶養している子どものために必要な資金の貸付	申請者とその家族及び申請者の保証人	本人、関係機関からの聴取	100人～999人	含む (特定個人情報ファイルである)	含む			越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り
子福21	高等職業訓練促進給付金等支給台帳	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	高等職業訓練促進給付金等支給要綱に基づき、高等職業訓練促進給付金等支給台帳修了支援給付金を支給する。	高等職業訓練促進給付金等支給要綱に基づき、高等職業訓練促進給付金等支給台帳修了支援給付金を支給する。	申請者等	本人、関係機関からの聴取	100人～999人	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない			越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り
子福22	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給台帳	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給手綱に基づき、給付金を支給する。	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給手綱に基づき、給付金を支給する。	申請者等	本人、関係機関からの聴取	100人～999人	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない			越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り
子福24	児童扶養手当認定等業務	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の認定に係る請求の受付及び決定並びに手当の規定把握及び支給事由等の変更に関する事務を処理する	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の認定に係る請求の受付及び決定並びに手当の規定把握及び支給事由等の変更に関する事務を処理する	児童扶養手当申請者とその家族等	本人から窓口受付、実施機関及び又は他の地方公共団体より提供	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む			越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り
子福25	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金受給者台帳	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	臨時・特別の措置として児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う	臨時・特別の措置として児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う	申請者とその家族	受給者本人からの申請受付	100人～999人	含まない	含む			越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り
子福26	令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給者台帳	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給する	児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金を支給する	児童手当の申請者とその家族	児童手当受給者台帳を活用、受給者本人からの申請受付	1000人以上	含まない	含まない			越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎1階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り
子福27	児童扶養手当受給者への臨時特別給付金受給者台帳	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	児童扶養手当を受給する世帯に對し、臨時特別給付金を支給する	児童扶養手当を受給する世帯に對し、臨時特別給付金を支給する	児童扶養手当の申請者とその家族	児童扶養手当受給者台帳を活用	1000人以上	含まない	含まない			越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り
子福28	ひとり親世帯臨時特別給付金受給者台帳	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯に対し、臨時特別給付金を支給する	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親世帯に対し、臨時特別給付金を支給する	申請者とその家族	児童扶養手当受給者台帳を活用、受給者本人からの申請受付	1000人以上	含まない	含まない			越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎1階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り
子福29	令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金受給台帳	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得者の子育て世帯に対し、生活の支援を行う観点より給付金を支給する	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得者の子育て世帯に対し、生活の支援を行う観点より給付金を支給する	申請者とその家族	児童手当受給者台帳、児童扶養手当受給者台帳の活用受給者本人からの申請受付	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない			越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り
子福30	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金受給台帳	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	新型コロナウイルス感染症により影響が長期化する中、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、令和3年度の所得額が児童手当（本則給付）の支給対象となる額未満の子育て世帯へ、臨時特別給付金を支給する	新型コロナウイルス感染症により影響が長期化する中、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、令和3年度の所得額が児童手当（本則給付）の支給対象となる額未満の子育て世帯へ、臨時特別給付金を支給する	申請者とその家族	児童手当受給者台帳、児童扶養手当受給者台帳の活用受給者本人からの申請受付	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない			越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の通常的提供先	★⑫開示請求等を受理する組織の所在地	★⑬別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考
子福31	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金受給者台帳	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から給付金を支給する	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既所歴、10個人番号、11心身障害等、12収入状況、13公的扶助の受給の有無、14口座番号、15手当額、16基礎年金番号等、17家庭状況、18居住状況、19その他家族状況に関する情報	申請者とその家族	児童手当受給者台帳、児童扶養手当受給者台帳の活用受給者本人からの申請受付	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子福32	子育て世帯応援特別給付金受給者台帳	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	新型コロナウイルス感染症の影響等において原価格や物価が高騰している現状に鑑み、市独自の支援として子育て世帯に対し給付金を支給する	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既所歴、10収入状況、11納稅状況、12公的扶助の受給の有無、13口座番号、14手当額、15基礎年金番号等、16家庭状況、17居住状況、18その他家族状況に関する情報	申請者とその家族	児童手当受給者台帳を活用、受給者本人からの申請受付	1000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子福33	こども支援臨時特別給付金受給者台帳	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	新型コロナウイルスの影響において原価格や物価が高騰している現状に鑑み、市独自の支援として子育て世帯に対し、給付金を支給する	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既所歴、10口座番号、11手当額、12家庭状況、13居住状況、14その他家族状況に関する情報	申請者とその家族	児童手当受給者台帳、児童扶養手当受給者台帳・子育て世帯応援特別給付金受給者台帳を活用、受給者本人からの申請受付	1000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子福34	特別児童扶養手当受給資格管理ファイル	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	特別児童扶養手当の資格者管理に関する事務及び進達のため	1証記号・番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住居、6住所（市町村名）、7金融機関名・口座番号・預金種類・口座名義人、8年金受給の有無・種類、9年金番号、10認定年月日、11支給開始年月、12支給停止年月、13资格喪失年月日、14手当額、15転出先・転出年月日、16本籍・国籍、17外洋登録番号、18在留期間、19通名、20振込停止期間、21婚姻の有無、22親族関係・23扶助、24勤務区分、25支給当年月、26有給年数、27扶助年数、28扶養等級・29障害種別・等級、30障害者手帳番号・等級区分・30障害者手帳番号・等級、31判定年月・発行年、31年度別月額該当年童数、32所得変更前情報、33年度別所得情報、34個人番号、35収入状況、36勤務年数、37就病・負傷等、38検査・診療等、39体力、40病院・主治医、41年賃、42法に規定する医師の診断書、43納税状況、44公的扶助の受給の有無	特別児童扶養手当の対象者及びその配偶者、対象児童並びに対象者と生計同じくする扶養義務者	本人提出の特別児童扶養手当受給申請書（認定請求書、変更履歴等）	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	埼玉県特別児童扶養手当担当課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子福35	超重症心身障害児短期入所促進事業台帳	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	超重症心身障害児短期入所促進事業に関する事務処理のため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6本籍・国籍・統柄、7影印、8心身障害等、9疾病・負傷等、10検査・診療等、11体格、12既往歴、13既往疾患の有無、14扶助金額、15扶助金の額、16扶助報酬額、17家庭状況、18居住状況、19入所期間等	越谷市在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業の利用者、家族等	対象児童の短期入所実施機関からの郵送での申請受付	1人～99人	含まない	含む	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子福36	身体障害者手帳管理台帳（障がい児）	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	18歳未満の児童に対する身体障害者手帳交付事務のため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5既所歴、6電話番号、7家族関係・統柄、8写真影、9身体障害者手帳交付（再交付）申請日、10身体障害者手帳交付（再交付）申請日、11身体障害者手帳番号、12身体障害者手帳種別・等級、13障害の原因・内因・外因・併存障害・15検査・診療等、16病院・主治医、17年賃、18在院規定する医師の診断書、19育手手帳番号、20虐待手帳等級、21特定疾患医療受給者証有無、22被爆者健康手帳有無、23個人番号	18歳未満の者にかかる身体障害者手帳交付等申請者	本人（18歳未満の者についてはその保護者）からの申請受付	100人～999人	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子福38	越谷市障害児（者）生活サポート事業	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	障害児（者）の福祉の向上及び介護者の負担の軽減を図ることを目的とする事務のため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既往歴、10既往疾患、11既往病・負傷等、12収入状況、13既往疾患の有無、14扶助金状況、15公的扶助の受給の有無、16学業・職業、17職業・職歴、18家庭状況、19居住状況	申請者とその家族	保護者および実施機関から窓口受付、郵送等で受け付ける	100人～999人	含まない	含む	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子福41	療育手帳交付等受付事務（障害児）	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	18歳未満の児童に対する療育手帳交付事務のため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5既所歴、6電話番号、7家族関係・統柄、8写真影、9療育手帳交付（再交付）申請日、10療育手帳交付（再交付）申請日、11療育手帳番号、12療育等級、13障害の原因・内因・外因・併存障害・15検査・診療等、16病院・主治医、17年賃、18在院規定する医師の診断書、19身体障害者手帳番号、20身体障害者手帳等級、21特定疾患医療受給者証有無、22被爆者健康手帳有無、23個人番号	18歳未満の者にかかる療育手帳交付等申請者	18歳未満の療育手帳対象者の保護者等からの申請受付	100人～999人	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子福42	手帳所持児記録事務	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	心身に障害のある児童の現況の把握・助言・指導	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5既所歴、6電話番号、7家族関係・統柄、8写真影、9既往歴、10既往疾患、11既往病・負傷等、12収入状況、13既往疾患の有無、14扶助金状況、15公的扶助の受給の有無、16学業・職業、17職業・職歴、18加入医療保険、19家庭状況、20既往疾患の有無、21既往疾患の有無、22被爆者健康手帳有無、23個人番号	児童及びその家族並びに親族	18歳未満の療育手帳及び身体障害者手帳持所有者及び対象者の保護者等	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子福43	自立支援医療費（育成医療）交付認定事務	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	自立支援医療（育成医療）の交付に関する事務	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8既往歴、9既往疾患、10既往病・負傷等、11既往疾患の有無、12既往疾患、13既往疾患の有無、14扶助金の受給の有無、15公的扶助の受給の有無、16扶助金の額、17家庭状況、18居住状況、19その他家庭状況に関する情報	申請者、受診者とその家族	本人、実施機関内、その他（家族等）	1人～99人	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
子福46	令和5年度低所得の子育て世帯特別給付金受給者台帳	市長	子ども家庭部子ども福祉課	子ども家庭部子ども福祉課長	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対して、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、給付金を支給するため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8既往歴、9既往疾患、10既往病・負傷等、11既往疾患の有無、12既往疾患、13公的扶助の受給の有無、14扶助金の受給の有無、15扶助金の額、16扶助金の年金番号等、17家庭状況、18居住状況、19その他家庭状況に関する情報	申請者とその家族	児童手当受給者台帳、児童扶養手当受給者台帳の活用受給者本人からの申請受付	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
児支セ1	個人記録票（相談・発達支援）	市長	子ども家庭部子ども福祉課児童発達支援センター	子ども家庭部子ども福祉課長	外来発達相談、早期療育教室、児童発達支援、保健所等訪問支援における児童の状況把握及び療育・相談・指導に役立てるため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6本籍・国籍、7親族関係・統柄、8心身障害等、12収入状況、13公的扶助の受給の有無、14扶助金の受給の有無、15扶助金の額、16扶助金の年金番号等、17家庭状況、18居住状況、19その他家庭状況に関する情報	保護者から直接聴取、相談・検査の実施、医療機関、各施設等の申し出により収集	1000人以上	含まない	含む	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）			
児支セ2	相談受付処理簿	市長	子ども家庭部子ども福祉課児童発達支援センター	子ども家庭部子ども福祉課長	外来発達相談事務における記録、管理のため	外来発達相談利用児童とその保護者	保護者から直接聴取により収集	1000人以上	含まない	含む	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し			

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記載される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩記録情報の経常的提供先	★⑪開示請求等を受理する組織の所在地	★⑫個別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑬個人情報ファイルの種別	★⑭備考		
児支セ3	障害児通所給付費等請求情報ファイル	市長	子ども家庭部子ども福祉課児童発達支援センター	子ども家庭部子ども福祉課長	障害児通所給付費等請求事務における請求情報作成のため	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5受給者番号、6電話番号、7郵便番号、8出席簿に記載する情報、9出席状況に関する情報	児童発達支援、保育所等訪問支援利用児童とその保護者	保護者から提供された通所受給者証、出席簿により収集	1 000人～9 999人	含まない	含む	埼玉県民健康保険団体連合会	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
児支セ4	健康記録台帳	市長	子ども家庭部子ども福祉課児童発達支援センター	子ども家庭部子ども福祉課長	児童発達支援における児童の健康状況を把握するため	1氏名、2性別、3生年月日、4身体測定・内科健診情報、5診断名、6予防接種状況、7感染症罹患状況、8レルギー情報、9学級検査情報	児童発達支援ぐんぐん利用児童	保護者から聴取、嘱託医の健診実施により収集	1 000人～9 999人	含まない	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
児支セ5	児童台帳	市長	子ども家庭部子ども福祉課児童発達支援センター	子ども家庭部子ども福祉課長	児童発達支援において児童の発達状況・家庭状況を把握するため	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6学籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既往歴、10心身障害等、11疾病、負傷等、12検査・診療等、13勤労、14病院・主治医、15収入状況、16税額状況、17公的扶助の受給の有無、18学業・学年、19職業・職歴、20成績・評価、21家庭状況、22居住状況、23趣味・嗜好、24意見・要望の内容、25各種相談、26行動・観察	児童発達支援ぐんぐん利用児童とその家族	保護者から書面により提出された類似から転記、及び直接聴取して収集している	1 000人～9 999人	含まない	含む	保育入所課、医療機関、各種相談・療育機関、幼稚園、保育所（園）、教育センター	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
こ家セ4	家庭児童相談室管理台帳	市長	子ども家庭部こども家庭センター	子ども家庭部こども家庭センター長	児童についての悩み、問題の相談・指導	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6学籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既往歴、10心身障害等、11疾病、負傷等、12検査・診療等、13勤労、14病院・主治医、15収入状況、16税額状況、17公的扶助の受給の有無、18学業・学年、19職業・職歴、20成績・評価、21家庭状況、22居住状況、23趣味・嗜好、24意見・要望の内容、25各種相談、26行動・観察	児童福祉法第10条に基づく者（児童及び妊娠・家庭その他の）	本人から聴取、関係機関から聴取。	1 000人以上	含まない	含む	越谷市要保護児童対策地域協議会	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）政令第21条第7項のファイル 有り	
こ家セ5	施設入所者管理簿	市長	子ども家庭部こども家庭センター	子ども家庭部こども家庭センター長	施設入所者に関する事務のため	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5入所施設、6入所日、7入所・退所・変更理由、8措置元	施設入所者本人及び保護者	児童相談所から提供	1 000人～9 999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）政令第21条第7項のファイル 有り	
こ家セ6	子どもショートステイ管理簿	市長	子ども家庭部こども家庭センター	子ども家庭部こども家庭センター長	子育て短期支援事業に関する事務を処理するため	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6学籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既往歴、10心身障害等、11疾病、負傷等、12検査・診療等、13勤労、14病院・主治医、15収入状況、16税額状況、17公的扶助の受給の有無、18学業・学年、19職業・職歴、20成績・評価、21家庭状況、22居住状況、23趣味・嗜好、24入所期間・理由等	子育て短期支援事業の利用申請者、その家族	申請者、対象児童、その家族、関係機関からの聴取	1人～9 9人	含まない	含む	委託施設（乳児院）	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）政令第21条第7項のファイル 有り	
こ家セ7	埼玉県男女共同面接推進センター等一時保護施設入所者台帳	市長	子ども家庭部こども家庭センター	子ども家庭部こども家庭センター長	埼玉県婦人相談センター等の入所について一時入所が必要な婦人を入れさせるため	1氏名、2性別、3生年月日、年齢、4住所、5電話番号、6学籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既往歴、10心身障害等、11疾病、負傷等、12検査・診療等、13勤労、14病院・主治医、15収入状況、16税額状況、17公的扶助の受給の有無、18学業・学年、19職業・職歴、20成績・評価、21家庭状況、22居住状況、23趣味・嗜好、24入所期間・理由等	埼玉県婦人相談センター等の入所について一時入所が必要な婦人を入れさせるため	申請者とその家族	本人、関係機関からの聴取	1人～9 9人	含まない	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）政令第21条第7項のファイル 有り
こ家セ8	母子生活支援施設入所事務	市長	子ども家庭部こども家庭センター	子ども家庭部こども家庭センター長	母子生活支援施設に入所させる手続きを行う事務	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、年齢、5電話番号、6学籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既往歴、10印影、11個人番号、12心身障害等、13疾病、負傷等、14検査・診療等、15能力、16病院・主治医、17収入状況、18学業・学年、19職業・職歴、20成績・評価、21地位、22居住状況、23資格、24地位、25成績・評価、26賞罰、27団体加入状況、28加入医療保険、29家庭状況、30居住状況、31趣味・嗜好、32各種相談	母子生活支援施設入所者及びその家族	本人及び実施機関内、国または他の地方公共団体より聴取	1人～9 9人	含む (特定個人情報ファイルである)	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）政令第21条第7項のファイル 有り	
こ家セ9	入院助産施設入所事務	市長	子ども家庭部こども家庭センター	子ども家庭部こども家庭センター長	経済的理由等により、入院助産を受け取ることができないと認められる妊産婦に対し、助産を行いう事務のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、年齢、5電話番号、6学籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既往歴、10印影、11個人番号、12心身障害等、13疾病、負傷等、14検査・診療等、15能力、16病院・主治医、17収入状況、18学業・学年、19職業・職歴、20成績・評価、21地位、22居住状況、23資格、24地位、25成績・評価、26賞罰、27団体加入状況、28加入医療保険、29家庭状況、30居住状況、31趣味・嗜好	入院助産施設入所者及びその家族	本人及び実施機関内、他の実施機関、国または他の地方公共団体、民間・私人からの聴取	1人～9 9人	含む (特定個人情報ファイルである)	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）政令第21条第7項のファイル 有り	
こ家セ10	母子健康手帳交付関係台帳	市長	子ども家庭部こども家庭センター	子ども家庭部こども家庭センター長	母子保健法に基づき、母子健康手帳及び妊娠健診検査票、新生児健診スクリーニング検査票を交付し、母子健康管理の向上を図る	母子保健法に基づき実施する乳幼児等健康検査及び事後指導において、必要な保健指導を行ない市民の健康の保持増進を図る	妊娠届出書を提出した者、母子健康手帳交付申請者	本人または家族から直接受け付けられる	1 000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）政令第21条第7項のファイル 無し	
こ家セ11	乳幼児等健康診査関係台帳	市長	子ども家庭部こども家庭センター	子ども家庭部こども家庭センター長	母子保健法に基づき実施する乳幼児等健康診査及び事後指導において、必要な保健指導を行ない市民の健康の保持増進を図る	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、年齢、5電話番号、6学籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既往歴、10心身障害等、11検査・診療等、12病院・主治医、13学業・学年、14職業・職歴、15成績・評価、16家庭状況、17居住状況、18趣味・嗜好、19意見・要望の内容、20各種相談、21その他	乳幼児等健康診査受診者、未受診者	本人から窓口受けで受け付ける	1 000人以上	含まない	含む	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）政令第21条第7項のファイル 無し	
こ家セ13	母子保健健康教育関係一覧	市長	子ども家庭部こども家庭センター	子ども家庭部こども家庭センター長	母親学級、育児教室、離乳食教室等の健康教育を実施し、妊産婦及び乳幼児の保護者等に対し、母子保健の推進を図る	1氏名、2住所、3生年月日、年齢、4電話番号	相談を受けた者	本人から電子申請、および来所時に本人から直接情報を収集	1 000人～9 999人	含まない	含む	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
こ家セ14	母子保健相談事業関係事務	市長	子ども家庭部こども家庭センター	子ども家庭部こども家庭センター長	乳幼児児童相談、継続相談、栄養相談等の相談を実施し、必要な保健指導を行い母子保健の推進を図る	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、年齢、5電話番号、6学籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既往歴、10心身障害等、11留資格、期限、12心身障害等、13疾患、負傷等、14検査・診療等、15能力、16病院・主治医、17写真、18健康状態、19免達状況等、20その他、21入院状況、22資格状況、23税状況、2425扶助の受給の有無、25利用者負担額等、26その他、27学業・学年、28職業・職歴、29成績、30位次、31成績・評価、32その他、33既往状況、34居住状況、35趣味・嗜好、36その他、37意見・要望の内容、38各種相談、39母子健	相談を受けた者	本人からの聞き取り、他等から関係機関からの郵送による情報提供	1 000人～9 999人	含まない	含む	なし		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）政令第21条第7項のファイル 無し
こ家セ16	越谷市出生・子育て応援金申請台帳	市長	子ども家庭部こども家庭センター	子ども家庭部こども家庭センター長	越谷市出生・子育て応援給付金に関する事務を処理する。	1氏名、2性別、3生年月日、年齢、4住所、5電話番号、6印影、7電子メールアドレス、8妊娠・出産の相談等、9座面番号、10市町村からの同一給付金の支給状況	①越谷市出産応援金申請書兼請求書を提出した者 ②越谷市子育て応援金申請書兼請求書を受け付ける ③越谷市出産・子育て応援金申請書兼請求書を提出した者	①本人（代理人含む）から窓口受け付、郵送、電子申請で受け付ける ②転入者については必要に応じて転入元の市町村に紹介する。	1 000人以上	含まない	含む	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）政令第21条第7項のファイル 有り	
こ家セ17	越谷市妊産婦等包括相談支援事業	市長	子ども家庭部こども家庭センター	子ども家庭部こども家庭センター長	妊産婦に対する妊産婦等包括相談支援事業に関する事務を処理する。	1氏名、2性別、3生年月日、年齢、4住所、5電話番号、6印影、7電子メールアドレス、8妊娠・出産の相談等、9座面番号、10妊娠・出産の相談等、11既往状況、12妊娠・出産の相談等、13職業・職歴、14家族状況、15趣味等好、	市内に住所を有する妊産婦	①事前に相談者からアンケート形式で窓口受け付、郵送、電子申請で受け付ける ②面談当日に本人から聞き取りを受け付ける	1 000人以上	含まない	含む	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）政令第21条第7項のファイル 有り	

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求等を受理する組織の所在地	★⑬別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考
こ家セ19	越谷市子育てファミリー応援金申請台帳	市長	子ども家庭部こども家庭センター	子ども家庭部こども家庭センター長	越谷市子育てファミリー応援金に関する事務を処理する。	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6メールアドレス、7姓氏、8出産の相談等、8口座番号	越谷市子育てファミリー応援金申請書を提出した者	①子ども福祉課がこども医療費受給権登録申請の際に収集した情報の提供を受ける。 ②上記①で申請内容に偏りがなかった方を対象に、本人（代理人含む）から電子申請を受け付ける。	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
こ家セ21	越谷市妊婦支援給付金申請台帳	市長	子ども家庭部こども家庭センター	子ども家庭部こども家庭センター長	越谷市妊婦支援給付金に関する事務を処理する。	1氏名、2生年月日・年齢、3職業、4メールアドレス、5個人番号、6電話番号、7住所、8既往歴・現住所と異なる場合、9妊娠届出日、10妊娠月数、11妊娠届出時点の既往歴（既往歴と異なる場合）、12妊娠を受けるいる施設の情報（名前、住所、電話番号、診察した医師の氏名）13他の市町村からの同一給付金の支給状況、14既往歴口座番号	越谷市妊婦給付認定申請書を提出した者	①妊婦給付認定申請書を提出した者 ②胎児の数の届出を申請した者 ③転入者については必要に応じて転入元の市町村に紹介する。	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
保入1	子ども・子育て支援システム（保育）	市長	子ども家庭部保育入所課	子ども家庭部保育入所課長	教育・保育給付認定事務及び施設等利用給付認定事務とそれに付随する事務のため	教育・保育給付認定事務及び施設等利用給付認定事務とそれに付隨する事務のため	教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定を受けた者（申請者含む）	本人から窓口受付・郵送・保育施設からの連絡によって収集している	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	生活福祉課、子ども福祉課、市区町村、福祉事務所等、国、都道府県、児童発達支援事業者、日本スポーツ振興センター、保育施設・幼稚園等	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
保入2	教育・保育給付認定及び特定教育・保育施設等利用調整事務に係る名簿等	市長	子ども家庭部保育入所課	子ども家庭部保育入所課長	教育・保育給付認定及び特定教育・保育施設等利用調整事務のため	教育・保育給付認定及び特定教育・保育施設等利用調整事務のため	教育・保育給付認定を受けた者（申請者含む）	本人から窓口受付・郵送・保育施設からの連絡によって収集している	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	生活福祉課、子ども福祉課、市区町村、福祉事務所等、国、都道府県、児童発達支援事業者、日本スポーツ振興センター、保育施設・幼稚園等	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
保入3	教育・保育給付費等に係る名簿等	市長	子ども家庭部保育入所課	子ども家庭部保育入所課長	教育・保育給付費等に係る管理	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6メールアドレス等親族関係、8個人番号、9収入・資産状況、10その他家庭状況等、11学年情報、12保育施設利用状況等、13認定区分等認定情報報、14印影、15写真、16世帯・職歴、17	教育・保育給付費等に係る管理	教育・保育給付費等に係る管理	本人から窓口受付・郵送・保育施設からの連絡によって収集している	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	市区町村、福祉事務所等、国、都道府県、保育施設・幼稚園等	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
保入4	特別支援保育対象児童名簿等	市長	子ども家庭部保育入所課	子ども家庭部保育入所課長	特別支援保育事務に係る管理	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6メールアドレス等親族関係、7その他家庭状況等、8保育施設利用状況等、9年真	特別支援保育事務に係る管理	教育・保育給付認定を受けた者（申請者含む）	本人から窓口受付・郵送・電話、保育施設からの連絡によって収集している	1000人～9999人	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	生活福祉課、子ども福祉課、市区町村、福祉事務所等、国、都道府県、児童発達支援事業者、保育施設・幼稚園等	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
保入6	特定教育・保育施設等に対する補助金の審査・支給等に係る名簿等	市長	子ども家庭部保育入所課	子ども家庭部保育入所課長	教育・保育施設等に対する補助金の審査・支給等の実施のため	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4収入・資産状況、5保育施設利用状況等、6認定区分等認定情報報、7印影、8写真、9学年・職歴、10資格	教育・保育施設等に対する補助金の審査・支給等の実施のため	教育・保育給付認定を受けた者（申請者含む）	保育施設からの連絡によって収集している	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	市区町村、福祉事務所等、国、都道府県、保育施設・幼稚園等	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
保入7	災害共済給付に係る名簿等	市長	子ども家庭部保育入所課	子ども家庭部保育入所課長	災害給付負担金の微収及び給付	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6メールアドレス等親族関係、8個人番号、9収入・資産状況、10その他家庭状況等、11保育施設利用状況等、12認定区分等認定情報、13事故・怪我情報	災害給付負担金の微収及び給付	特定教育・保育給付認定の申請者	保育施設からの連絡によって収集している	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	市区町村、福祉事務所等、国、都道府県、日本スポーツ振興センター、保育施設・幼稚園等	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第12項のファイル 無し	
保入8	利用者負担額の算定等に係る名簿等	市長	子ども家庭部保育入所課	子ども家庭部保育入所課長	利用者負担額の算定等	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6メールアドレス等親族関係、6收入・資産状況、7その他家庭状況等、8印影、9写真、9学年・職歴、10認定区分等認定情報等	利用者負担額の算定等	教育・保育給付認定を受けた者（申請者含む）	本人から窓口受付・郵送・保育施設からの連絡によって収集している	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	生活福祉課、子ども福祉課、市区町村、福祉事務所等、国、都道府県、保育施設・幼稚園等	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第13項のファイル 無し	
保入9	こしがや「プラス保育」幼稚園事業に係る名簿等	市長	子ども家庭部保育入所課	子ども家庭部保育入所課長	こしがや「プラス保育」幼稚園事業の管理のため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6メールアドレス等親族関係、6收入・資産状況、6その他家庭状況等、7その他家庭状況等、8印影、9写真、9学年・職歴、11资格	こしがや「プラス保育」幼稚園事業の管理のため	プラス保育育成の申請者及びこしがや「プラス保育」幼稚園事業の従事者	本人から窓口受付・郵送、幼稚園からの連絡によって収集している	1000人～9999人	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	市区町村、福祉事務所等、国、都道府県、保育施設・幼稚園等	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第14項のファイル 無し	
保入10	施設等利用給付認定に係る名簿等	市長	子ども家庭部保育入所課	子ども家庭部保育入所課長	施設等利用給付認定事務のため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6メールアドレス等親族関係、6收入・資産状況、6その他家庭状況等、10その他施設利用状況等、12認定区分等認定情報	施設等利用給付認定に係る事務のため	施設等利用給付認定を受けた者（申請者含む）	本人から窓口受付・郵送、幼稚園からの連絡によって収集している	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	生活福祉課、子ども福祉課、市区町村、福祉事務所等、国、都道府県、保育施設・幼稚園等	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第15項のファイル 無し	
保入11	施設等利用費に係る名簿等	市長	子ども家庭部保育入所課	子ども家庭部保育入所課長	子育てのための施設等利用費に係る管理	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6メールアドレス等親族関係、6收入・資産状況、6その他家庭状況等、10その他施設利用状況等、9認定区分等認定情報	子育てのための施設等利用費に係る管理	施設等利用給付認定を受けた者（申請者含む）及び幼稚園等従事者	本人から窓口受付・郵送、幼稚園等からの連絡によって収集している	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	生活福祉課、子ども福祉課、市区町村、福祉事務所等、国、都道府県、保育施設・幼稚園等	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第16項のファイル 無し	
保入12	広域入所に係る名簿等	市長	子ども家庭部保育入所課	子ども家庭部保育入所課長	広域入所の管理	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6メールアドレス等親族関係、6收入・資産状況、6その他家庭状況等、10その他家庭状況等、12認定区分等認定情報	広域入所の管理	広域入所申請者	本人から窓口受付・郵送、他自治体からの連絡によって収集している	1000人～9999人	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	生活福祉課、子ども福祉課、市区町村、福祉事務所等、国、都道府県、保育施設・幼稚園等	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第17項のファイル 無し	
保入13	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る名簿等	市長	子ども家庭部保育入所課	子ども家庭部保育入所課長	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に係る管理	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6メールアドレス、7統約、8親族関係、8收入・資産状況、9その他家庭状況等、10その他施設利用状況等、11認定区分等認定情報	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に係る管理	本人から電子申請による申請によって収集している	1000人以上	含まない	含む	こども家庭厅、保育施設・幼稚園等	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
保施1	子ども・子育て支援システム台帳（保育施設課）	市長	子ども家庭部保育施設課	子ども家庭部保育施設課長	・保育料収納関係事務のため・保育料給付費実費徴収事務のため・副食費実費徴収額補助金全交付申請書提出者（令和2年度以降）	・本人、家族、保育所（国）、本人の勤め先及び金融機関から電話、郵送等によって収集している。 ・副食費実費徴収額補助金全交付申請書提出者本人から窓口、郵送、電子申請（令和5年度以降）により収集している。	1000人～9999人	含まない	含む	・金融機関 ・保育施設	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り			
保施2	保育所建設開込台帳	市長	子ども家庭部保育施設課	子ども家庭部保育施設課長	保育所の用地取得、建替え等に係る事務を処理するため	建設工事に係る土地賃借人、工事請負業者	建設工事に係る土地賃借人、工事請負業者	本人から窓口で受取り又は郵送で収集。	1人～99人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号） 当該書類は保育施設課で保管	
保施4	事故報告事務台帳	市長	子ども家庭部保育施設課	子ども家庭部保育施設課長	保育所の管理下における事故の状況を把握するため	保育士が事故に係る情報、発生概要等を記録する。	保育所に入所児童	保育士が事故に係る情報、発生概要等を記録する。	1000人～9999人	含まない	含まない	重大な事故に該当する案件のみ、埼玉県及び消費者庁へ提供それ以外はなし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
保施5	保育所クラス運営事務台帳	市														

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩記録情報の経常的提供先	★⑪開示請求等を受理する組織の所在地	★⑫個別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑬個人情報ファイルの種別	★⑭備考	
保施7	保育時間協議書台帳	市長	子ども家庭部保育施設課	子ども家庭部保育施設課長	基本的な保育時間を協議し、延長保育や時間外保育を行うため	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4親族関係、統柄、5固定区分、認定証番号等、6延長保育使用料、7職業・職歴、8学年・学年、9意見・要望の内容	保育所入所児童及びその保護者	児童の保護者が保育時間の協議に必要な情報を記入し、保育士に提出している。	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号） 当該書類は各保育所で保管
保施8	保育所給食関係台帳	市長	子ども家庭部保育施設課	子ども家庭部保育施設課長	食物アレルギーのある児童や離乳食、栄養の状況に対応した給食を提供する事務を実施するため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6家族関係、統柄、7印影、8心身障害等、9疾病・負傷等、10検査・診療等、11病院・主医、12学年・学年、13就業・職歴、14格、15教諭・評価、16意見・要望の内容等、17各種相談	保育所入所児童のうち該当者及びその保護者	医師及び保護者が記入し、保護者が保育士に提出している。	1人～99人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号） 当該書類は各保育所で保管（写しを課で保管）
保施9	防犯カメラ設置事務台帳	市長	子ども家庭部保育施設課	子ども家庭部保育施設課長	防犯及び施設利用者の安全管理のため	1映像	カメラの映像に映し出される全ての人	防犯カメラの録画装置	1人～99人	含まない	含まない	接査係関係照会書で求めがあった警察署	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号） 当該書類は保育施設で保管
保施10	保育所(移行)児童保健要録台帳	市長	子ども家庭部保育施設課	子ども家庭部保育施設課長	子どもの育ちを支えるための資料として、保育所児童保健要録（移行児童保健要録）を作成し、就学先（移行先の保育施設）に送付するため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6家族関係、統柄、7印影、8心身障害等、9疾病・負傷等、10検査・診療等、11成績・評価、12家庭状況、13意見・要望の内容、14各種相談	保育所入所児童	保育士が児童に係る情報等に基づき作成している。	1000人以上	含まない	含まない	・卒園児の就学先（小学校等） ・移行先の保育施設（保育所等）	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号） 当該書類は各保育所で保管
保施11	地域子育て支援センター事務台帳	市長	子ども家庭部保育施設課	子ども家庭部保育施設課長	地域において子育て支援事業を推進するため、地域子育て支援センターにおいて子育て相談、子育て講座、一時預かり等を行う事務を処理するため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6家族関係、統柄、7印影、8心身障害等、9健康状態等、10就業・就学・就労、11家庭状況、12利用料、13意見・要望の内容等、14各種相談	地域子育て支援センター利用者本人からセンターで受け付ける	地域子育て支援センター利用者本人からセンターで受け付ける	100人～999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）
保施12	保育実習の受入れに係る名簿	市長	子ども家庭部保育施設課	子ども家庭部保育施設課長	保育実習の受入れに係る管理	1氏名、2住所	実習生	養成校からの進達によって収集している	1人～99人	含まない	含まない	保育施設	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第10項のファイル 無し R6.4.1事務見直しに伴い保育所課から個人情報ファイルを移管
青1	青少年育成越谷市民議団体役員等及び事業参加者名簿	市長	子ども家庭部青少年課	子ども家庭部青少年課長	団体役員等への通知、事業運営に伴う連絡のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6職業・職歴、7地位、8団体加入状況、9親族関係、統柄、10メールアドレス、11意見・要望の内容	団体役員、理事、参加希望者、委嘱候補者、参加者、応募者、発表者、決定者、講師、関係団体の構成員	本人及び本人の同意を得て本人以外（選出母体）から郵送等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	埼玉県民生活部青少年課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	-	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り
青2	青少年指導員連絡協議会団体役員等及び事業参加者名簿	市長	子ども家庭部青少年課	子ども家庭部青少年課長	団体役員等への通知、事業運営に伴う連絡のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6職業・職歴、7地位、8団体加入状況、9親族関係、統柄、10メールアドレス、11意見・要望の内容	団体役員、指導員、参加希望者、委嘱候補者、委嘱候補者、参加者、応募者、決定者、講師、関係団体の構成員	本人及び本人の同意を得て本人以外（選出母体）から郵送等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	埼玉県民生活部青少年課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	-	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り
青3	青少年育成推進委員協議会団体役員等及び事業参加者名簿	市長	子ども家庭部青少年課	子ども家庭部青少年課長	団体役員等への通知、事業運営に伴う連絡のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6職業・職歴、7地位、8団体加入状況、9親族関係、統柄、10メールアドレス、11意見・要望の内容	団体役員、委員、参加希望者、委嘱候補者、応募者、決定者、講師、関係団体の構成員	本人及び本人の同意を得て本人以外（選出母体）から郵送等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	埼玉県民生活部青少年課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	-	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第8項のファイル 有り
青4	青少年相談員協議会相談員名簿及び事業参加者名簿	市長	子ども家庭部青少年課	子ども家庭部青少年課長	団体役員等への通知、事業運営に伴う連絡のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6職業・職歴、7地位、8団体加入状況、9親族関係、統柄、10メールアドレス、11意見・要望の内容	団体役員、相談員、参加希望者、委嘱候補者、委嘱候補者、参加者、応募者、決定者、講師、関係団体の構成員	本人及び本人の同意を得て本人以外（家族等）から電話等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	埼玉県民生活部青少年課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	-	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第9項のファイル 有り
青5	越谷市子ども会育成連絡協議会共催事業参加者名簿	市長	子ども家庭部青少年課	子ども家庭部青少年課長	共催事業運営に伴う連絡のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6団体加入状況、7親族関係、統柄、8メールアドレス、9写真、10意見・要望の内容	参加者、協力者、応募者、講師、関係団体の構成員	本人及び本人の同意を得て本人以外（家族等）から郵送等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	-	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	-	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第10項のファイル 有り
青6	青少年関係団体補助金等申請書等	市長	子ども家庭部青少年課	子ども家庭部青少年課長	補助金申請に伴う事務のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6職業・職歴、7地位、8団体加入状況	補助金申請団体から申請書の提出によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	-	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	-	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
青7	レクリエーション指導者養成講習会指導者及び参加者名簿	市長	子ども家庭部青少年課	子ども家庭部青少年課長	指導者及び参加者への連絡のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6団体加入状況、7親族関係、統柄、8メールアドレス、9写真、10意見・要望の内容	参加者、応募者、講師、関係団体の構成員	本人及び本人の同意を得て本人以外（家族等）から電話等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	-	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	-	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第8項のファイル 有り
青8	くわくわ体験プロジェクト実行委員及び参加者名簿	市長	子ども家庭部青少年課	子ども家庭部青少年課長	実行委員及び参加者への連絡のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6団体加入状況、7親族関係、統柄、8メールアドレス、9写真、10意見・要望の内容	実行委員、応募者、講師、関係団体の構成員	本人及び本人の同意を得て本人以外（家族等）から電話等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	-	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	-	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第9項のファイル 有り
青9	青少年問題協議会委員名簿	市長	子ども家庭部青少年課	子ども家庭部青少年課長	委員への通知、会議運営に伴う連絡のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6団体加入状況、7親族関係、統柄、8メールアドレス、9写真、10意見・要望の内容	委員	本人及び本人の同意を得て本人以外（選出母体）から郵送等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	-	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	-	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第10項のファイル 有り
青10	青少年相談室相談記録簿	市長	子ども家庭部青少年課	子ども家庭部青少年課長	青少年の非行、問題行動などで悩んでいる保護者や悩みを抱えている青少年に対する、適切な助言・指導を行うため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6職業・職歴、7家庭状況	相談者	本人から電話等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	-	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	-	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し
青11	放課後子ども教室推進事業スタッフ及び参加者名簿	市長	子ども家庭部青少年課	子ども家庭部青少年課長	コーディネーターや参加者への通知、事業運営に伴う連絡のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6団体加入状況、7親族関係、統柄、8メールアドレス、9写真、10意見・要望の内容	コーディネーター、指導員、ボランティア等	本人及び本人の同意を得て本人以外（家族等）から電話等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	放課後子ども教室コーディネーター	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	-	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第9項のファイル 有り
青12	ブレーバーク事業スタッフ及び参加者名簿	市長	子ども家庭部青少年課	子ども家庭部青少年課長	ブレーバーク運営に関する事務	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6団体加入状況、7親族関係、統柄、8メールアドレス、9写真、10意見・要望の内容	参加者、家族、講師、コーディネーター、指導員、ボランティア等	本人及び本人の同意を得て本人以外（家族等）から電話等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	-	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	-	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第8項のファイル 有り
青13	しらこばとキャンプ場利用申請書等	市長	子ども家庭部青少年課	子ども家庭部青少年課長	キャンプ場利用の申請受付・許可に関する事務	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6キャンプ場名、7婚姻、8親族関係、統柄、9印影、10身障害等、11疾病・負傷等、12健康状態、13公的扶助の受給の有無、14学年、15学年・学年、16資格、17地位、18趣味、19資格、20地図、21趣味、嗜好	しらこばとキャンプ場利便性	本人からしらこばとキャンプ場利便性の提出等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	-	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷		

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求等を受理する組織の名称	★⑬開示請求等を受理する組織の所在地	★⑭個別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑮個人情報ファイルの種別	★備考
青21	学童保育室利用に係る保育料等納付管理事務	市長	子ども家庭部青少年課	子ども家庭部青少年課長	保育料等の徴収、収納状況の把握、不納戻済処分など保育料等の納付管理に関する事務を処理する	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6本籍・国籍、7親族関係・統柄、8住所歴、9印影、10収入状況、11資産状況、12納税状況、13扶助金の受給の有無、14口座番号、15保育料、16学業・学歴、17職歴・職歴、18地址、19家庭状況、20居住状況、21各種相談、22学童保育室名簿	学童保育室利用者（児童、保護者、成人親族、同居人、祖父母）	保護者等から窓口受付、郵送等によって収集している	1 0 0 0 人以上	含まない	含まない	一	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	一	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	一
児コ3	児童館図書登録申込名簿	市長	子ども家庭部青少年課	子ども家庭部青少年課長	児童館図書室の本の貸し出しを行ったため	1氏名、2住所、3生年月日・年齢、4電話番号	児童館図書室の本貸出者	本人が来館時に記入したものを直接受取している	1 0 0 0 人以上	含まない	含まない	一	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）		
児コ4	児童館ボランティア登録事務名簿	市長	子ども家庭部青少年課	子ども家庭部青少年課長	児童館ボランティアの登録を行うため	1氏名、2住所、3電話番号	ボランティア登録の申請をした者	本人が来館時に記入したものを直接受取している	1 0 0 人～9 9 9 人	含まない	含まない	一	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）		
児ヒ2	児童館図書登録申し込み受付名簿	市長	子ども家庭部青少年課	子ども家庭部青少年課長	児童館図書室の本の貸し出しを行ったため	1住所、2氏名、3電話番号、4生年月日	児童館図書室の本貸し出しをした者	本人から窓口受付	1 0 0 0 人以上	含まない	含まない	一	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）		
地区4	越谷市夜間急诊診療所・診療に係る事務	市長	保健医療部地域医療課	保健医療部地域医療課長	患者の受付、診療録の管理及び開院登録、患者の服薬指導及び診断書・証明書の発行事務等の診療に係る事務を処理するため。	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9住所歴、10印影、11健康保険証、12心身障害者、13疾病・負傷等、13歳、14検査・診療等、15体力、16病院・主治医、17既往歴、18扶助金の受給の有無、19受給資格、20学業・学歴、21職業・職歴、22資格、23地位、24团体加入状況、25家庭状況、26居住状況、27趣味、28意見・要望の内容、29思想・信条、30宗教、31人種、32民族、32児童に関する事項、33その他社会的差別の原因となる事	患者及び家族等の関係者、病診連携を行う担当者、診療所従事者（医師、薬剤師、看護師等）、職員	基本情報は本人（代理人含む）から窓口受付。 診療情報等は医師診察により聴取。	1 0 0 0 人以上	含まない	含まない	越谷市医師会 本人及び代理人	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
地区6	越谷市夜間急诊診療所・診療報酬等請求事務	市長	保健医療部地域医療課	保健医療部地域医療課長	診療報酬を支払基金・国保速に請求、外国人未払い調査、請求、生活保護法の診療報酬請求及び乳幼児医療費の請求等に係る事務を処理するため。	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9住所歴、10印影、11健康保険証、12心身障害者、13疾病・負傷等、14検査・診療等、15病院・主治医、16写真、17既往歴、18扶助金の受給の有無、21口座番号、22受給資格、23未収状況、24学業・学歴、25職業・職歴、26資格、27地位、28団体加入状況、29家庭状況、30居住状況、31意見・要望の内容、32各種相談、33その他社会的差別の原因となる事	患者及びその家族等関係者、診療所従事者、職員	基本情報は本人（代理人含む）から窓口受付。 診療情報等は医師診察により聴取。 滞納状況等は本人（代理人含む）から電話等で収集	1 0 0 0 人～9 9 9 人	含まない	含まない	越谷市医師会 埼玉県国民健康保険団体連合会 社会保険診療報酬支払基金	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
地区11	休日当番医制・休日歯科当番医制事業関係事務	市長	保健医療部地域医療課	保健医療部地域医療課長	休日における地域住民の初期救急医療体制を確保するため。	1氏名、2性別、3住所、4電話番号、5職業・職歴、6資格、7団体加入状況	市内医療従事者	休日当番医制事業を業務委託している越谷市医師会を通じて収集する。 休日歯科当番医制事業を業務委託している越谷市歯科医師会を通じて収集する。	1 0 0 人～9 9 9 人	含まない	含まない	埼玉県保健医療部医療整備課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
地区12	看護師等修学資金貸与事務	市長	保健医療部地域医療課	保健医療部地域医療課長	看護師等修学資金を貸与するため	申請者（代理人含む）、修学生、法定代理人、連帯保証人、貸与終了後、その他関係者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送、電話等で収集	1 0 0 0 人～9 9 9 人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	越谷市医師会	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り			
地区13	在宅医療・介護連携推進事業実施事務	市長	保健医療部地域医療課	保健医療部地域医療課長	在宅医療と介護を一体化的に提供するために提供するために医療機関と介護事業所などの関係者の連携の推進を図る。	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6職業・職歴、7資格	医療従事者、介護事業所従事者、その他関係者、講演会や講座の参加者	本人（代理人含む）から電子メール、電子申請、電話等で収集	1 0 0 0 人～9 9 9 人	含まない	含まない	越谷市医師会	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
健推6	各種健（検）診事務	市長	保健医療部健康づくり推進課	保健医療部健康づくり推進課	健康増進に資するため、健康診査やがん等各種検診の周知、実施、結果分析等を行なう。	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6職業・職歴、7資格	各種健（検）診の申込者及び受診者	委託機関から提出された受診者（代理人含む）が記載した各種健（検）診記録表等	1 0 0 0 人以上	含まない	含む	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
健推9	乳幼児等健康診査関係台帳	市長	保健医療部健康づくり推進課	保健医療部健康づくり推進課	母子保健法に基づき実施する乳幼児等健康診査及び事後指導において、必要な保健指導を行い市民の健康の保持増進を図る。	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9住所歴、10心身障害者、11疾病・負傷等、12扶助金の受給の有無、13扶助金の受給の有無、14受給資格、15学業・学歴、16職業・職歴、17既往歴、18扶助金の受給の有無、19受給資格、20職業・職歴、21既往歴、22団体加入状況、23家庭状況、24居住状況、25趣味・嗜好、19意見・要望の内容、20各種相談、21その他	乳幼児健康診査受診者、未受診者	本人から窓口受付で受け付ける	1 0 0 0 人以上	含まない	含む	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
健推10	母子保健訪問指導関係台帳	市長	保健医療部健康づくり推進課	保健医療部健康づくり推進課	妊娠婦・乳幼児等に対し、訪問により必要な保健指導を行い、母子等の健全な育成を図る	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9住所歴、10心身障害者、11疾病・負傷等、12扶助金の受給の有無、13扶助金の受給の有無、14受給資格、15学業・学歴、16職業・職歴、17既往歴、18扶助金の受給の有無、19受給資格、20職業・職歴、21既往歴、22団体加入状況、23家庭状況、24居住状況、25趣味・嗜好、19意見・要望の内容、20各種相談、21その他	訪問指導を実施した妊娠婦・乳幼児等	本人からの聞き取り、他市等からの関係機関からの郵送による情報提供	1 0 0 0 人～9 9 9 人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
健推11	母子保健健康教育関係一覧	市長	保健医療部健康づくり推進課	保健医療部健康づくり推進課	母親学校・育児教室・離乳食教室等の健康教育を実施し、妊娠及び乳幼児の保護者等に対し集団で保健指導を行い、母子保健の推進を図る	1氏名、2住所、3生年月日・年齢、4電話番号	相談を受けた者	本人から電子申請、および来所時に本人から直接情報収集	1 0 0 0 人～9 9 9 人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）		
健推12	母子保健相談事業関係事務	市長	保健医療部健康づくり推進課	保健医療部健康づくり推進課	乳幼児育児相談、継続相談等の相談を実施し、必要な保健指導を行い母子保健の推進を図る	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9住所歴、10心身障害者、11疾病・負傷等、12扶助金の受給の有無、13扶助金の受給の有無、14受給資格、15学業・学歴、16職業・職歴、17既往歴、18扶助金の受給の有無、19受給資格、20職業・職歴、21既往歴、22団体加入状況、23家庭状況、24居住状況、25趣味・嗜好、19意見・要望の内容、38各種相談、39各種健	相談を受けた者	本人からの聞き取り、他市等からの関係機関からの郵送による情報提供	1 0 0 0 人～9 9 9 人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求等を受理する組織の名称	★⑬開示請求等を受理する組織の所在地	★⑭個別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑮個人情報ファイルの種別	★備考	
健推14	被災者等母子保健事業申請	市長	保健医療部健康づくり推進課	保健医療部健康づくり推進課	原発特例法および災害救助法の適用を受けた地域からの避難者、戸籍および住民票に記載がない、越谷市に居住していることが明らかな者、その特例な事情により、避難を余儀なくされた住民票に記載のない者を対象に母子保健事業の実施し、母性ながらに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既往歴、10検査・診療等、11病院・主治医、12妊娠、13健	被災者等母子保健事業申請者	本人から窓口受付で受け付ける	1人～99人	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
健推15	新生児特別額給付金申請書発送リスト	市長	保健医療部健康づくり推進課	保健医療部健康づくり推進課	新型コロナウイルス感染症対応による新生児特別額給付金申請書発送リスト	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住	新生児特別額給付金を申請した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送、電子申請で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
健推17	越谷市妊婦等包括相談支援事業	市長	保健医療部健康づくり推進課	保健医療部健康づくり推進課長	妊娠に対する妊婦等包括相談支援事業に関する事務を処理する。	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住	市内に住所を有する妊婦	①事前に相談者からアンケート形式で窓口受付、郵送、電子申請で受け付ける ②面談当日に本人から聞き取りで受け付ける	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	R6.4.1 組織改正に伴いこども家庭センターに個人情報ファイルを移管	
健推18	予防接種関係台帳	市長	保健医療部健康づくり推進課	保健医療部健康づくり推進課	予防接種法等に基づき、伝染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を実施する	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住	予防接種被接種者	被接種者本人 医療機関 住民台帳	100人～999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
健推20	健康づくり推進事業参加者名簿	市長	保健医療部健康づくり推進課	保健医療部健康づくり推進課	健康教育、健康相談、訪問指導に関する事務を処理する	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住	事業者を希望した者	本人から電話または電子申請等によって収集	1人～99人	含まない	含まない	なし	越谷市食生活改善推進員協議会	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
健推23	各種健（検）診及び予防接種に係る費用の無料扱い及び助成に関する申請情報一覧	市長	保健医療部健康づくり推進課	保健医療部健康づくり推進課	生活困窮者等に対する各種健（検）診及び予防接種に係る費用の無料扱い及び助成に関する事務を処理する	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住	無料券発行申請者	発行申請	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
健推25	市外での予防接種費用助成に係る申請者名簿	市長	保健医療部健康づくり推進課	保健医療部健康づくり推進課	市外での予防接種費用助成に係る事務を処理する	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年	市外の医療機関で予防接種を希望する者	申請時	100人～999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
健推26	健康増進及び予防接種に関する台帳	市長	保健医療部健康づくり推進課	保健医療部健康づくり推進課	各種健診、予防接種、届出などの台帳管理を行い、市民の健康増進等と各事務の円滑な遂行に貢献するため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住	予防接種被接種者	住民台帳 健診受診、予防接種接種記録票	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
健推27	埼玉県コバトンALKOOマイページ参加者情報ファイル	市長	保健医療部健康づくり推進課	保健医療部健康づくり推進課	埼玉県コバトンALKOOマイページの参考情報取扱いと所属ボイントとの付与に関する事務を処理する。	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住	参加登録者	埼玉県コバトン管理ツールより検索	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	R6.4.1 「埼玉県コバトン健康マイページ」から「埼玉県コバトンALKOOマイページ」に名称変更	
健推28	特定健康診査及び特定保健指導関連ファイル	市長	保健医療部健康づくり推進課	保健医療部健康づくり推進課長	生活習慣病になる危険性の高い人を早期に発見し、改善指導を行う	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住	特定健康診査の受診者及び特定保健指導の利用者	医療機関、特定保健指導代行機関、特定健康診査等管理システム、国保データベースシステム（KDBシステム）	1000人以上	含まない	含む	越谷市医師会、埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県、国、特定保健指導代行機関、	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
国年1	国民健康保険の資格情報異動開示ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	被保険者の資格取得・喪失その他の異動状況、被保険者証及び高齢受給者証の発行状況等を管理するため。	○資格情報異動 1記号番号、2被保険者数、3～般／退職区分、4世帯主区分、5世帯主氏名、6世帯主住民コード、7電話番号、8住所、9郵便番号、10転出先、11郵便番号（転出先）、12氏名、13フリガナ、14住民コード、15枚番、16生年月日、17年齢、18統柄、19性別、20国保開始日、21国保終了日、22退職日、23退職非該当日、24その他 ○個人履歴 25氏名、26住民コード、27記号番号、28枚番、29資格区分、30開設年月日、31開始日、32開始届出日、33終了年月日、34終了日、35終了届出日、36退職国保該当事由、37退職国保該当事由、38退職国保該当事由、39退職国保非該当事由、40退職国保該当事由、41退職国保非該当事由、42町村被保険者ID ○前期高齢 43住民コード、44記号番号、45生年月日、46氏名、47年度、48使用年月日、49通	1被保険者(*)：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 2擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者（例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。） 3過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 ・国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険自営システム（以下、自営システム）に当該情報を登録する。	1000人以上	含まない	含む	医療保険者、保険医療機関・保險業者、審査支払機関、日本年金機構、株式会社アイネス	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記載される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩記録情報の経常的提供先	★⑪開示請求等を受理する組織の所在地	★⑫個別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑬個人情報ファイルの種別	★⑭備考
国年 2	国民健康保険税の賦課情報開連ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	国民健康保険税の賦課額、算出基礎となる所得、納税通知書の発行状況等を管理するため。	○賦課情報異動 1試算年度、2更正期別、3氏名、4フリガナ、5保険番号、6住民コード、7通知書番号、8過去年度通知書番号、9住所、10転出先、11異動事由、12口座、13既減額定所持、14既減額差額、15利定加算額、16既基準所持、17医療分所得割額、18介護分所得割額、19支援分所得割額、20医療分人数、21介護分人数、22支援分人数、23医療分等割額、24介護分等割額、25支援分等割額、26医療合計、27支援合計、28支給合計、29軽減区分、30医療分軽減合計、31介護分軽減合計、32支援分軽減合計、33医療分限度超過額、34介護分限度超過額、35支援分限度超過額、36医療分年間課税額、37介護分年間課税額、38支援分年間課税額、39医療分月額増減額、40介護分月額増減額、41支援分月額増減額、42医療分特例軽減額、43介護分特例軽減額、44支援分特例軽減額、45医療分旧仕様被扶養者免除額、46介護分旧仕様被扶養者免除額	1被保険者(*)：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 2擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者（例：国保に加入している世帯員がいるが、その他の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。） 3過去に被保険者であった者 4国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう	1,000人以上	含まない	市町村、日本年金機構、株式会社アイネス	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
国年 3	国保情報集約開連情報ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	1 資格継続業務を行うため (ア) 都道府県内の市区町村を開拓した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日（転出）と適用開始日（転入）の重複・空白期間をチェックする。 (イ) 資格改定年月日や資格改定年月日の引継ぎを行なう。 2 各種該当回数の引き継ぎ業務を行うため (ア) 転入市区町村が世帯統合性を認めた場合には、転出市区町村と転入市区町村との間で改定前の引き継ぎを行なう。 3 オンライン・資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サービス等への被保険者情報を提供を行うため (ア) オンライン資格確認システム等で被保険者等の資格情報を利用するため、被保険者情報をに関するデータを医療保険者	1被保険者(*)：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 2拟制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者（例：国保に加入している世帯員がいるが、その他の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。） 3過去に被保険者であった者 4国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう 5都道府県被保険者ID管理 (TSA01_TDFKNHHD) 6市町村被保険者ID、6歴履番号、7市町村被保険者登録年月日 7市町村個人管理番号 8市町村個人管理番号 9市町村個人管理番号 10市町村個人管理番号 11市町村個人管理番号 12市町村個人管理番号 13被保険者証記号_全角、14被保険者証番号_全角、15被保険者証記号_半角、16被保険者証番号_半角、17世帯主登録年月日 18介護分月額増減額、19支援分月額増減額、20医療分月額増減額、21介護分月額増減額、22支援分月額増減額、23医療分月額増減額、24介護分月額増減額、25支援分月額増減額、26医療分月額増減額、27介護分月額増減額、28支援分月額増減額、29軽減区分、30医療分月額増減額、31介護分月額増減額、32支援分月額増減額、33医療分月額増減額、34介護分月額増減額、35支援分月額増減額、36医療分年間課税額、37介護分年間課税額、38支援分年間課税額、39医療分月額増減額、40介護分月額増減額、41支援分月額増減額、42医療分特例軽減額、43介護分特例軽減額、44支援分特例軽減額、45医療分旧仕様被扶養者免除額、46介護分旧仕様被扶養者免除額	1,000人以上	含まない	市町村、日本年金機構、株式会社アイネス	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し			
国年 4	住民登録外被保険者開連ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	当市に住民登録のない被保険者の資格を管理するため。	1記号番号、2住民コード、3氏名、4一規格区分、5区分番号、6生年月日、7性别、8該当区分、9届出日、10適用開始日、11施設名、12住民登録地、13特例該当前住所、14特例該当前記号番号、15適用終了日	1市民等から国民健康保険の被保険者登録のない者のうち、当市に国民健康保険の被保険者資格を有する者	1,000人～9,999人	含まない	市町村	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
国年 5	住民登録外国人被保険者開連ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	住民基本法第30条の4.5に規定する外国人住民以外の外国人被保険者の資格を管理するため。	1氏名、2記号番号、3住民コード、4性別、5住居番号、6住所、7国際コード、8区分に規定する外国人住民以外の者で当市に国民健康保険の被保険者資格を有する者	1市民等から国民健康保険の被保険者登録のない者のうち、当市に国民健康保険の被保険者資格を有する者	1,000人～9,999人	含まない	市町村	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
国年 6	居所不明者被保険者開連ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	居所不明被保険者の調査及び管理のため。	○居所不明被保険者 1氏名、2住所、3記号番号、4住民コード、5通知書番号、6納税区分、7届出年度、8返戻日、9調査結果、10不納税通知書や被保険者証が不着返戻となった者の当該情報をファイルに登録する。 12氏名、13住所、14記号番号、15住民コード、16通知書番号、17賦課年 度、18定期	不納税通知書や被保険者証が不着返戻となった者の当該情報をファイルに登録する。	1,000人～9,999人	含まない	市町村	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
国年 7	短期被保険者証及び被保険者資格証明書開連ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付対象世帯を管理するため。	1住民コード、2記号番号、3氏名、4住居番号、5被保険者数、6短期／資格証明区分	短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付対象世帯を登録する。	1,000人～9,999人	含まない	市町村	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
国年 8	介護保険法施行法第1条第1項（適用除外に関する経過措置）開連ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	介護保険法施行法第1条第1項（適用除外に関する経過措置）に該当する被保険者を管理するため。	1記号番号、2住民コード、3氏名、4世帯主氏名、5生年月日、6住所、7施設名、8該当事由、9該当年月日	介護保険法施行法第1条第1項の適用を受ける被保険者	1,000人～9,999人	含まない	市町村	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
国年 9	国民健康保険税の納付方法の変更申込開連ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	国民健康保険税の納付方法の変更申込者を管理するため。	1世帯主氏名、2記号番号、3住民コード、4申出日、5受付場所	納付方法変更申込書を提出した者	1,000人以上	含まない	市町村	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
国年 10	社会保険料控除賛助開連ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	社会保険料控除資料の対象となる国民健康保険税の納付額を管理するため。	1氏名、2住民コード、3郵便番号、4住所、5納付税額、6納付予定期、7合計	普通徴収による国民健康保険税の納付額の納付を受けた者	1,000人以上	含まない	株式会社アイネス	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
国年 11	令和4年度 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免開連ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の対象者及び減免額を管理するため。	1世帯主氏名、2主たる計画維持者氏名、3記号番号、4住民コード、5通知書番号、6申請日、7申請方法、8該当事由	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免申請書を提出した者	1,000人以上	含まない	市町村	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
国年 12	令和4年度 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免開連ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の対象者及び減免額を管理するため。	1世帯主氏名、2主たる計画維持者氏名、3記号番号、4住民コード、5通知書番号、6申請日、7申請方法、8該当事由	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免申請書を提出した者	1,000人～9,999人	含まない	市町村	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
国年 13	令和4年度 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免開連ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の対象者及び減免額を管理するため。	1世帯主氏名、2主たる計画維持者氏名、3記号番号、4住民コード、5通知書番号、6申請日、7申請方法、8該当事由	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免申請書を提出した者	1,000人～9,999人	含まない	市町村	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
国年 14	令和4年度 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免開連ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の対象者及び減免額を管理するため。	1世帯主氏名、2主たる計画維持者氏名、3記号番号、4住民コード、5通知書番号、6申請日、7申請方法、8該当事由	新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免申請書を提出した者	1,000人～9,999人	含まない	市町村	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
国年 15	令和4年度 多子世帯に係る国民健康保険税の減免開連ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	多子世帯に係る国民健康保険税の減免の対象者及び減免額を管理するため。	○案内管理 1発送日、2受理日、3住民コード、4記号番号、5氏名、6地区コード、7通知書番号、8郵便番号、9住所 ○申請管理 多子世帯に係る国民健康保険税の減免の特例に該当する者	1.市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、国民健康保険自らシステム（以下、自らシステム）に当該情報を登録する。 2.自らシステムから、国民健康保険税の賦課情報データを作成する。 3.転入者の場合は、転入前市町村に該当者の所得を照会する。 4.転入前の場合は、転入前市町村に該当者の所得を照会する。	1,000人～9,999人	含まない	市町村	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
国年 16	令和5年度 多子世帯に係る国民健康保険税の減免開連ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	多子世帯に係る国民健康保険税の減免の対象者及び減免額を管理するため。	1発送日、2受理日、3住民コード、4記号									

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求等を受理する組織の所在地	★⑬別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考	
国年4.1	国民健康保険診療報酬明細書(レセプト)開通ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	国民健康保険法第45条に基づく診療報酬支払に関する事務を行う	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6統約、7往診、8記号番号、9要介護度、10認定の有効期間、11心身障害等、12疾病、負傷等、13検査、診療等、14病院・主治医、15収入状況、16納税状況、17公的扶助の受給の有無、18費用・負担額等、19所得区分、20給付実績・給付額等	国民健康保険を使用して診療を受けた者	医療機関、国保総合システム	1000人以上	含まない	含む	株式会社アイヌス	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
国年4.4	国民健康保険高額療養費給付開通ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	国民健康保険法第57条の2に基づき法定給付し国保事業全般の基本事項として処理する	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6統約、7往診、8統約、9往診、10印影、11記号番号、12心身障害等、13疾病、負傷等、14検査、診療等、15病院・主治医、16収入状況、17納税状況、18公的扶助の受給の有無、19口座番号、20費用・負担額等、21所得区分、22家庭状況、23被扶助理由	国民健康保険高額療養費支給 被保険者から申請書等を入手し、当該情報をファイルに登録する。	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	株式会社アイヌス、福祉部障害福祉課、子ども家庭部子ども福祉課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し		
国年4.5	国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化開通ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	国民健康保険法第57条の2に基づき法定給付として処理する	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6統約、7往診、8統約、9往診、10印影、11記号番号、8制度利用に関する合意の有無	国民健康保険高額療養費支給 本人(代理人含む)から窓口受付、郵送申請で受けける(令和4年度以降)	1000人以上	含まない	含まない	株式会社アイヌス	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)		
国年4.6	国民健康保険療養費給付開通ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	国民健康保険法第54条に基づき法定給付として処理する	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6統約、7往診、8統約、9往診、10印影、11記号番号、12心身障害等、13疾病、負傷等、14検査、診療等、15病院・主治医、16収入状況、17納税状況、18口座番号	国民健康保険療養費支給申請書を提出した者	被保険者から申請書等を入手し、当該情報をファイルに登録する。	1000人以上	含まない	含まない	株式会社アイヌス	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
国年4.9	国民健康保険出産育児一時金給付開通ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	国民健康保険出産育児一時金の給付に関する事務を処理する	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6統約、7往診、8統約、9往診、10印影、6号記号番号、7口座番号、8制度利用に関する合意の有無	国民健康保険出産育児一時金支給申請書を提出した者	被保険者から申請書等を入手し、当該情報をファイルに登録する。	1000人以上	含まない	含まない	株式会社アイヌス	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
国年5.0	国民健康保険葬祭費給付開通ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	国民健康保険法第58条及び国保条例第8条に基づき法定給付として処理する	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5電話番号、6統約、7往診、8統約、9往診、10印影、11收入状況、12納税状況、13喪券番号、14費用・負担額等、15加入状況、16家庭状況、17制度利用に関する合意の有無	国民健康保険葬祭費支給申請書を提出した者	被保険者から申請書等を入手し、当該情報をファイルに登録する。	1000人以上	含まない	含まない	株式会社アイヌス	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
国年5.1	国民健康保険採保養所宿泊助成金支給開通ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	越谷市国民健康保険採保養所宿泊助成金に基づき処理する	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5電話番号、6統約、7往診、8統約、9往診、10印影、11收入状況、12納税状況、13口座番号	国民健康保険採保養所宿泊助成金申請書を提出した者	被保険者から申請書等を入手し、当該情報をファイルに登録する。	1000人以上	含まない	含まない	越谷市国民健康保険団体連合会	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
国年5.2	国民健康保険第三者行為開通ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	国民健康保険法第64条に基づく第三者行為傷病と損害賠償請求権に関する事務を行う	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5電話番号、6統約、7往診、8統約、9往診、10印影、11事故証明書、12心身障害等、13加害者の状況、14心身障害等、15疾病、負傷等、16検査、診療等、17病院・主治医、18納税状況、19口座番号、20職業・職歴、21家庭状況	第三者行為に係る傷病を国民健康保険を使用して診療を受けた者	被保険者から被害届を入手し、当該情報をファイルに登録する。	1000人以上	含まない	含む	越谷市国民健康保険団体連合会	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)	
国年5.5	国民健康保険特定疾病療養開通ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	国民健康保険特定疾病療養が当該者に受療証を発行する	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5電話番号、6統約、7往診、8統約、9往診、10印影、11心身障害等、12疾患、13検査、診療等、14病院・主治医、15収入状況、16納税状況、17課税状況	国民健康保険特定疾病認定申請書を提出した者	被保険者から申請書を入手し、当該情報をファイルに登録する。	1000人以上	含まない	含まない	株式会社アイヌス	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
国年5.6	国民健康保険国庫補助事業検査等開通ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	国庫補助事業に対する会計検査や指導監査の受検のための事務を行う	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5電話番号、6統約、7往診、8統約、9往診、10印影、11診査、12事故証明書、13印鑑証明書、14加害者の状況、15母子手帳、16死亡、17心身障害等、18疾病、負傷等、19検査、診療等、20病院・主治医、21烹煮、22収入状況、23資本状況、24資本状況、25公的扶助の受給の有無、26口座番号、27職業・職歴、28資格、29地位、30団体加入状況、31国民年金加入状況、32国民年金加入状況、33家庭状況、34居住状況、35意見、要望の内容、36各種相談、37減免を受けたる由由	国庫補助事業に対する会計検査や指導監査の受検のための事務を行う	各申請書等から情報を入手し、当該情報をファイルに登録する。	1000人以上	含まない	含まない	会計検査院、厚生労働省、埼玉県国保医療課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
国年5.7	国民健康保険限度額適用・標準負担額認定期定開通ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	限度額適用・標準負担額認定期定の発行	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5電話番号、6統約、7往診、8統約、9往診、10印影、11記号番号、12標準負担額認定期定の発行	国民健康保険限度額適用認定期定申請書、標準負担額認定期定申請書を提出した者	被保険者から申請書を入手し、当該情報をファイルに登録する。	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	株式会社アイヌス	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
国年5.8	過誤・再審査請求開通ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	医療費適正化のため、過誤・再審査請求を行う	1氏名、2性別、3住所、4生年月日、5電話番号、6統約、7往診、8統約、9往診、10印影、11心身障害等、12疾病、負傷等、13検査、診療等、14病院・主治医、15収入状況、16納税状況、17公的扶助の受給の有無、18費用・負担額等、19所得区分、20給付実績、給付額等	過誤申出、再審査の対象となった診療を受けた者	県からの通知を収受し、当該情報をファイルに登録する	1000人以上	含まない	含む	越谷市国民健康保険団体連合会	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
国年5.9	特定健康診査及び特定保健指導開通ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	生活習慣病になる危険性の高い人を早期に見出し、改善指導を行なう	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6記号番号、7心身障害等、8疾病・負傷等、9検査、診療等、10病院・主治医、11体格、12要介護度、13趣味・嗜好、14生活状況、15特定保健指導の経験等	特定健康診査の受診者及び特定期定保健指導の利用者	医療機関、特定保健指導代行機関、特定健康診査等管理システム、国保データベースシステム(KDBシステム)	1000人以上	含まない	含む	越谷市医師会、埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県国保医療課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
国年6.0	国民健康保険人間ドック検診料助成金開通ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	人間ドック検診料助成金に基づき処理する	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6記号番号、8心身障害等、9疾病・負傷等、10検査、診療等、11病院・主治医、12体格、13要介護度、14趣味・嗜好、15生活状況等	国民健康保険人間ドック検診料助成金交付申請書を提出した者	被保険者から申請書を入手し、当該情報をファイルに登録する。	1000人以上	含まない	含む	厚生労働省、埼玉県国民健康保険団体連合会、特定保健指導代行機関	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
国年6.1	被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の領取請求開通ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の領取請求に開通する事務を処理する	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6記号番号、9心身障害等、10疾病・負傷等、11検査、診療等、12病院・主治医、13要介護度、14趣味・嗜好、15生活状況等	被保険者資格喪失後受診等における返還金を被保険者間調整で行う者	被保険者から申請書を入手し、当該情報をファイルに登録する。	100人~999人	含まない	含まない	埼玉県国民健康保険団体連合会、振替金となる被保険者	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
国年6.2	生活習慣病重症化予防対策(糖尿病性腎症重症化予防対策)開通ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	糖尿病性腎症のリスク保有者に対する保健指導等を実施するための事務処理	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6記号番号、7心身障害等、8疾病・負傷等、9検査、診療等、10病院・主治医、11体格、12検査、診療等(調剤)、報酬医療費、13国保加入状況、14家庭状況、15趣味・嗜好、16生活状況等、17各種相談	糖尿病性腎症重症化予防対策事業に参加したもの	越谷市医師会、埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県国保医療課	1000人以上	含まない	含む	越谷市医師会、埼玉県国民健康保険団体連合会					

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者の名称	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩特記事項個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求権を受理する組織の所在地	★⑬別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考
国年6.3	傷病手当金支給関連ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	傷病手当金の支給に関する事務処理	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6印影、7疾患・負傷等、8検査・診察等、9入院・主治医、10収入状況、11口座番号、12扶助状況、13職業、職歴、14国保加入状況、15各種相談	国民健康保険傷病手当金支給申請書を提出した者	被保険者から申請書等を入手し、当該情報をファイルに登録する。	100人~999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
国年6.4	傷病給付金支給関連ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	傷病給付金の支給に関する事務処理	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5電話番号、6印影、7疾患・負傷等、8検査・診察等、9収入状況、10口座番号、12扶助状況、13職業、職歴、14国保加入状況、15各種相談	越谷市新型コロナウイルス感染症傷病給付金支給申請書を提出した者	被保険者から申請書等を入手し、当該情報をファイルに登録する。	100人~999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
国年6.5	後期高齢者療養祭典支給申請管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における葬祭祭典の支給に関する管理のため	1氏名、2性別、3生年月日、4被保険者番号、5死亡年月日、6祭祭日、7死亡の原因、8祭祭執行者、9振込口座情報	被祭執行者から窓口受付、郵送で受け付ける	1000人以上	含まない	含む	埼玉県後期高齢者医療広域連合	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）		
国年6.6	後期高齢者医療保険料交付方法変更申出書管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における保険料の納付に関する管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4被保険者番号、5被保険者、6被保険者情報	被保険者、2申出者	被保険者から窓口受付、郵送で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
国年6.7	後期高齢者医療限度額認定交付簿管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における減額認定証の公表に関する管理のため	1氏名、2住所、3生年月日、4被保険者番号、5統括、6診療情報	被保険者、2届出者	届出者から窓口受付、郵送で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない	埼玉県後期高齢者医療広域連合	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
国年6.8	後期高齢者医療限度額適用認定交付簿管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における減額認定証の公表に関する管理のため	1氏名、2住所、3生年月日、4被保険者番号、5統括、6診療情報	被保険者、2届出者	被保険者から窓口受付、郵送で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
国年6.9	後期高齢者医療費支給関係申請書管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における療養費の支給に関する管理のため	1氏名、2住所、3生年月日、4被保険者番号、5診療情報、6搬入先口座情報	被保険者	申請者から窓口受付、郵送で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない	埼玉県後期高齢者医療広域連合	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
国年7.0	後期高齢者医療窓口代替依頼書管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における保険料口座替替に関する管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4被保険者番号、5口座情報	被保険者、2口座名義人	依頼者から窓口受付、郵送受付、金融機関で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない	取扱い金融機関	越谷市総務部総務課 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
国年7.1	後期高齢者医療高額費支給申請書管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における高額費支給に関する管理のため	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5被保険者番号、6診療情報、7口座情報	被保険者	申請者から窓口受付、郵送で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない	埼玉県後期高齢者医療広域連合	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
国年7.2	後期高齢者医療過誤金納付【現入】管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における過誤金納付に関する管理のため	1氏名、2被保険者番号、3還付額	被保険者、2口座名義人	被保険者から窓口受付、郵送で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
国年7.3	後期高齢者医療過誤金納付【現入】管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における過誤金納付に関する管理のため	1氏名、2被保険者番号、3還付額	被保険者、2口座名義人	被保険者から窓口受付、郵送で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
国年7.4	後期高齢者医療過誤金納付【現出】管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における過誤金納付に関する管理のため	1氏名、2被保険者番号、3還付額	被保険者、2口座名義人	被保険者から窓口受付、郵送で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
国年7.5	後期高齢者医療日本年金機構返納者管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における微取扱料機構返納に関する管理のため	1氏名、2生年月日、3被保険者番号、4返納額、5金種別	被保険者	日本年金機構から郵送で受け付けれる	1000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
国年7.6	後期高齢者医療申立書管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における申立てに関する管理のため	1氏名、2住所、3生年月日、3被保険者番号、4死亡日、7病歴	被保険者、2相続人	相続人の代表者から窓口受付、郵送で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
国年7.7	後期高齢者医療住所地特例者管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における住地特例者に関する管理のため	1氏名、2住所、3生年月日、4被保険者番号、5住民コード、6世帯番号	被保険者	転出先市町村からの転入通知で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
国年7.8	後期高齢者医療障害認定期限有効期限管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における障害認定期限有効期限に関する管理のため	1氏名、2生年月日、3被保険者番号、4手帳有効期限	被保険者	被保険者から窓口で受け付ける	100人~999人	含まない	含む	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
国年7.9	後期高齢者医療簡易申告対象者管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における簡易申告に関する管理のため	1氏名、2生年月日、3被保険者番号、4住所	被保険者	被保険者から窓口受付、郵送で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
国年7.10	後期高齢者医療簡易申告対象者管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における簡易申告に関する管理のため	1氏名、2生年月日、3被保険者番号、4住所	被保険者	被保険者から窓口受付、郵送で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
国年7.11	後期高齢者医療簡易申告対象者管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における簡易申告に関する管理のため	1氏名、2生年月日、3被保険者番号、4住所	被保険者	被保険者から窓口受付、郵送で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
国年7.12	後期高齢者医療過誤金納付銀行送付管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における口座振替銀行送付に関する管理のため	1氏名、2被保険者番号、3口座情報	被保険者	被保険者から窓口受付、郵送で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
国年7.13	後期高齢者医療持定疾病療養認証請求管理ファイル	市長	保健医療部国保年金課	保健医療部国保年金課長	後期高齢者医療制度における持定疾病療養認証に関する管理のため	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5被保険者番号、6診療情報、7統括	被保険者、2届出者	届出者から窓口受付、郵送で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
国年7.14	後期高齢者医療障害認定期限															

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求等を受理する組織の所在地	★⑬別法による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考	
保続2	准看護師	市長	保健医療部保健秘務課	保健医療部保健秘務課長	保健師助産師看護師法に関する事務において、准看護師免許取得者を登録し、免許証の作成を行ったときに、登録事項の変更に伴う書き換えや再発行に備え記録を保管する	1免許登録番号、2登録年月日、3本籍地都道府県名、4氏名・ふりがな、5性別、6生年月日、7試験合格都道府県名、8合格年月日、9格認証書番号、10異動事項(書き換え、再交付の履歴、業務停止等の記録) 11行政処分	准看護師免許取得者	本人から提出された准看護師免許申請書(新規申請、籍訂正・書換交付申請)	1 000人以上	含まない	含む	埼玉県保健医療政策課	越谷市総務部秘務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	保健師助産師看護師法施行令登録事項の変更(第3条)、登録の抹消(第4条)、死亡時の登録の抹消(第5条)	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	
保続3	製薬衛生師名簿	市長	保健医療部保健秘務課	保健医療部保健秘務課長	製薬衛生師法に関する事務において、製薬衛生師免許取得者を登録し、免許証の作成を行ったときに、登録事項の変更に伴う書き換えや再発行に備え記録を保管する	1免許登録番号、2登録年月日、3本籍地都道府県名、4氏名・ふりがな、5性別、6生年月日、7試験合格都道府県名、8合格年月日、9格認証書番号、10異動事項(書き換え、再交付の履歴、免許取消等の記録) 11行政処分	製薬衛生師免許取得者	本人から提出された製薬衛生師免許申請書(新規申請、名簿訂正・書換交付申請)	1 000人以上	含まない	含む	埼玉県保健医療政策課	越谷市総務部秘務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	製薬衛生師法施行令名簿の訂正(第3条)、登録の抹消(第4条)	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	
保続4	クリーニング師原簿	市長	保健医療部保健秘務課	保健医療部保健秘務課長	クリーニング業法に関する事務において、クリーニング師免許取得者を登録し、免許証の作成を行ったときに、登録事項の変更に伴う書き換えや再発行に備え記録を保管する	1免許登録番号、2登録年月日、3本籍地都道府県名、4氏名・ふりがな、5性別、6生年月日、7試験合格都道府県名、8合格年月日、9格認証書番号、10異動事項(書き換え、再交付の履歴、免許取消等の記録) 11行政処分	クリーニング師免許取得者	本人から提出されたクリーニング師免許申請書(新規申請、訂正申請、書換交付申請)	1 000人以上	含まない	含む	埼玉県保健医療政策課	越谷市総務部秘務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	クリーニング業法施行規則訂正の申請(第8条)、登録の抹消(第10条)	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	
保続5	調理師名簿	市長	保健医療部保健秘務課	保健医療部保健秘務課長	調理師法に関する事務において、調理師免許取得者を登録し、免許証の作成を行ったときに、登録事項の変更に伴う書き換えや再発行に備え記録を保管する	1免許登録番号、2登録年月日、3本籍地都道府県名、4氏名・ふりがな、5性別、6生年月日、7試験合格都道府県名、8合格年月日、9格認証書番号、10異動事項(書き換え、再交付の履歴、免許取消等の記録) 11行政処分	調理師免許取得者	本人から提出された調理師免許申請書(新規申請、名簿訂正・書換交付申請)	1 000人以上	含まない	含む	埼玉県保健医療政策課	越谷市総務部秘務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	調理師法施行令名簿の訂正(第11条)、登録の抹消(第12条)	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	
保続6	登録販売者名簿	市長	保健医療部保健秘務課	保健医療部保健秘務課長	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務において、販売從事登録を受けた者を登録し、免許証の作成を行うとともに、登録事項の変更に伴う書き換えや再発行に備え記録を保管する	1免許登録番号、2登録年月日、3本籍地都道府県名、4氏名・ふりがな、5性別、6生年月日、7取得資格(試験会員登録)「未登録」、「試験会員」の別)、8試験合格都道府県名、9合格年月日(試験会員登録のみ)、10格認証番号、11異動事項(書き換え、再交付の履歴、消除の記録)、12行政処分	販売從事登録を受けた者	本人から提出された販売從事登録申請書(新規申請、名簿更新届出、書換交付申請、再交付申請)	1 000人以上	含まない	含む	埼玉県保健医療政策課	越谷市総務部秘務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律実施規則名簿の変更(第159条の9第1項)、登録の抹消(第159条の10第1項、第2項、第4項)	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り	
保続7	人口動態調査出生票	市長	保健医療部保健秘務課	保健医療部保健秘務課長	統計法に基づく人口動態調査に関する事務における、出生票の審査及び保管	1子の氏名、父母との続柄、男女別、2生まれたとき(年月日・時刻)、3生まれたところ、4子の姓氏、5父母の氏名・生年月日、6父母の国籍、7同居を始めたとき、8子が生まれたときの世帯の主住事、9子が生まれたときの父の職業、10が生まれたところ及びその他の、11体重及び身長、12单胎・多胎の別、13妊娠週数、14この母の出産した子の数、15出生に立ち会った者、16双子以上の場合は他の子の事件簿番号	出生者、父、母	市民課からの送付。	1 000人以上	含まない	含む	埼玉県保健医療政策課	越谷市総務部秘務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	戸籍法第24条	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
保続8	人口動態調査死産票	市長	保健医療部保健秘務課	保健医療部保健秘務課長	統計法に基づく人口動態調査に関する事務における、死産票の審査及び保管	1父の国籍、2父母の氏名及び年齢、3死産児の男女別及び嫡出か否かの別、4死産があったとき(年月日・時刻)、5死産があったときの母の住籍、6死産があつたときの母の職業、7死産があつたときの母の職業、8この母の出産した子の数、9妊娠週数、10死産児の体重及び身長、11胎児死亡の時期(妊娠満22週)死産死の父、母(以後の自然死産)、12死産があつたところの種別、13单胎・多胎の別、14死産の自然死別、15自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由、16死胎手術の有無、17死胎解剖の有無、18死産に立ち会った者、19双子以上の場合は他の子の事件簿番号	市民課からの送付。	市民課からの送付。	1 000人以上	含まない	含まない	埼玉県保健医療政策課	越谷市総務部秘務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	戸籍法第24条	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
保続9	人口動態調査婚姻票	市長	保健医療部保健秘務課	保健医療部保健秘務課長	統計法に基づく人口動態調査に関する事務における、婚姻票の審査及び保管	1氏名及び生年月、2夫の住所、3国籍、4婚姻登録の夫婦の、5同居を始めたとき(年月)、6初婚、再婚の別、7同居を始める前の夫妻の主住事、8同居を始める前の夫婦の職業	夫、妻	市民課からの送付。	1 000人以上	含まない	含まない	埼玉県保健医療政策課	越谷市総務部秘務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	戸籍法第24条	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
保続10	人口動態調査離婚票	市長	保健医療部保健秘務課	保健医療部保健秘務課長	統計法に基づく人口動態調査に関する事務における、離婚票の審査及び保管	1氏名及び生年月、2国籍、3離婚の種別、44歳の年数、5免許番号、6身体障がい	夫、妻	市民課からの送付。	1 000人以上	含まない	含まない	埼玉県保健医療政策課	越谷市総務部秘務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	戸籍法第24条	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し	
保続11	あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師等施設所台帳	市長	保健医療部保健秘務課	保健医療部保健秘務課長	あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく事務において、届出の審査及び保管	1氏名、2住所、3電話番号(開設者)、4免許の種類、5免許番号、6身体障がい	あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師等施設所の開設者及び施設者及び施術者	あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師等施設所の開設者及び施設者及び施術者	1 000人~9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部秘務課	越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し		
保続12	あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師等施設所台帳	市長	保健医療部保健秘務課	保健医療部保健秘務課長	あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく事務において、届出の審査及び保管	1氏名、2住所、3電話番号(開設者)、4免許の種類、5免許番号、6身体障がい	あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師等施設所の開設者及び施設者及び施術者	あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師等施設所の開設者及び施設者及び施術者	1 000人~9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部秘務課	越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し		
保続13	柔道整復師施設所台帳	市長	保健医療部保健秘務課	保健医療部保健秘務課長	柔道整復師法に基づく事務において、届出の審査及び保管	1氏名、2住所、3電話番号(開設者)、4免許番号、5身体障がい	柔道整復師施設所の開設者及び施設者	柔道整復師施設所の開設者及び施設者	1 000人~9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部秘務課	越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し		
保続14	施術所名簿	市長	保健医療部保健秘務課	保健医療部保健秘務課長	あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく事務において、届出の審査及び保管	1氏名、2住所、3電話番号	あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師等施設所の開設者及び施設者	あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師等施設所の開設者及び施設者	1 000人~9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部秘務課	越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り		
保続15	医療機関台帳	市長	保健医療部保健秘務課	保健医療部保健秘務課長	医療法に基づく事務において、届出の審査及び保管	1氏名、2住所、3電話番号(開設者)	病院、診療所、歯科診療所、助産所の開設者及び管理者	病院(診療所・助産所)の開設者及び管理者	1 000人~9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部秘務課	越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り		
保続16	助産所名簿	市長	保健医療部保健秘務課	保健医療部保健秘務課長	医療法に基づく事務において、届出の審査及び保管	1氏名、2住所、3電話番号	助産所(出張専業)の開設者	助産所(出張専業)の開設者	1人~9 9人	含まない	含まない	越谷市総務部秘務課	越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り		
保続17	歯科技工所台帳	市長	保健医療部保健秘務課	保健医療部保健秘務課長	歯科技工法に基づく事務において、届出の審査及び保管	1氏名、2住所、3電話番号(開設者)	歯科技工所の開設者、管理者	歯科技工所の開設者及び添付書類の住所を確認できる書類	1人~9 9人	含まない	含まない	越谷市総務部秘務課	越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 有り		
保続18	令和2年度衛生免許申請書	市長	保健医療部保健秘務課	保健医療部保健秘務課長	衛生関係免許申請の受理・進達事務のため	1免許登録番号、2登録年月日、3本籍地都道府県名、4氏名・ふりがな、5性別、6生年月日、7取得資格(「養成施設卒業」「試験合格」の別)、8資格取得年月日、9養成施設名(該当者のみ)、10異動事項(書き換え、再交付の履歴、免許取消の記録) 11											

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩記録情報の経常的提供先	★⑪開示請求等を受理する組織の所在地	★⑫個別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑬個人情報ファイルの種別	★⑭備考		
●記載情報の有無	●記載情報の有無	●記載情報の有無	●記載情報の有無	●記載情報の有無	●記載情報の有無	●記載情報の有無	●記載情報の有無	●記載情報の有無	●記載情報の有無	●記載情報の有無	●記載情報の有無	●記載情報の有無	●記載情報の有無	●記載情報の有無	●記載情報の有無	●記載情報の有無	
保認20	令和4年度衛生免許申請書	市長	保健医療部保健統務課	保健医療部保健統務課長	衛生関係免許申請の受理・進達事務のため	1免許登録番号、2登録年月日、3本籍地都道府県名、4氏名・ふりがな、5性別、6生年月日、7取得資格（「養成施設卒業」「試験合格」の別）、8資格取得年月日（試験合格者の場合は試験合格年月日）、9養成施設名称（該当者のみ）、10異動事項（書きえ、再交付の履歴、免許取消の記録）11行政処分	衛生関係免許の新規申請、訂正・書換申請、再交付申請、抹消申請をした者（令和4年度分）	本人からの提出	100人~999人	含まない	含まない	埼玉県保健医療政策課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
保認21	令和5年度衛生免許申請書	市長	保健医療部保健統務課	保健医療部保健統務課長	衛生関係免許申請の受理・進達事務のため	1免許登録番号、2登録年月日、3本籍地都道府県名、4氏名・ふりがな、5性別、6生年月日、7取得資格（「養成施設卒業」「試験合格」の別）、8資格取得年月日（試験合格者の場合は試験合格年月日）、9養成施設名称（該当者のみ）、10異動事項（書きえ、再交付の履歴、免許取消の記録）11行政処分	衛生関係免許の新規申請、訂正・書換申請、再交付申請、抹消申請をした者（令和5年度分）	本人からの提出	100人~999人	含まない	含まない	埼玉県保健医療政策課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
保認22	令和6年度衛生免許申請書	市長	保健医療部保健統務課	保健医療部保健統務課長	衛生関係免許申請の受理・進達事務のため	1免許登録番号、2登録年月日、3本籍地都道府県名、4氏名・ふりがな、5性別、6生年月日、7取得資格（「養成施設卒業」「試験合格」の別）、8資格取得年月日（試験合格者の場合は試験合格年月日）、9養成施設名称（該当者のみ）、10異動事項（書きえ、再交付の履歴、免許取消の記録）11行政処分	衛生関係免許の新規申請、訂正・書換申請、再交付申請、抹消申請をした者（令和6年度分）	本人からの提出	100人~999人	含まない	含まない	埼玉県保健医療政策課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
保認23	令和7年度衛生免許申請書	市長	保健医療部保健統務課	保健医療部保健統務課長	衛生関係免許申請の受理・進達事務のため	1免許登録番号、2登録年月日、3本籍地都道府県名、4氏名・ふりがな、5性別、6生年月日、7取得資格（「養成施設卒業」「試験合格」の別）、8資格取得年月日（試験合格者の場合は試験合格年月日）、9養成施設名称（該当者のみ）、10異動事項（書きえ、再交付の履歴、免許取消の記録）11行政処分	衛生関係免許の新規申請、訂正・書換申請、再交付申請、抹消申請をした者（令和7年度分）	本人からの提出	100人~999人	含まない	含まない	埼玉県保健医療政策課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
保認24	人口動態調査死亡票	市長	保健医療部保健統務課	保健医療部保健統務課長	統計法に基づく人口動態調査に関する事務における、死亡票の審査及び保管	1氏名、2男女別、3生年月日、4死亡したとき、5死亡したところ、6死亡した人の住所、7死亡した人の性別、8死亡した人の夫または妻、9死亡したときの世帯の主な仕事、10死亡したときの職業、産業、11死んだところの種類、12死んだ原因、13死因の種類、14死因の加算事項、15生年月日満て病死した場合の追加事項、16その他特に付言すべきことから、17施設の所在地又は医師の住所及び氏名	死亡者、夫または妻、母、医師	市民課からの送付。	1000人以上	含まない	含まない	埼玉県保健医療政策課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	戸籍法第24条	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）政令第21条第7項のファイル 無し	
保こ1	精神障害者医療保護及び入院の同意に係る事務台帳	市長	保健医療部保健統務課	保健医療部保健統務課長	精神保健福祉法第33条の規定により、市長が患者の入院に同意する業務の事務管理のため	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・続柄、9住所歴、10心身障害の有無、11学業・学生、12検査・診療等、13原住歴、14病院・主治医、15公的扶助の受給の有無、16就業・職業、17職業・職歴、18賃料、19地図、20障害状況、21居	本人および家族	市長同意を依頼する医療機関から提出された医療保護入院同意依頼書、関係各課からのデータ及び聞き取りによる	100人~999人	含まない	含む	市長同意を依頼する医療機関	越谷市保健医療部保健統務課こころの健康支援室	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第三庁舎1階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
保こ2	精神保健福祉相談事務台帳	市長	保健医療部保健統務課	保健医療部保健統務課長	こころの健康に関する個別相談業務の事務管理のため	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・続柄、9住所歴、10心身障害の有無、11疾患・負傷等、12検査・診療等、13原住歴、14病院・主治医、15公的扶助の受給の有無、16就業・学生、17職業・職歴、18賃料、19成績・評価、20既往加入状況、21在院状況、22居住状況、23	本人および家族	本人および家族からの聞き取り、関係各課からのデータ及び聞き取りによる	1000人以上	含まない	含む	越谷市保健医療部保健統務課こころの健康支援室	越谷市保健医療部保健統務課こころの健康支援室	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第三庁舎1階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
保こ3	精神保健指定医に関する事務台帳	市長	保健医療部保健統務課	保健医療部保健統務課長	精神保健指定医の新規申請およじ変更に係る、県への経由業務の事務管理のため	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5電話番号、6本籍・分歴、7職業・職歴、8資格、9地位	精神保健指定医申請者	本人から提出された精神保健指定医申請書（新規申請、変更申請等）	100人~999人	含まない	含む	埼玉県保健医療部疾病対策課	越谷市保健医療部保健統務課こころの健康支援室	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第三庁舎1階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
保こ4	法定書類経由事務台帳	市長	保健医療部保健統務課	保健医療部保健統務課長	精神保健福祉法第33条の規定に基づき提出された通報書や、管内医療機関から届出された関係書類等の、県への経由業務の事務管理のため	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・続柄、9住所歴、10心身障害の有無、11疾患・負傷等、12検査・診療等、13原住歴、14病院・主治医、15公的扶助の受給の有無、16就業・学生、17職業・職歴、18賃料、19成績・評価、20既往加入状況、21在院状況、22居住状況、23	本人および家族	医療機関や警察等より提出された関係書類（法定保護入院者の入院届、退院届、精神保健福祉受給者登録書等）、関係各課からのデータ及び聞き取りによる	1000人以上	含まない	含む	埼玉県保健医療部疾病対策課	越谷市保健医療部保健統務課こころの健康支援室	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第三庁舎1階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
保こ5	精神保健福祉に係る普及啓発事務台帳	市長	保健医療部保健統務課	保健医療部保健統務課長	精神保健福祉に係る正しい知識等の普及啓発を図る業務の事務管理のため	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・続柄、9住所歴、10心身障害の有無、11疾患・負傷等、12検査・診療等、13原住歴、14病院・主治医、15公的扶助の受給の有無、16就業・学生、17職業・職歴、18賃料、19成績・評価、20既往加入状況、21在院状況、22居住状況	本人および家族	本人及び家族からの申請書の提出及び聞き取り、関係各課からのデータ及び聞き取りによる	1000人以上	含まない	含む	越谷市保健医療部保健統務課こころの健康支援室	越谷市保健医療部保健統務課こころの健康支援室	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第三庁舎1階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
保こ6	自殺未遂者相談支援事業台帳	市長	保健医療部保健統務課	保健医療部保健統務課長	自殺未遂者の再企図防止のために、公的扶助の受給者等の、県への経由業務の事務管理のため	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・続柄、9住所歴、10心身障害の有無、11疾患・負傷等、12検査・診療等、13原住歴、14病院・主治医、15公的扶助の受給の有無、16就業・学生、17職業・職歴、18賃料、19成績・評価、20既往加入状況、21在院状況、22居住状況	本人および家族	三次救急医療機関からの申請書及び本人及び家族からの聞き取り、関係各課からのデータ及び聞き取りによる	100人~999人	含まない	含む	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市保健医療部保健統務課こころの健康支援室	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第三庁舎1階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
保感1	肝炎治療特別促進事業に関するデータファイル	市長	保健医療部 感染症保健対策課	保健医療部 感染症保健対策課長	肝炎対策基本法第15条の趣旨に基づく、肝炎治療受給者の交付申請に関する事務を処理する	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・続柄、9心身障害等、10疾患・負傷等、11検査・診療等、12病院・主治医、13年齢、14既往歴、15口座番号、16加入健康保険、17家庭状況、18居住状況	肝炎治療受給者証交付申請書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送で受け付ける	100人~999人	含まない	含む	埼玉県疾病対策課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）政令第21条第7項のファイル 有り	
保感2	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病の医療給付事業に関するデータファイル	市長	保健医療部 感染症保健対策課	保健医療部 感染症保健対策課長	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく、指定難病の医療給付に関する事務を処理する。	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・続柄、9心身障害等、10疾患・負傷等、11検査・診療等、12病院・主治医、13年齢、14既往歴、15公的扶助の受給の有無、16口座番号、17医療費支払認定申請書を提出した者	指定難病の医療給付に係る支給認定申請書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送で受け付ける	1000人以上	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	埼玉県疾病対策課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）政令第21条第7項のファイル 有り	
保感5	ワイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に関するデータファイル	市長	保健医療部 感染症保健対策課	保健医療部 感染症保健対策課長	ワイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における肝炎ウイルス検査、相談、肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者に対する医療機関への受診勧奨以及び検査費用の助成に関する事務を行う	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・続柄、9心身障害等、10疾患・負傷等、11検査・診療等、12病院・主治医、13年齢、14納税状況、15公的扶助の受給の有無、16口座番号、17医療費支払認定、18加入健康保険、19家庭状況、20居住状況、21居住状況、22意見・要望の内容、23各種	肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者、肝炎検査費用請求書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送で受け付ける	1人~9人	含まない	含む	埼玉県疾病対策課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）政令第21条第7項のファイル 有り	
保感8	難病患者地域支援対策推進に関するデータファイル	市長	保健医療部 感染症保健対策課	保健医療部 感染症保健対策課長	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく、難病患者等の、10疾患・負傷等、11検査・診療等、12病院・主治医、13年齢、14納税状況、15公的扶助の受給の有無、16口座番号、17医療費支払認定、18加入健康保険、20家庭状況、21居住状況、22意見・要望の内容、	保健所への申請、相談や関係機関からの連絡により把握した者	本人、保健者から訪問や面接、電話での情報収集、関係機関からの情報提供	1人~9人	含まない	含む	越谷市総務部総務課	越谷市保健医療政策課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）		

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求等を受理する組織の所在地	★⑬別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考	
保感10	風しん抗体検査実施状況表	市長	保健医療部 感染症保健対策課	保健医療部 感染症保健対策課長	風しん抗体検査業務の申請者に関する情報管理のため	1住所、2氏名、3生年月日、4性別、5同居者の氏名、生年月日、6検査方法、7抗体価、8風しん予防接種の必要性、9検査実施医療機関名、10担当医師名	越谷市風しん抗体検査申込書 検査結果通知書を提出した者	本人から医療機関を通じて窓口受付、郵送で受付	1 000人~9 999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
保感11	小児慢性特定疾病医療費支給データファイル	市長	保健医療部 感染症保健対策課	保健医療部 感染症保健対策課長	小児慢性特定疾病医療費給付業務の受給者に関する情報管理のため	1受給者番号、2姓別、3年別、4生年月日、5住所、6電話番号、7疾病名、8疾患病名、9受診医療機関、10自己負担上限月額、11重複認定の種別、12保険者の氏名、統納、住所、電話番号、13世帯者の氏名、生年月日、統納、受給者番号、14被扶養保険の種別、名称、記号番号、15認定機関名、16申請、届出日、17受給者証交付年月日、18承認区分、19就学・未就学の別、20障害者手帳等所有の有無、21医療機器使用の有無、22個人番号	医療費申請をした本人、親又は代理人の同意を得た者	保護者又は本人から窓口受付、郵送指定医作成の医療意見書	1 000人~9 999人	含む (特定個人情報ファイルである)	含む	小児慢性特定疾病登録センター	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
保感12	特定不妊治療費助成事業データファイル	市長	保健医療部 感染症保健対策課	保健医療部 感染症保健対策課長	特定不妊治療費助成事業の申請者に関する情報管理のため	特定不妊治療費助成金交付申請書を提出した者	申請者から提出される特定不妊治療費助成金交付申請書及び不妊治療実施證明書	1 000人以上	含まない	含む		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
保感13	早期不育検査・不育症検査費支給事業データファイル	市長	保健医療部 感染症保健対策課	保健医療部 感染症保健対策課長	不育検査・不育症検査費助成事業の申請に関する情報管理のため	1氏名、2姓別、3生年月日、4住所、5年齢、6住所、7電話番号、8姉妹、9親族関係、統納、10印影、11検査内容・期間等、12医療機関名稱、13主治医氏名、14口座番号、15各種相談	不育検査・不育症検査費助成金交付申請書を提出した者	申請者から提出される不育検査・不育症検査費助成金交付申請書及び不育症検査実施證明書	1 000人~9 999人	含まない	含む	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
保感14	先進医療不育症検査費助成事業データファイル	市長	保健医療部 感染症保健対策課	保健医療部 感染症保健対策課長	先進医療不育症検査費助成事業の申請に関する情報管理のため	1氏名、2姓別、3生年月日、4住所、5年齢、6住所、7電話番号、8姉妹、9親族関係、統納、10印影、11検査内容・期間等、12医療機関名稱、13主治医氏名、14口座番号、15各種相談	先進医療不育症検査費助成金交付申請書を提出した者	申請者から提出される先進医療不育症検査費助成金交付申請書及び先進医療不育症検査実施證明書	1人~9 9人	含まない	含む	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
保生活1	犬の登録管理システム	市長	保健医療部生活衛生課	保健医療部生活衛生課長	犬の登録情報の管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4犬の情報	犬の登録・注射済票交付申請書を提出した者	本人からの窓口受付	1 000人以上	含まない	他自治体	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
保生活2	化製場等管理システム	市長	保健医療部生活衛生課	保健医療部生活衛生課長	化製場等の情報管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4施設の情報	死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜解体(焼却・焼却)許可申請書又は、化製場等設置許可申請書又は、動物の飼養(収容)許可申請書を提出した者	本人からの窓口受付	1人~9 9人	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
保生活3	動物取扱業・特定動物・多頭飼育管理台帳	市長	保健医療部生活衛生課	保健医療部生活衛生課長	動物取扱業者、特定動物飼育者、多頭飼育者の情報管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4施設の情報、5生年月日、6資格	第一種動物取扱業登録申請書又は、第二種動物取扱業登録申請書又は、特定動物飼業・保管許可申請書又は、多頭の動物の飼養届出書を提出した者	本人からの窓口受付	1 000人~9 999人	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
保生活4	墓地台帳	市長	保健医療部生活衛生課	保健医療部生活衛生課長	墓地経営許可情報の管理のため	1住所、2氏名、3生年月日、4連絡先、5親族関係、統納、6印影、7資産状況	墓地経営者	申請者から書面によって収集している	1 000人~9 999人	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
保生活5	ズズメバチの巣駆除依頼簿	市長	保健医療部生活衛生課	保健医療部生活衛生課長	虫の巣駆除による情報管理のため	1住所、2氏名、3連絡先	ズズメバチの巣の駆除を依頼した者	本人等から電話、郵送等によって収集している	1 000人~9 999人	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
保生活6	食品營業許可申請・届出施設一覧	市長	保健医療部生活衛生課	保健医療部生活衛生課長	食品營業許可申請及び營業届出に関する施設における營業施設情報を管理するため	1氏名、2年生月日、3住所、4電話番号、5資格、6賃料	營業許可申請書・營業届	申請者から窓口、電子申請等で受け付けている	1 000人以上	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
保生活7	環境衛生管理システム	市長	保健医療部生活衛生課	保健医療部生活衛生課長	生活衛生係営業等（理美容所、クリーニング所、旅館、興行場、公衆浴場等）における施設情報を管理するため	1氏名、2住所、3電話番号、4資格、5生年月日	申請者及び資格者	申請者から窓口・郵送等によって収集している	1 000人以上	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
保生活9	薬剤散布受付簿	市長	保健医療部生活衛生課	保健医療部生活衛生課長	薬剤散布業務の受付管理のため	1住所、2氏名、3連絡先	薬剤散布を依頼した者	本人等から電話、郵送等によって収集している	1 000人~9 999人	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
保生活10	薬事・毒劇管理システム	市長	保健医療部生活衛生課	保健医療部生活衛生課長	薬事の受付業務の管理のため	1住所、2氏名、3連絡先	申請者、資格者	申請者から窓口、郵送等によって収集している	1 000人以上	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
環政1	雑草苦情対応台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	雑草苦情対応管理のため	1住所、2氏名	雑草類苦情者及び土地所有者	本人、自治会長等から電話、郵送等によって収集している	1 000人以上	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
環政2	公告苦情受付台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	公告苦情処理業務の受付管理のため	1住所、2氏名、3電話番号	公告苦情者及び発生者	本人、自治会長等から電話、郵送等によって収集している	1 000人以上	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
環政3	水質汚濁防止法等届出台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	水質汚濁防止法等の特定施設設置等届出受付業務の管理のため	1住所、2氏名、3電話番号	特定施設設置等届出者	届出内容により収集	1 000人~9 999人	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
環政4	大気汚染防止法等届出台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	大気汚染防止法等の特定施設設置等届出受付業務の管理のため	1住所、2氏名、3電話番号	焼却炉設置等届出者	届出内容により収集	1 000人~9 999人	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
環政5	騒音・振動規制法等届出台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	騒音・振動規制法等の特定施設設置等届出受付業務の管理のため	1住所、2氏名、3電話番号	特定施設設置等届出者	届出内容により収集	1 000人~9 999人	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
環政6	土壤汚染対策届出台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	土壤汚染対策法等の届出受付業務の管理のため	1住所、2氏名、3電話番号	土壤汚染状況調査結果報告書等届出者	届出内容により収集	1 000人~9 999人	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
環政7	公害防止組織等届出台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	公害防止組織の整備に関する各種届出受付業務の管理のため	1住所、2氏名、3電話番号	公害防止組織等届出者	届出内容により収集	1 000人~9 999人	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
環政8	PRTR等届出台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	特定建設作業等届出受付業務のため	1住所、2氏名、3電話番号	特定建設作業等届出者	届出内容により収集	1 00								

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者の名称	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩記録情報の経常的提供先	★⑪開示請求等を受理する組織の所在地	★⑫個別法による訂正及び利用停止の手続等	★⑬個人情報ファイルの種別	★⑭備考	
環政12	有害鳥獣台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に係る事務を処理するため	1氏名、2住所、3生年月日・年齢	鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵の採取等許可申請書に記載された申請者と捕獲者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送で受け付ける	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政13	傷病野鳥里親登録者台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	傷病野鳥里親事業に関する庶務を処理するため	1氏名、2住所	傷病野鳥里親登録申込書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送、FAXで受け付ける	1 000人～9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政14	いきもの調査員台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	越谷市ふるさと生きもの調査実施業務における調査員の委嘱及び庶務を処理するため	1氏名、2住所、3年齢	いきもの調査員として応募した者	本人から窓口受付、郵送、FAX等で受け付ける	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市ふるさと生きもの調査運営委員	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政17	市民環境賞の推移台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	越谷市環境賞に係る事務を処理するため	1氏名、2所属（学業・学歴・職業・職業）	市民環境賞に応募した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送で受け付ける	1 000人～9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
環政18	太陽光発電設備設置費補助金 補助件数集計・全申請者一覧台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	太陽光発電設備等の設置に係る補助金の交付に関する事務をすらため	1氏名、2住所、3電話番号	越谷市住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付申請書、越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送で受け付ける	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政19	【住宅】太陽光等補助金台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	太陽光発電設備等の設置に係る補助金の交付に関する事務をすらため	1氏名、2住所、3電話番号	越谷市住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付申請書、越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送で受け付ける	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政20	【家庭用】ゼロカーボン補助金台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	太陽光発電設備等の設置に係る補助金の交付に関する事務をすらため	1氏名、2住所、3電話番号	越谷市家庭用ゼロカーボン推進補助金交付申請書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送で受け付ける	1 000人～9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政22	緑のオアシス認定者台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	「こしがや緑のオアシス2020プロジェクト」の推進を図るために	1氏名、2住所、3電話番号	緑のオアシス応募用紙を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送で受け付ける	1 000人～9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政23	こしがや環境サポート一登録本名簿台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	こしがや環境サポート一登録制度に関する庶務を処理するため	1氏名、2住所、3電話番号、4生年月日・年齢	こしがや環境サポートー登録申請書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送で受け付ける	1 000人～9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政24	省エネエアコン貢献促進補助金台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	省エネエアコンの貢献に係る補助金の交付に関する事務を行なうため	1氏名、2住所	越谷市省エネエアコン貢献促進補助金交付申請書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送で受け付ける	1 000人～9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政25	越谷市環境大会開催協力依頼先台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	環境大会に関する庶務を処理するため	1氏名、2住所、3団体名	環境活動報告書等を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送で受け付ける	1 000人～9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政26	越谷市環境大会開催公園維持管理団体一覧台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	環境大会に関する庶務を処理するため	1氏名、2住所、3団体名	環境活動報告書等を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送で受け付ける	1 000人～9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政27	越谷市環境大会開催関係者台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	環境大会に関する庶務を処理するため	1氏名、2住所、3団体名	環境活動報告書等を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送で受け付ける	1 000人～9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政28	越谷市環境推進市民会議名簿台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	越谷市環境推進市民会議に関する庶務を処理するため	1氏名、2住所、3電話番号、4団体名	越谷市環境推進市民会議申込書を提出した者、総会に選出された者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送で受け付ける	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政29	ECOこしがや環境ファミリー宣言登録台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	ECOこしがや環境ファミリー宣言に関する庶務を処理するため	1氏名、2住所、3電話番号、4家族の人数	ECOこしがや環境ファミリー宣言登録申請書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送、FAX、メールで受け付ける	1 000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政30	ECOこしがや推進事業所宣言登録台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	ECOこしがや推進事業所宣言登録申請書に係る庶務を処理するため	1氏名、2住所、3電話番号	ECOこしがや推進事業所宣言登録申請書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送、FAX、メールで受け付ける	1 000人～9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政31	こしがやSDGsパートナー制度登録台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	こしがやSDGsパートナー制度実施に係る庶務を処理するため	1氏名、2住所、3電話番号、4団体名	こしがやSDGsパートナー宣言書を提出した者	本人（代理人含む）から電子申請で受け付ける	1 000人～9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政32	子ども体験バスツアー台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	子ども体験バスツアーに関する庶務を処理するため	1氏名、2住所、3性別、4電話番号、5年齢	子ども体験バスツアーに申込した者、子ども体験バスツアーの関係者（主催者・協力者）	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送、FAX、メール、電話で受け付ける	1 000人～9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政33	エコワット貸出管理台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	エコワット貸出の庶務を処理するため	1氏名、2住所、3電話番号	エコワット貸出申込書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、電話で受け付ける	1 000人～9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政41	アクグリーンエコワイヤーこしがや子どもボランティア登録台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	平成28～30年度アクグリーンエコワイヤーこしがや子どもボランティア登録に係る庶務を処理するため	1氏名、2所属	本人（代理人含む）から窓口受付、電話で受け付ける	1 000人～9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
環政46	省エネ家電貢献促進補助金台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	省エネ家電の貢献に係る補助金の交付に関する庶務を行なったため	1氏名、2住所	越谷市省エネエアコン貢献促進補助金交付申請書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送で受け付ける	1 000人～9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
環政47	開発調整会議台帳	市長	環境経済部環境政策課	環境経済部環境政策課長	開発調整会議に提出した者のうち、環境配慮要請事項や事業所等設計計画書等に該当するものを把握するため	1氏名	開発行為等の計画を提出した者のうち、環境配慮要請事項や事業所等設計計画書等に該当する者（平成29年度から）	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送、電子申請で受け付ける	1 000人～9 999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市			

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的		★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求等を受理する組織の所在地	★⑬個別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考
					要望のあった清掃団体等からの支援やごみのボランティアの放送等に対し、快適な生活環境が阻害されている場合に対する、条例に基づく勧告、命令、公表措置を行う	電話等で要望を伝えた清掃団体の代表者・ごみのポイ捨て行為や大ふんの放置等を行った者											
資循8	まちをきれいにする条例に基づく事務	市長	環境経済部資源循環推進課	環境経済部資源循環推進課長	要望のあった清掃団体等からの支援やごみのボランティアの放送等に対し、快適な生活環境が阻害されている場合に対する、条例に基づく勧告、命令、公表措置を行う	電話等で要望を伝えた清掃団体の代表者・ごみのポイ捨て行為や大ふんの放置等を行った者	1氏名、2住所、3電話番号	本人（代理人含む）から窓口受付、電話、電子申請等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
資循10	資源回収奨励補助金交付事務	市長	環境経済部資源循環推進課	環境経済部資源循環推進課長	資源有効利用の啓発及びごみの減量化を目指すに、資源回収実施団体に対し、補助金を交付する	越谷市資源回収実施団体新規登録申請及び越谷市資源回収奨励補助金振込口座新規登録申請書を提出した者	1氏名、2住所、3電話番号、4地位、5团体加入状況	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
資循11	法定検査受験推進記録簿	市長	環境経済部資源循環推進課	環境経済部資源循環推進課長	浄化槽法第7条検査の受検を推進する	浄化槽設置場所、使用開始予定期、法定検査の申込状況	姓氏、現住所、浄化槽設置場所、使用開始予定期、法定検査の申込状況	浄化槽に関する調査の提出及び（一社）埼玉県浄化槽協会に法定検査を申込み状況を確認することによって収集している	100人～999人	含まない	含まない	(一社)埼玉県浄化槽協会	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
資循12	法定検査の不適切指導に関する事務	市長	環境経済部資源循環推進課	環境経済部資源循環推進課長	浄化槽法に基づく指定検査機関からの検査実施報告の受理業務のうち、不適切判断の浄化槽管理へ指導を付する。また下水道使用開始区間ににおける不適切判断の結果のみを下水道経営課に情報提供する	1住所、2浄化槽管理者氏名、3浄化槽設置場所、4電話番号	埼玉県浄化槽協会に法定検査の申出手続きをした者	浄化槽協会の職員から窓口受付によって収集したデータを収集	100人～999人	含まない	含まない	下水道経営課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
リサ1	一般廃棄物収集運搬業務委託に関する事務	市長	環境経済部資源循環推進課リサイクルプラザ	環境経済部資源循環推進課長	一般廃棄物処理運搬業務委託を行ったり、委託業者の従事者等を把握する	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4職業・職歴、5地位	一般廃棄物処理運搬業務委託に従事する者	本人（代理人含む）から窓口受付によって収集している	100人～999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
リサ2	生活環境影響調査書類等事務	市長	環境経済部資源循環推進課リサイクルプラザ	環境経済部資源循環推進課長	越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、越谷市資源化センター更なる整備事業に係る生活環境影響調査書について収集等を行なう	1氏名、2住所、3意見・要望の内容	観察の申請を行った者	本人から窓口受付によって収集している	1人～99人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
リサ3	生ごみ処理機器購入費補助金交付事務	市長	環境経済部資源循環推進課リサイクルプラザ	環境経済部資源循環推進課長	家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進するため、生ごみ処理機器を設置する者に対し、補助金を交付する	品名、住所、電話番号、家族関係、続柄、越谷市生ごみ処理機器購入費用、口座番号、補助金交付額、購入金額補助金交付申請書を出した者等、処理機器設置計画・使用状況等	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送等によって収集している	1人～99人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
リサ4	越谷市ごみ収集カレンダーポチ袋業務委託に関する事務	市長	環境経済部資源循環推進課リサイクルプラザ	環境経済部資源循環推進課長	前回配布の不着等を把握することにより、次の配布基準に沿って配布方向を向かせる	品名、住所、電話番号、不着理由等	越谷市ごみ収集カレンダーポチ袋の配布されなかった者	本人（代理人含む）から窓口受付、電話等によって収集している	100人～999人	含まない	含まない	配布委託受注事業者	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
リサ5	再利用の対象となる廃棄物の収集又は運搬の禁止に関する事務	市長	環境経済部資源循環推進課リサイクルプラザ	環境経済部資源循環推進課長	越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、市民の健康で快適な生活を資するため、再利用の対象となる廃棄物の持ち去り行為の取締り等に囲むする事務に係る	品名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、意見・要望の内容、各種相談、持ち去り行為の状況	再利用の対象となる廃棄物の持ち去り行為を通报した者	本人（代理人含む）から窓口受付、電話等によって収集している	1人～99人	含まない	含まない	警察	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
リサ6	ごみ集積所の設置、移動等に関する事務	市長	環境経済部資源循環推進課リサイクルプラザ	環境経済部資源循環推進課長	要望等に基づき、ごみ集積所の設置、移動等を行う事務を処理する	品名、住所、電話番号、印影、地位、成績、評価、団体加入状況、意見・要望の内容	ごみ集積所の設置、移動等を申請した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送等によって収集している	100人～999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
リサ7	粗大ごみ戸別収集に関する事務	市長	環境経済部資源循環推進課リサイクルプラザ	環境経済部資源循環推進課長	粗大ごみの分別収集、自動車の防犯登録消去等に関する事務を処理する	品名、住所、電話番号、費用、粗大ごみの粗大ごみの戸別収集の申込者	粗大ごみの戸別収集等によって収集している	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
リサ8	動物死体処理収集運搬・処分に関する事務	市長	環境経済部資源循環推進課リサイクルプラザ	環境経済部資源循環推進課長	飼犬猫等の死体の収集運搬・処分に係る事務を処理する	品名、住所、電話番号、飼犬猫等の情報	動物死体処理を依頼した者	本人（代理人含む）から電話、電子メール等によって収集している	100人～999人	含まない	含まない	動物死体処理委託受注事業者	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
リサ9	伐採枝戸別収集に関する事務	市長	環境経済部資源循環推進課リサイクルプラザ	環境経済部資源循環推進課長	伐採枝を有料で戸別に収集すること	品名、住所、電話番号	伐採枝収集を依頼した者	本人（代理人含む）から電話、電子メール等によって収集している	100人～999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
リサ10	ごみの不法投棄等に関する事務	市長	環境経済部資源循環推進課リサイクルプラザ	環境経済部資源循環推進課長	ごみの不法投棄等について、適切に応じる事務を処理する	品名、住所、電話番号、状況、地址、回体加入状況、居住状況、意見・要望の内容	ごみの不法投棄等について処理依頼した者	本人（代理人含む）から電話、電子メール等によって収集している	100人～999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
リサ11	自治会その他の団体の清掃美化活動に伴うごみの収集運搬事務	市長	環境経済部資源循環推進課リサイクルプラザ	環境経済部資源循環推進課長	自治会等が行う清掃美化活動により回収されたごみの収集運搬に関する事務を処理する	品名、住所、電話番号、地位、回体加入状況、済、意見・要望の内容、各種相談	本人（代理人含む）から電話、電子メール等によって収集している	100人～999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
リサ12	廃棄物処分依頼に関する事務	市長	環境経済部資源循環推進課リサイクルプラザ	環境経済部資源循環推進課長	リサイクルプラザにおける廃棄物の搬入受け、自家車の防犯登録抹消等に関する事務を処理する	品名、住所、電話番号、搬入車両、搬出車両、防犯登録番号等	リサイクルプラザによる廃棄物の搬入受け、本人（代理人含む）から電話にによって収集している	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）		
リサ13	ふれあい収集に関する事務	市長	環境経済部資源循環推進課リサイクルプラザ	環境経済部資源循環推進課長	一般廃棄物及び資源物をごみ集積所に持ち出すことが困難な市民に対し、戸別に訪問収集する事務を処理する	品名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、親族関係、続柄、心身障害等、疾病、負傷等、成績、評価、家庭状況、意見・要望の内容、申請理由等	本人（代理人含む）から電話にによって収集する者	100人～999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
リサ14	廃棄物減量等推進員事務	市長	環境経済部資源循環推進課リサイクルプラザ	環境経済部資源循環推進課長	一般廃棄物の減量及び資源物並びにその正確な処理等について、必要な事務を処理する	品名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、印影、地位、団体加入状況	廃棄物減量等推進員に推奨された者	本人（代理人含む）から電話、郵送等によって収集している	100人～999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	なし	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
リサ15	リサイクルプラザ図書貸出等事務	市長	環境経済部資源循環推進課リサイクルプラザ	環境経済部資源循環推進課長	ごみ問題やリサイクルに関する啓発を行うため、図書の貸出等の事務を処理する	品名、電話番号、住所、貸出日、返却期限等、資料名	リサイクルプラザの図書の貸出を申請する者	本人（代理人含む）から									

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★③市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★③個人情報保護管理者	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求権を受理する組織の所在地	★⑬個別法による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考	
窓7	令和6年度産業廃棄物管理制度交付状況報告書及び電子マニフェスト集計書	市長	環境経済部廃棄物指導課	環境経済部廃棄物指導課長	産業廃棄物管理制度交付状況報告書及び電子マニフェスト使用状況の把握のため	1業者名、2所在地、3代表者名、4電話番号、5許可番号、6担当者名	産業廃棄物排出事業者	本人(代理人含む)から窓口受付、郵送、電子申請で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
窓8	屋外保管事業者情報を	市長	環境経済部廃棄物指導課	環境経済部廃棄物指導課長	再生資源物の屋外保管に関する条例における事業者情報を管理のため	1業者名、2所在地、3代表者名、4電話番号、5メールアドレス、6許可番号、7登録番号、8役員氏名、9役員生年月日、10役員本籍	屋外保管事業者	申請者(代理人含む)から窓口、郵送で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
窓9	令和7年度産業廃棄物管理制度交付状況報告書及び電子マニフェスト集計書	市長	環境経済部廃棄物指導課	環境経済部廃棄物指導課長	産業廃棄物管理制度交付状況報告書及び電子マニフェスト使用状況の把握のため	1業者名、2所在地、3代表者名、4電話番号、5許可番号、6担当者名	産業廃棄物排出事業者	本人(代理人含む)から窓口受付、郵送、電子申請で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
経1	越谷市人まつり関係者名簿	市長	環境経済部経済振興課	環境経済部経済振興課長	越谷市民まつりに係る事務手続きのため	1氏名、2住所、3電話番号、4メールアドレス、5所属団体、6法人名、7本人権書類	実行委員推薦書を出した者	本人から窓口受付、郵送、FAX、メールで受け付ける	1000人以上	含まない	含まない	(一社) 越谷青年会議所	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		実行委員名簿、実行団体名簿、財政委員名簿、まちづくり広場名簿、模擬店出店名簿、フリマ出店名簿、飲食出店名簿、協賛名簿を含む	
経7	産業情報発信名簿	市長	環境経済部経済振興課	環境経済部経済振興課長	産業情報発信名簿の管理のため	1住所、2氏名、3電話番号、4メールアドレス、5会社名	産業情報発信名簿に登録を希望した者(平成18年度以降)	本人からの申し出による	100人~999人	含まない	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
経8	創業者支援補助金管理制度	市長	環境経済部経済振興課	環境経済部経済振興課長	創業者支援補助金申請者の管理のため	1住所、2氏名、3電話番号、4メールアドレス、5創業情報、6補助金申請情報	創業者支援補助金交付申請書を提出した者(平成28年度以降)	本人から窓口受付、電子申請で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
経9	ビジネスパワーアップ補助金管理制度	市長	環境経済部経済振興課	環境経済部経済振興課長	ビジネスパワーアップ補助金申請者の管理のため	1住所、2氏名、3電話番号、4メールアドレス、5事業情報、6補助金申請情報	ビジネスパワーアップ補助金交付申請書を提出した者(平成29年度以降)	本人から窓口受付、電子申請で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
経11	越谷企業・創業情報管理制度	市長	環境経済部経済振興課	環境経済部経済振興課長	創業・経営相談者の管理のため	1企業名(屋号)、2氏名、3住所、4電話番号、5相談履歴	市に実施する創業・経営相談を受けた者(令和2年度以降)	本人から窓口受付	100人~999人	含まない	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
経12	商工業振興・雇用対策セミナー等参加者名簿	市長	環境経済部経済振興課	環境経済部経済振興課長	商工業振興・雇用対策セミナー等参加者の管理のため	1企業名(屋号)、2氏名、3住所、4セミナーの参加申込をした者(平成28年度以降)	本人から窓口受付、電子申請で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
経14	住宅・店舗改修促進補助金交付事務受付台帳	市長	環境経済部経済振興課	環境経済部経済振興課長	住宅・店舗改修促進補助金の申請者、交付決定者の管理のため	1住所、2氏名、3電話番号	住宅・店舗改修促進補助金交付申請書を提出した者	本人から窓口受付、郵送、電子申請で受け付ける	100人~999人	含まない	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
経15	地域振興券購入者名簿	市長	環境経済部経済振興課	環境経済部経済振興課長	地域振興券事業に関する事務を処理するため	1住所、2氏名、3電話番号、4性別、5メールアドレス	地域振興券の購入申込した者	窓口受付、電子申請で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
経19	ふるさと納税寄附申込一覧	市長	環境経済部経済振興課	環境経済部経済振興課長	環境経済部経済振興課の管理のため	1氏名、2住所、3年生月日、4電話番号、5寄附金額、6贈呈品の登録	越谷市に對しふるさと納税をした寄附者登録や返礼品発送状況の管理のため	本人からの申出による	1000人以上	含まない	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
経20	市町村民税府県民税附金税控除に係る申告特例	市長	環境経済部経済振興課	環境経済部経済振興課長	寄附金税額控除に係る申告特例の管理のため	1氏名、2住所、3年生月日、4電話番号、5寄附金額	寄附金税額控除に係る申告特例申請者	本人からの申出による	100人~999人	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
農振1	農家組合長報償費	市長	環境経済部農業振興課	環境経済部農業振興課長	市と農家のパイア役、農業行政に尽力	1氏名、2性別、3住所、4電話番号、5口座番号	農家組合長	越谷市農業協同組合	100人~999人	含まない	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	R27.3.18届出個人情報取扱事務の見直しに伴い、「こしかがや農業フェスタ農業振興協議会」から変更。
農振4	農業従事に関する事務	市長	環境経済部農業振興課	環境経済部農業振興課長	農産物等のP.R.のため、共進会や即売会を開催する。	1氏名、2住所、3電話番号	農産物生産者	本人、実施機関内から収集	100人~999人	含まない	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	H27.3.18届出個人情報取扱事務の見直しに伴い、「こしかがや農業フェスタ農業振興協議会」から変更。
農振5	農業者団体の育成・支援に関する事務	市長	環境経済部農業振興課	環境経済部農業振興課長	各農業者団体の会員相互の連携、交流を図り、農家の技術向上、経営発展に貢献する。	1氏名、2住所、3電話番号	農業者	本人、実施機関内から収集	100人~999人	含まない	含まない	JA越谷市	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	H27.3.18届出個人情報取扱事務の見直しに伴い、「越谷市農業団体連合会員名簿」に「越谷市グリーンクラブ会員・役員名簿」を統合し、名称を「農業者団体の育成・支援に関する事務」に変更。
農振1-5	除外認証明事務	市長	環境経済部農業振興課	環境経済部農業振興課長	農地転用許可申請等の提出書類の一部として必要とされる証明書を交付するため	1氏名、2住所、3電話番号、4資産状況	証明申請者	本人、実施機関内、他の実施機関から収集	100人~999人	含まない	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
農振1-8	担い手への農業集積に関する事務	市長	環境経済部農業振興課	環境経済部農業振興課長	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の作成ほか、国等の政策支援の活用を促す。	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6資産状況	農業経営者及び農地所有者	本人、他の実施機関から収集	100人~999人	含まない	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	R27.3.18届出個人情報取扱事務の見直しに伴い、「農業経営基盤強化事務」から名称変更。
農振2-0	市民農園貿付事務	市長	環境経済部農業振興課	環境経済部農業振興課長	農業者以外の方が農作物を栽培して、自分に触れるうとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に市が行う。	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6民族關係、統納、7賃貸状況、8納稅状況	市民農園利用者土地所有者	本人、実施機関内、国またはほかの地方公共団体から収集	100人~999人	含まない	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
農振2-8	測量業務事務	市長	環境経済部農業振興課	環境経済部農業振興課長	農業基盤整備に伴う測量業務事務のため	1氏名、2住所、3電話番号、4印影	関係地権者	本人、実施機関内、国またはほかの地方公団体から収集	100人~999人	含まない	含まない	—	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
農振3-1	土地改良関係各種調査事務	市長	環境経済部農業振興課	環境経済部農業振興課長	土地改良事業に関する調査のための事務	1氏名、2性別、3住所、4地代、5電話番号、6収入状況、7地代、8意見・要望の内容	調査対象者	本人、実施機関内									

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求権を受理する組織の所在地	★⑬別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考
道認10	境界是正受付簿	市長	建設部道路経営課	建設部道路経営課長	民地へ越境している道路構造物の移設等の相談の受付簿	依頼者氏名、電話番号、対象地住所	道路構造物越境の相談者	本人（代理人）から窓口で受付	100人～999人	含まない	含まない		越谷市建設部道路経営課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎15階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
道認11	道路経営課連絡網	市長	建設部道路経営課	建設部道路経営課長	緊急時における迅速な現場対応を図るために	氏名、住所、電話番号	道路経営課職員	職員名簿及び本人の届出	1人～99人	含まない	含まない		越谷市建設部道路経営課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎19階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
道認12	要望書受付台帳（管理）	市長	建設部道路経営課	建設部道路経営課長	管理担当に関する要望に対して受付・報告・回答などをを行う	氏名、住所、電話番号、印影、意見・要望の内容	要望者及び要望の関係者	要望書及び聞き取り等	1000人以上	含まない	含まない		越谷市建設部道路経営課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎20階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
道認13	要望書受付台帳（境界）	市長	建設部道路経営課	建設部道路経営課長	境界担当に関する要望に対して受付・報告・回答などをを行う	氏名、住所、電話番号、印影、意見・要望の内容	要望者及び要望の関係者	要望書及び聞き取り等	1000人以上	含まない	含まない		越谷市建設部道路経営課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
道認14	要望書受付台帳（交通環境）	市長	建設部道路経営課	建設部道路経営課長	交通担当に関する要望に対して受付・報告・回答などをを行う	氏名、住所、電話番号、印影、意見・要望の内容	要望者及び要望の関係者	要望書及び聞き取り等	1000人以上	含まない	含まない		越谷市建設部道路経営課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
道認15	物損事故処理台帳	市長	建設部道路経営課	道路経営課長	越谷市が維持管理を行う道路付属物に対する物損事故の進捗管理等を行うため	事故の原因者本人	越谷警察、及び原因者本人から事故発生の報告を受けた際に収集	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
道建2	道路補修受付簿	市長	建設部道路建設課	建設部道路建設課長	道路補修受付業務の整備実施状況管理のため	1住所、2氏名、3電話番号、	要望者	本人からの電話・聞き取りによって収集している	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
道建12	開発事前受付簿	市長	建設部道路建設課	建設部道路建設課長	越谷市までの整備に関する条例の要請事項の管理のため	1住所、2氏名、3連絡先	開発者、代理人	開発指導課からの事前協議書の提出	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
下経1	公営企業会計システム	市長	建設部下水道経営課	建設部下水道経営課長	財務会計システムの債権者登録状況を公営企業会計システムに登録し、自動的に内納取扱金額毎回り債権者の口座に振込込むため	1氏名、2住所、3電話番号、4住所登録、5口座登録、6職業・職歴、7地位、8団体加入登録	債権者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送等で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
下経2	下水道使用料システム	市長	建設部下水道経営課	建設部下水道経営課長	越谷市下水道条例に基づき、下水道使用料の賦課及び徴収に関する事務を処理するため	1氏名、5電話番号、6家族登録、統納、7住所、8影印、9収入状況、10資産状況、11納税状況、12収入状況、13公の扶助の受給の有無、14口座番号、15職業・職歴、16家庭状況、17税免内容、18使用料等	公共下水道使用者等	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送等で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
下経3	受益者負担金システム	市長	建設部下水道経営課	建設部下水道経営課長	越谷市計画下水道事業受益者負担金条例に基づき、受益者負担金に関する事務を処理するため	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、76族登録、7地位、8団体加入登録	受益者等		1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
下経5	公共下水道未接続指導リスト	市長	建設部下水道経営課	建設部下水道経営課長	生活環境の向上と水質改善を図るため、下水道未接続者に対する早期の接続を指導するため	1氏名、2住所、3電話番号、4便所の状況（浄化槽、汲取り）、5家庭状況、6居住状況	公共下水道未接続者		100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
下経6	下水道台帳	市長	建設部下水道経営課	建設部下水道経営課長	下水道使用料システムへの入力補助のため	1氏名、2住所、3電話番号、4口座番号、5水道番号、6下水道番号、7使用者番号、8使用料の種類、9排除水量、10使用料等	公共下水道使用者等	本人、代理人から窓口、又は郵送等によって収集している	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
下経7	減免世帯リスト	市長	建設部下水道経営課	建設部下水道経営課長	下水道使用料の減免対象者への通知発送等管理のため	1氏名、2住所、3水道番号、4下水道番号、5减免開始時期	下水道使用料減免申請書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受付、郵送等で受け付ける。	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
下事1	排水設備申請連携管理台帳	市長	建設部下水道事業課	建設部下水道事業課	排水設備等計画確認申請事務における処理状況管理のため	1設備場所、2水道番号、3下水道番号、4排水設備等計画確認申請書を提出した者	排水設備等計画確認申請書を提出した者から窓口受付	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
下事2	下水道整理簿	市長	建設部下水道事業課	建設部下水道事業課	排水設備等計画確認申請の履歴記録のため	1設備場所、2水道番号、3下水道番号、4排水設備等計画確認申請書を提出した者	排水設備等計画確認申請書を提出した者から窓口受付	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し		
下事3	区域外流入施設台帳	市長	建設部下水道事業課	建設部下水道事業課	下水道区域外からの汚水流入境を認めた施設の管理・指導のため	1設備場所、2氏名	区域外流入協議を行い、排水設備等計画確認申請を提出した者	排水設備指定工事店を通過して、申請者から窓口受付	1人～99人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
下事4	排水設備指定工事店登録台帳	市長	建設部下水道事業課	建設部下水道事業課	越谷市排水設備指定工事店の登録状況管理のため	1代表者氏名、2排水設備工事責任技術者の氏名	越谷市排水設備指定工事店の登録（変更）申請書を提出した工事店の代表者及び排水設備工事責任技術者	申請者（代理人含む）から窓口受付	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
下事5	排水設備工事責任技術者登録台帳	市長	建設部下水道事業課	建設部下水道事業課	排水設備工事責任技術者の登録状況管理のため	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5所属	排水設備工事責任技術者の登録（変更）申請書を提出した者	申請者（代理人含む）から窓口受付	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
下事6	下水道情報管理システム	市長	建設部下水道事業課	建設部下水道事業課	下水道台帳の調製のほか、所管施設の維持管理に利用するため。	1設備場所、2氏名、3確認番号	排水設備等計画確認申請書を提出した者	下水道施工承認申請書を提出した者	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
下事7	特定施設台帳	市長	建設部下水道事業課	建設部下水道事業課	該当施設の管理・指導のため	1設備場所、2氏名	特定施設設置届出書を提出した者	届出者（代理人含む）から窓口受付	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
下事8	除害施設台帳	市長	建設部下水道事業課	建設部下水道事業課	該当施設の管理・指導のため	1設備場所、2氏名	除害施設設置届出書を提出した者	届出者（代理人含む）から窓口受付	1人～99人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
下事9	ディスパーザー施設台帳	市長	建設部下水道事業課	建設部下水道事業課	該当施設の管理・指導のため	1設備場所、2氏名	ディスパーザー設置届出書を提出した者	届出者（代理人含む）から窓口受付	1人～9人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階	〒343-8501	電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
下事10	下水道工事承認台帳（本管）	市長	建設部下水道事業課	建設部下水道事業課	下水道工事施工承認申請事務における処理状況管理のため	1氏名、2住所、3設備場所	下水道工									

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者の名称	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求等を受理する組織の所在地	★⑬別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考
都計2	まちの整備に関する審査会員名簿	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	まちの整備に関する審査会委員の連絡先管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4生年月日、5勤務先、6メールアドレス、7携帯者登録番号	まちの整備に関する審査会委員になった者(平成23年度以降)	本人から窓口又は郵送で受付	1人～99人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計3	狹島地区(仮称)産業団地整備事業 地権者リスト	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	狹島地区(仮称)産業団地整備事業に係る交渉等を行うため	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4電話番号、5親族関係・続柄、6住所歴、7資産情報	狹島地区(仮称)産業団地整備事業の予定区域及びその周辺の地権者	法務局への登記事項証明書取得、本人への聴取等	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計4	用途地域変更に係る権利者名簿(浦和野田線)	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	用途地域変更に伴う影響調査のため	1氏名、2住所、3賃貸情報	浦和野田線周辺(北越谷・大房)の権利者	法務局への登記事項証明書取得、本人への聴取等	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計5	こしがや景観資源登録台帳	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	こしがや景観資源の応募者の管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4メール	こしがや景観資源候補登録応募者	応募者本人(代理人含む)から窓口受付、郵送、メール、電子申請で受け付ける	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計6	景観評価委員会員名簿	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	景観評価委員会委員の連絡先管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4生年月日、5勤務先、6メールアドレス、7携帯者登録番号	景観評価委員会委員になった者(平成25年度以降)	本人から窓口又は郵送で受付	1人～99人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計7	越谷市公共事業再評価委員会員名簿	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	越谷市公共事業再評価委員会委員の連絡先管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4生年月日、5勤務先、6メールアドレス、7携帯者登録番号	公共事業再評価委員会委員になった者(平成15年度以降)	本人から窓口又は郵送で受付	1人～99人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計8	地区計画台帳	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	地区計画の届出状況の管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4図面	地区計画届出書の届出者	本人(代理人含む)から窓口受付、郵送、電子申請で受け付ける	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計9	景観事前協議台帳	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	景観法に基づく事前協議状況管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4図面	景観法に基づく事前協議書の届出者	本人(代理人含む)から窓口受付、郵送、電子申請で受け付ける	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計10	景観届出台帳	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	景観条例に基づく届出状況の管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4図面	景観条例に基づく届出書の届出者	本人(代理人含む)から窓口受付、郵送、電子申請で受け付ける	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計11	流通業務市街地の整備に関する法律に基づく届出台帳	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	流通業務市街地の整備に関する法律に基づく届出状況の管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4図面	流通業務市街地の整備に関する法律に基づく届出書の届出者	本人(代理人含む)から窓口受付、郵送、電子申請で受け付ける	1人～99人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)
都計12	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出等に関する事務	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出等に関する庶務を処理する	1氏名、2住所、3電話番号、4印影、5資産状況、6取引状況	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出(今和4年1月1日～令和5年3月31日)	本人(代理人含む)から窓口受付、郵送、メール、電子申請で受け付ける	1人～99人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計13	越谷市地域公共交通協議会員名簿	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	越谷市地域公共交通協議会委員の連絡先管理のため	1氏名、2生年月日・年齢、3住所、4電話番号、5職業・職歴、6地位	越谷市地域公共交通協議会委員になった者(平成27年度以降)	本人から窓口又は郵送で受付	1人～99人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計14	越谷市建築審査会員名簿	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	越谷市建築審査会委員の連絡先管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4生年月日、5勤務先、6メールアドレス、7携帯者登録番号	越谷市建築審査会委員になった者(昭和59年度以降)	本人から窓口又は郵送で受付	1人～99人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計15	低未利用土地等確認書の交付台帳	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	低未利用土地等確認書の交付状況の管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4印影、5資産状況、6取引状況、7現地写真	低未利用土地等確認書の交付(令和4年4月1日～令和5年3月31日)	本人(代理人含む)から窓口受付、郵送、メール、電子申請で受け付ける	1人～99人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計16	行政財産の使用許可台帳	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	レイクタウン整備事業用地の使用許可状況の管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4印影、5ド庫番号、6使用目的等	行政財産の使用許可に関する事務(令和5年4月1日～令和6年3月31日)	本人(代理人含む)から窓口、部送受付	1人～99人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計17	都市計画審査会員名簿	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	都市計画審査会委員の連絡先管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4生年月日、5勤務先、6メールアドレス、7携帯者登録番号	都市計画審査会委員になった者(平成24年度以降)	本人から窓口又は郵送で受付	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計18	簡易除却推進員名簿	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	越谷市簡易除却推進員の連絡先管理のため	1氏名、2住所、3電話番号、4生年月日	簡易除却推進員になった者(平成23年度以降)	本人から郵送で受付	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計19	国土法届出台帳	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	国土法の届出状況の管理のため	1氏名、2住所、3電話番号	土地売買等届出書を提出した者(平成24年度以降)	本人(代理人含む)から窓口受付、郵送、電子申請で受け付ける	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計20	都市計画基礎調査等台帳	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	都市計画基礎調査等に関する事務を処理するため	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5電話番号、6本籍・国籍、7親族関係・続柄、8住所歴、9資産状況	土地・建物に関する内閣関係から提供	1000人以上	含まない	含まない		埼玉県	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計21	持続可能な公共交通に関するアンケート調査対象者リスト	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	持続可能な公共交通に関するアンケート調査の対象者管理のため	1氏名、2住所、3性別、4年齢	令和5年5月1日時点市内に住所を有した15歳以上の者のうち、無作為に抽出された3,000名	住民基本台帳から収集	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
都計22	公共交通運賃補助事業局対象者リスト	市長	都市整備部都市計画課	都市整備部都市計画課長	公共交通運賃補助事業について対象者への周知事を行うため	1氏名、2住所、3郵便番号、4生年月日	市内在住の年度末年齢75歳以上の者(令和7年度以降)	住民基本台帳から収集	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル(法第60条第2項第1号) 政令第21条第7項のファイル 無し
市整1	保留地台帳	市長	都市整備部市街地整備課	市街地整備課長	保留地の処分により区画整理事業の推進を図るために	1住所、2氏名、3所在地、4面積	土地地区画整理事業地内の保留地の権利者	本人	100人～999人	含まない	含まない					

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧記録情報に記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求権を受理する組織の所在地	★⑬別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考	
市整1-1	移転証明書台帳	市長	都市整備部市街地整備課	市街地整備課長	西大袋土地区画整理事業地内の移転補償契約を行った権利者に対する移転証明書発行の管理を行い、事業の進捗を図るために	1住所、2氏名、3契約日、4移転時期、5所在地	西大袋土地区画整理事業地内の権利者	本人	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
市整1-2	水道元止・先行取扱帳	市長	都市整備部市街地整備課	市街地整備課長	西大袋土地区画整理事業地内の移転補償契約を行った権利者に対する水道元止取扱い及び元止めの管理を行い、事業の進捗を図るために	1住所、2氏名、3所在地	西大袋土地区画整理事業地内の権利者	本人	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
市整1-3	不動産使用料等の支払調書データ	市長	都市整備部市街地整備課	市街地整備課長	西大袋土地区画整理事業地内の土地使用に関する賃借契約を行った権利者の法定調査書作成を行うため	1住所、2氏名、3補償額、4契約日、5所在地	西大袋土地区画整理事業地内の権利者	本人	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
市整1-4	不動産等の譲受けの対価の支払調書データ	市長	都市整備部市街地整備課	市街地整備課長	西大袋土地区画整理事業地内の移転補償契約を行った権利者の法定調査書作成を行うため	1住所、2氏名、3補償額、4契約日、5所在地	西大袋土地区画整理事業地内の権利者	本人	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公園1	生産綠地台帳	市長	都市整備部公園緑地課	都市整備部公園緑地課長	生産綠地設定・管理・解除・行為許可・證明事務等の業務を行うため	1氏名、2住所、3土地の表示	生産綠地の指定の申出者及び通知者、申請者等	本人	100人~999人	含まない	含まない	行財政部資産税課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公園4	公園用地の取得事務	市長	都市整備部公園緑地課	都市整備部公園緑地課長	公園予定地の土地所有者との用地交渉及び取扱いに伴う登記手続の業務を行うため	1住所、2氏名、3電話番号、4印影、5責任状況、6口座番号、7婚姻、8親族關係	土地所有者	本人、実施機関内（法務局）	100人~999人	含む (特定個人情報ファイルである)	含まない	行財政部公共施設マネジメント推進課	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公園5	修補依頼受付台帳	市長	都市整備部公園緑地課	都市整備部公園緑地課長	公園施設の設計・管理・緑化推進、市民からの要望等に関する事務を処理するため	1住所、2氏名、3電話番号、4意見・要望の内容 5各種相談	要望・相談者、維持管理者等	本人	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公園6	行政財産・設置・占用・行為・承認許可(台帳)	市長	都市整備部公園緑地課	都市整備部公園緑地課長	越谷市行政財産の使用料に関する免例に基づく占拠物件の設置・占用・行為許可を行うため	1住所、2氏名、3電話番号、4施設内容、5使用料	占用許可申請者	本人	100人~999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
公園7	都市公園・行政財産使用料受付簿(番号取得)	市長	都市整備部公園緑地課	都市整備部公園緑地課長	越谷市都市公園条例、越谷市行政財産の使用料に関する規則に基づく受付を行うため	1住所、2氏名、3電話番号、4許可内容、5使用料	占用許可申請者	本人	100人~999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
開1	道路用地取得等受付台帳(Kシステム)	市長	都市整備部開発指導課	都市整備部開発指導課長	越谷市までの整備に関する条例に基づく道路用地等取得事務の管理	1住所、2氏名、3電話番号、4口座番号、5協力金の交付額	越谷市までの整備に関する条例に基づく窓口、メールでの受付	本人（代理人含む）から窓口、メールでの受付	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
開4	電子書類検索システム	市長	都市整備部開発指導課	都市整備部開発指導課長	都市計画法、越谷市までの整備に関する条例、越谷市開発指導要綱に係る申請書等の管理	1住所、2氏名、3電話番号、4印影、5婚姻關係、6親族關係、7資格、8収入状況、9職業、歴歴	本人（代理人含む）から窓口、郵送、電子申請、メールでの受付	本人（代理人含む）から窓口、郵送、電子申請、メールでの受付	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
開5	開発行為等計画面台帳	市長	都市整備部開発指導課	都市整備部開発指導課長	越谷市までの整備に関する条例における開発行為等計画面の管理	1住所、2氏名、3電話番号	本人（代理人含む）から窓口、電子申請での受付	本人（代理人含む）から窓口、電子申請での受付	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
開6	事前協議台帳(兼)進捗状況表	市長	都市整備部開発指導課	都市整備部開発指導課長	越谷市までの整備に関する条例における開発行為等事前協議書の管理	1住所、2氏名、3電話番号	本人（代理人含む）から窓口受付	本人（代理人含む）から窓口受付	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
開7	都市計画法台帳	市長	都市整備部開発指導課	都市整備部開発指導課長	都市計画法に係る申請書等の管理	1住所、2氏名、3電話番号、4年齢、5婚姻關係、6親族關係	都市計画法に係る申請書等を提出したもの	本人（代理人含む）から窓口受付	100人~999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
開8	旧違反開発台帳(平成15年以前)	市長	都市整備部開発指導課	都市整備部開発指導課長	都市計画法に違反する開発等の管理	1住所、2氏名	都市計画法違反者(H50年~H15年)	関係機関からの情報提供	100人~999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
開9	違反開発台帳	市長	都市整備部開発指導課	都市整備部開発指導課長	都市計画法に違反する開発等の管理	1住所、2氏名、3電話番号	都市計画法違反者(H15年~現在)	関係機関からの情報提供	100人~999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
開10	都市計画法に基づく既存権台帳	市長	都市整備部開発指導課	都市整備部開発指導課長	都市計画法に基づく既存権の管理	1住所、2氏名	都市計画法に基づく既存権を有する者	本人（代理人含む）から窓口受付	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
開12	都市計画法第29条許可(現許可S45~49)	市長	都市整備部開発指導課	都市整備部開発指導課長	昭和45年から昭和49年の都市計画法第29条許可(埼玉県)	1住所、2氏名	都市計画法第29条の許可を受けた者(県許可S45~49)	本人（代理人含む）から窓口受付	100人~999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
開13	都市計画法第43条許可(現許可S45~49)	市長	都市整備部開発指導課	都市整備部開発指導課長	昭和45年から昭和49年の都市計画法第43条許可(埼玉県)	1住所、2氏名	都市計画法第43条の許可を受けた者(県許可S45~49)	本人（代理人含む）から窓口受付	100人~999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
開14	都市計画法第29条許可(市許可S49~56)	市長	都市整備部開発指導課	都市整備部開発指導課長	昭和49年から昭和56年の都市計画法第29条許可(越谷市)	1住所、2氏名	都市計画法第29条の許可を受けた者(市許可S49~56)	本人（代理人含む）から窓口受付	100人~999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
開15	都市計画法第43条許可(市許可S49~54)	市長	都市整備部開発指導課	都市整備部開発指導課長	昭和49年から昭和54年の都市計画法第43条許可(越谷市)	1住所、2氏名	都市計画法第43条の許可を受けた者(市許可S49~54)	本人（代理人含む）から窓口受付	100人~999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
開16	都市計画法第29条許可(市許可S49~57)	市長	都市整備部開発指導課	都市整備部開発指導課長	昭和49年から昭和57年の都市計画法第29条許可(越谷市)	1住所、2氏名	都市計画法第29条の許可を受けた者(市許可S49~57)	本人（代理人含む）から窓口受付	1000人以上	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
開17	都市計画法第43条許可(市許可S49~57)	市長	都市整備部開発指導課	都市整備部開発指導課長	昭和49年から昭和57年の都市計画												

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者の名称	★③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩記録情報の経常的提供先	★⑪開示請求権を受理する組織の所在	★⑫個別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑬個人情報ファイルの種別	★⑭備考			
建10	定期報告に関する行政向けシステム	市長	都市整備部建築住宅課	都市整備部建築住宅課長	定期報告対象建築物所有者の把握のため	1氏名、2住所、3電話番号	定期報告対象建築物の所有者又は管理者である者	建築確認等のデータから抽出	1000人以上	含まない	含まない	一般財団法人 埼玉県建築安全協会	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り			
建12	位置指定道路台帳	市長	都市整備部建築住宅課	都市整備部建築住宅課長	位置指定道路の指定状況の把握のため	1氏名、2住所	位置指定道路の申請を行い、市が指定した道路の申請者（昭和33年～現年）	本人（代理人含む）から窓口受付を受け付ける。	100人～999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り			
建13	応急危険度判定名簿	市長	都市整備部建築住宅課	都市整備部建築住宅課長	市内の応急危険度判定土の把握のため	1氏名、2住所、3電話番号、4生年月日、5メールアドレス、6勤務先	埼玉県被災建築物応急危険度判定土の者（平成8年～現年）	本人が講習会を受講し、登録する。	100人～999人	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り			
建14	トスシステム	市長	都市整備部建築住宅課	都市整備部建築住宅課長	建築計画概要書及び道路位置指定図の写しの発行業務のため	1氏名、2電話番号	建築確認申請を行った建築主（昭和50年～現年）	建築確認申請を行った建築主（昭和50年～現年）	1000人以上	含まない	含まない	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り			
建16	市営住宅入居者台帳（公営住宅管理システム）	市長	都市整備部建築住宅課	都市整備部建築住宅課長	市営住宅管理業務における入居者の状況を把握するため	1住所、2氏名、3電話番号、4世帯員、5保証人、6口座、7家庭、8駐車場、9敷金、10減免、11緊急連絡先、12収納状況	市営住宅の入居者（退去者を含む）	本人から収集	100人～999人	含まない	含む	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
建17	市営住宅入居者個人番号管理制度	市長	都市整備部建築住宅課	都市整備部建築住宅課長	資格審査に必要な情報連携を行うため	1住所、2氏名、3電話番号、4世帯員、5個人番号	市営住宅の入居者	本人から収集	100人～999人	含む	（特定個人情報ファイルである）	含む	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
建18	建設リサイクル法解体届出等台帳	市長	都市整備部建築住宅課	都市整備部建築住宅課長	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条第1項の届出等の管理のため	1届出者氏名、2住所、3工事箇所、4工事床面積、5施工業者名、6施工業者住所、7担当者、8電話番号、9工期、10業務用フロン管の有無、11石綿の有無、12資材発生量	法第10条第1項の届出者	本人から収集	1000人以上	含まない	含まない	埼玉県東部整備部建設管理課、埼玉県越谷環境管理事務所、環境経済部環境政策課、環境経済部廃棄物指導課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	年度で管理。各年度5年保存。		
建19	アスベスト管理台帳	市長	都市整備部建築住宅課	都市整備部建築住宅課長	吹付アスベストが使用されている建築物を把握し、飛散防止等対策を促進するため	1建物所在地、2建物名称、3建物所有者、4所有者・管理者住所、5建築年、6構造、7耐震、8床面積、9用途、10用途（アスベストの有無）、11アスベストの種類、12飛散防止対策の有無	対象建築物の所有者	建築物の所有者・管理者から収集	100人～999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
建20	越谷市マンション管理組合等登録届出台帳	市長	都市整備部建築住宅課	都市整備部建築住宅課長	越谷市におけるマンションの適正な管理の促進に関する要綱第3条の届出等の管理のため	1届出者氏名、2住所、3電話番号、4マンションの名称、5所在地、6建築年月、7総戸数、8地階数、9、建物用途、10管理業務、11受託管理業者、12管理者等、13管理に関する事項	越谷市におけるマンションの適正な管理の促進に関する要綱第3条の届出等の届出者	本人から収集	100人～999人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
建21	越谷市マンション管理士派遣台帳	市長	都市整備部建築住宅課	都市整備部建築住宅課長	越谷市マンション管理士派遣事業実施要綱による事業の管理のため	越谷市マンション管理士派遣事業を実施する者の登録の届出等の登録内容、12完了報告に関する事項、13支払いに関する事項	越谷市マンション管理士派遣事業を利用した者	本人から収集	1人～99人	含まない	含まない	なし	越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
建22	固定資産所有者情報台帳	市長	都市整備部建築住宅課	都市整備部建築住宅課長	空き家等の所有者等に関する情報を利用し、適正管理等の助言、指導等を行うため	1住所、2氏名	固定資産税課税台帳登録者（平成29年～）	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織から、データを受け取る。	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
建23	特定空家等指導状況確認台帳	市長	都市整備部建築住宅課	都市整備部建築住宅課長	特定空家等所有者の指導状況等を把握するため	1住所、2氏名	所有する空き家の特定空家等に認定された者	本人から収集	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
建25	空家予防・活用台帳	市長	都市整備部建築住宅課	都市整備部建築住宅課長	空き家の売却や賃貸、活用等希望への対応状況や件数等を把握するため	1住所、2氏名、3電話番号	空家等の予防や活用・流逝について建築住宅課に相談した者	本人から電話、郵送等によって収集している	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
建31	埼玉県福祉のまちづくり条例届出台帳	市長	都市整備部建築住宅課	都市整備部建築住宅課長	埼玉県福祉のまちづくり条例届出象建築物の届出状況の把握のため	1氏名	埼玉県福祉のまちづくり条例届出の提出をした者（平成13年～現年）	本人（代理人含む）から窓口受け付けて受け付ける。	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
会1	財務会計システム	市長	会計課	会計課長	収入支出事務のため	1氏名、2性別、3住所、4電話番号、5住所歴、6印影、7口座番号、8団体名、9職業、10地位	債権・債務者	本人、実施機関内、又は他の地方公共団体から収集している。	1000人以上	含む （特定個人情報ファイルである）	含まない		指定金融機関、収納代理金融機関	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
会2	債権者登録申請書	市長	会計課	会計課長	収入支出事務のため	1氏名、2性別、3住所、4電話番号、5住所歴、6印影、7団体名、8団体名、9職業、10地位	債権者登録申請者	本人からの提出により収集している。	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）		
会3	マイナンバー報告書	市長	会計課	会計課長	源泉徴収票及び支払調書作成のため	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号	報酬、料金等の支払が生じた者	本人からの提出により収集している。	1000人以上	含む （特定個人情報ファイルである）	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）		
病事経1	財務会計システム	市長	事務部経営企画課	事務部経営企画課長	収入支出事務のため	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5FAX番号、6口座番号、7団体名、8地位	債権・債務者	本人、実施機関内、又は他の地方公共団体から収集している。	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
病事経2	債権者登録申請書	市長	事務部経営企画課	事務部経営企画課長	支出事務のため	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5FAX番号、6印影、7団体名、8団体名、9職業、10地位	債権者登録申請者	本人からの提出により収集している。	1000人以上	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）		
病事経3	越谷市立病院競争入札参加資格審査申請受付簿	市長	事務部経営企画課	事務部経営企画課長	競争入札参加資格審査のため	1氏名、2性別、3住所、4電話番号、5FAX番号、6メールアドレス、7本籍・国籍、8性別、9親族関係、10心身障害等、11疾病、12喫煙、13吸引歴、14介助歴、15介助者、16介助者、17納税状況、18会員登録、19住所、20所在地区分、21資格の等級	越谷市立病院物品供給等競争入札参加資格審査申請書を提出した者	本人（代理人含む）から窓口受け付けて受け付ける。	100人～999人	含まない	含まない		越谷市総務部総務課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
病事経4	越谷市立病院競争入札参加資格審査申請受付簿	市長	事務部経営企画課	事務部経営企画課長	競争入札実施の際における参加者の資格認定や業者選定等のため	1氏名、2住所、3地位、4資産状況、5電話番号、6FAX番号、7メールアドレス、8業務形態、9会員登録、10所在地区分、11資格の等級	越谷市立病院物品供給等競争入札参加資格審査として決定した者	本人（代理人含む）から窓口受け付けて受け付ける。	100人～999人	含まない	含まない		事務部庶務課 事務部医事課	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市役所第二庁舎2階		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
病事経5	照会に関する回答事務	市長	事務部経営企画課	事務部経営企画課長	病状照会	1氏名、2性別、3住所、4年齢、5既往歴、6既往疾患、7既往手術歴、8既往外傷歴、9既往感染症、10既往手術												

★管理番号	★個人情報ファイルの名称	★①市の機関の名称	★②個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる個人情報保護管理者	★③個人情報ファイルの利用目的	★④個人情報ファイルの利用目的	★⑤記録項目	★⑥記録範囲	★⑦記録情報の収集方法	★⑧個人情報ファイルに記録される本人の数	★⑨特定個人情報の有無	★⑩要配慮個人情報の有無	★⑪記録情報の経常的提供先	★⑫開示請求等を受理する組織の所在地	★⑬別法令による訂正及び利用停止の手続等	★⑭個人情報ファイルの種別	★⑮備考
医事2	医事データシステムファイル	市長	事務部医事課	事務部医事課長	患者診療、診療費の請求及び収納、診療報酬請求事務及び医療事務全般のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9心身障害等、10疾病・負傷等、11既病・負傷等、12検査情報、13被験者、14手術情報、15病院・主治医、16画像情報、17健康診断・妊娠、18公的扶助の受給の有無、19受給資格、20既往・居住状況、21犯罪に関する事項、22その他社会的差別の原因となる事項、23入退院情報、24請求情報、25予	外来及び入院患者	本人・家族等からの聴取、提出された保険証・公的扶助の受給者証等・診療	1 0 0 0人以上	含まない	含む	社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会、保険会社、保険組合、その他医療機関等	〒343-8577 埼玉県越谷市東越谷十丁目32番地		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 無し	
医事4	照会に対する回答事務ファイル（受付台帳）	市長	事務部医事課	事務部医事課長	病状等の照会に回答するため	1氏名、2患者情報、3照会先	外来及び入院患者	診療録	1 0 0 0人以上	含まない	含まない	各都道府県・市町村、保険会社、弁護士、警察、検察、裁判所等	〒343-8577 埼玉県越谷市東越谷十丁目32番地		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
医事6	診断書・諸証明書発行事務ファイル	市長	事務部医事課	事務部医事課長	診断書及び医療関係諸証明書に関する受けから交付までの処理するため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7心身障害等、8疾患・負傷等、9検査・診療等、10病院・主治医、11既病・妊娠情報、12健康診断・妊娠、13公的扶助の受給の有無、14学業・学歴、15職業・職歴、16団体加入状況、17受給資格、18その他社会的差別の原因となる事項	外来及び入院患者	本人（代理人含む）からの受付、診療録、医事データシステムファイル	1 0 0 0人以上	含まない	含む	保険会社、患者の職場・学校等	〒343-8577 埼玉県越谷市東越谷十丁目32番地		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
医事9	診療費等の滞納整理事務ファイル	市長	事務部医事課	事務部医事課長	未収金の催促、徴収のため	1氏名、2患者情報、3滞納状況	外来及び入院患者	診療録、医事データシステムファイル	1 0 0 0人以上	含まない	含まない	債権回収業務委託弁護士事務所	〒343-8577 埼玉県越谷市東越谷十丁目32番地		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
医事14	診療情報の提供ファイル	市長	事務部医事課	事務部医事課長	転医先等及び患者の家族等に診療情報を提供するため	1氏名、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既病・負傷等、10心身障害等、11既病・負傷等、12既往・診療等、13検査力、14病院・主治医、15写真・16健康診断・妊娠、17公的扶助の受給の有無、18学業・学歴、19職業・職歴、20成績・評価、21受給資格、22家庭状況、23居住状況、24既往・嗜好・25思想・信条、26宗教・27人種・民族、28犯罪に関する事項、29その他社会的差別の原因と	外来及び入院患者	診療録	1 0 0 0人以上	含まない	含む	転医先、患者の家族等	〒343-8577 埼玉県越谷市東越谷十丁目32番地		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	
医事15	病診連携事務ファイル	市長	事務部医事課	事務部医事課長	医療機関からの予約申込みに関する受付のため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9既病・負傷等、11既病・負傷等、14病院・主治医、16健康診断・妊娠	外来診療予約申込み患者及び他の医療機関からのFAX送信及CT・MRI検査予約申込み患者	1 0 0 0人以上	含まない	含む	越谷市立病院医事課	〒343-8577 埼玉県越谷市東越谷十丁目32番地		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り		
医事16	医療相談の記録（ケース記録）の作成ファイル	市長	事務部医事課	事務部医事課長	患者の相談に基づく調査及び援助をするため	1氏名、2性別、3住所、4生年月日・年齢、5電話番号、6本籍・国籍、7婚姻、8親族関係・統柄、9心身障害等、10疾病・負傷等、11検査・診療等、12体力・13病院・主治医、14健康状態、15妊娠、16受診歴・入院歴等、17既往の病歴等、18既往状況、19賃業状況、20納税状況、21公的扶助の受給の有無、22加入保険、23医療費支払状況、24学業・学歴、25職業・職歴、26既婚・27成績・評価、28賞罰、29団体加入状況、30加入健康保険、31社会福祉施設等への入所歴、32家庭状況、33居住状況、34その他家庭状況に関する情報、35意見・要望の内容、36各種相談、37思想・信条、38宗教、39犯罪に関する事項、40その他社会的差別の原因と	外来及び入院患者	患者及び患者家族、関係機関からの聞き取り	1 0 0 0人以上	含まない	含まない	越谷市立病院医事課	〒343-8577 埼玉県越谷市東越谷十丁目32番地		電算処理ファイル（法第60条第2項第1号） 政令第21条第7項のファイル 有り	